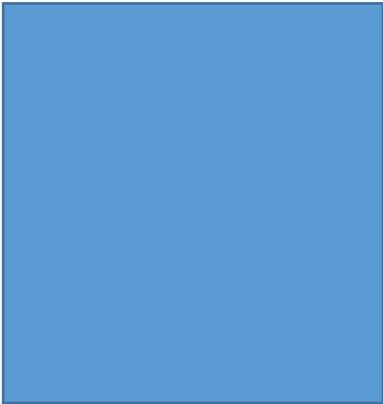


茂原市総合計画

2021→2030

令和2年10月



はじめに

本市は温暖な気候と豊富で良質な地下資源である天然ガスに恵まれ、都心まで 60km 圏内という立地条件を生かし、農業・商業・工業などバランスのとれた産業に支えられて発展を続けてまいりました。

我が国では、少子高齢化や高度情報化が急速に進展し、私たちの生活を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、気候変動に伴う豪雨災害をはじめとする自然災害が国内各地で発生し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界を席卷するなど、生活と経済に甚大な影響を及ぼす事態が相次いでおり、地方自治体にはこれらの事態に的確かつ迅速に対処することが求められています。

本市といたしましても、この大きな時代変化に的確に対応し、地域の発展と魅力ある都市の形成を進めるため、新たな総合計画を策定いたしました。

新たな総合計画では、SDGs*や Society5.0*など新たな時代潮流を的確に捉えた上で、本市の特性や重点課題などから、「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」「明日を担う人を育てる未来に向けたまちづくり」「一人ひとりの地域参加で拓く協働のまちづくり」「地域資源を活かしたにぎわいあるまちづくり」という4つの基本方向を示し、2030年度の本市の目指すべき将来都市像を“未来へつながる「交流拠点都市」もばら”と定め、その実現に向け様々な施策展開を図ってまいります。

未来を担う子どもたちに、明るく豊かな茂原市を引き継いでいくため、市民の皆さまをはじめとして、本市に関わりのある企業や団体などと協力し合いながら計画の実現に向けて鋭意努力してまいります。

終わりに、本計画の策定にご尽力いただきました茂原市総合計画審議会の委員各位、市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメントなどに、ご協力いただきました多くの市民の皆さまに改めてお礼申し上げますと共に、今後もより一層のご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

令和3年3月

茂原市長 田中 豊彦

目次

第1編 序論.....	1
第1章 計画策定の背景.....	2
第1節 策定の趣旨.....	2
第2節 策定の視点.....	3
第3節 計画の期間と構成.....	4
第2章 茂原市の現況.....	5
第1節 市域、地勢.....	5
第2節 沿革.....	6
第3節 茂原市の人口.....	7
第4節 茂原市の産業.....	12
第5節 茂原市の財政状況.....	14
第6節 時代潮流.....	15
第3章 持続可能なまちづくりに向けて.....	17
第1節 まちづくりに関して注目すべき点.....	17
第2節 まちづくりの重点課題.....	18
第2編 基本構想.....	21
第1章 基本方向.....	22
第2章 将来都市像.....	24
第3章 基本政策.....	26

第3編 基本計画.....	29
第1章 総論.....	30
第1節 計画の期間.....	30
第2節 人口.....	30
第3節 土地利用.....	31
第4節 財政の見通し.....	32
第2章 各論.....	33
人が育ち文化と歴史がとけあうまち《教育文化》.....	43
誰もが自分らしく健康に暮らせるまち《健康福祉》.....	65
未来への活力とにぎわいがあるまち《産業振興》.....	85
しなやかで安心して住めるまち《安全安心》.....	101
利便性と落ち着きが共存するまち《都市環境》.....	119
市民が主役の持続可能なまち《協働推進》.....	147
第4編 まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	161
第1章 総合戦略の全体像.....	162
第1節 概要.....	162
第2節 基本目標.....	164
第2章 総合戦略による施策の展開.....	167
第1節 施策の実現に向けて.....	167
第2節 施策の展開.....	168
資料編.....	181

第1編 序論

第1章 計画策定の背景

第1節 策定の趣旨

本市は、東京都心から約60kmに位置する、人口約8万9千人の都市です。九十九里平野南部の温暖な気候と天然資源に恵まれ、農・商・工のバランスが取れたまちとして発展してきました。

その過程で市は、目指すべき将来都市像を示し、これを実現するための分野ごとの施策・事業を体系的にまとめた総合計画を策定し、各時代に対応した市政運営に取り組んできました。平成13(2001)年に策定した「茂原市総合計画」では、将来都市像を「ゆたかな暮らしをはぐくむ『自立拠点都市』もばら」とし、少子高齢化や高度情報化、地方分権の進展など、大きな時代の変化に対応しつつ、個性ある地域の発展と魅力ある都市の形成を目指したまちづくりを進めてきたところです。

こうした中、平成28(2016)年4月1日、住民自治に基づく市政運営を進めていくため、まちづくりの担い手である市民等、市及び議会が共有する、基本的なルールを定めた「茂原市まちづくり条例」が制定されました。同条例では「市は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定し、まちの将来像を描くとともに、地域の様々な資源を有効に活用し、その実現を図るもの」とされました。

そしてこのたび、現行計画が令和2(2020)年度末で計画期間の満了を迎えることから、同条例に基づいて、令和3(2021)年度以降の市政運営の指針となる新たな「茂原市総合計画」を策定することとなりました。また、本市は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少対策の柱となる「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27(2015)年に策定しましたが、今後の市政運営にあたっては、人口減少をにらんだ長期的な観点からの取り組みがこれまで以上に重要になることから、総合計画の中に総合戦略を位置付け、一体的な運用を図ることとしました。

今後はこの計画に基づき、これまでのまちづくりの成果も踏まえつつ、市民と市の協働による新たな茂原市の創造に向けた取り組みを進めていきます。

第2節 策定の視点

計画策定に当たり留意した点は、次のとおりです。

(1) 持続可能なまちの実現を見据えた計画

人口減少・少子高齢化に対応するため、「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体化を図り、持続可能な市政運営の指針となる計画とします。また、「持続可能な開発目標（SDGs）*」の視点・考え方を取り入れ、まちづくりを通じてSDGsの達成に貢献できる計画とします。

(2) 財政状況を踏まえた実効性ある計画

本市の財政状況を踏まえ施策・事業内容について検証し、実効性のある計画とします。

(3) 進行管理が容易で確実な進捗が図られる計画

計画から予算編成、施策や事業等の推進及び評価、改善までが一体となったPDCAマネジメントサイクル*を実効性あるものとするため、予算編成や行政評価に連動することを見据えた計画とします。

(4) 市民への説明責任に配慮した計画

従来の計画体系を見直し、シンプルな構造としつつ、各目標の論理的なつながりを明確にすることで、市民に分かりやすい計画とします。

(5) 住民参加により策定する計画

「茂原市総合計画策定のための市民アンケート」や「みんなで考える茂原市総合計画策定ワークショップ」を実施するなど、「茂原市まちづくり条例」に基づき、住民参加を重視して策定する計画とします。

第3節 計画の期間と構成

茂原市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成します。

(1) 基本構想

【令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（10年間）】

市政運営の指針となる長期構想であり、将来のありたいまちの姿（将来都市像）を掲げ、分野ごとの基本政策を定めます。

(2) 基本計画

【前期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度（5年間）】

【後期：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）】

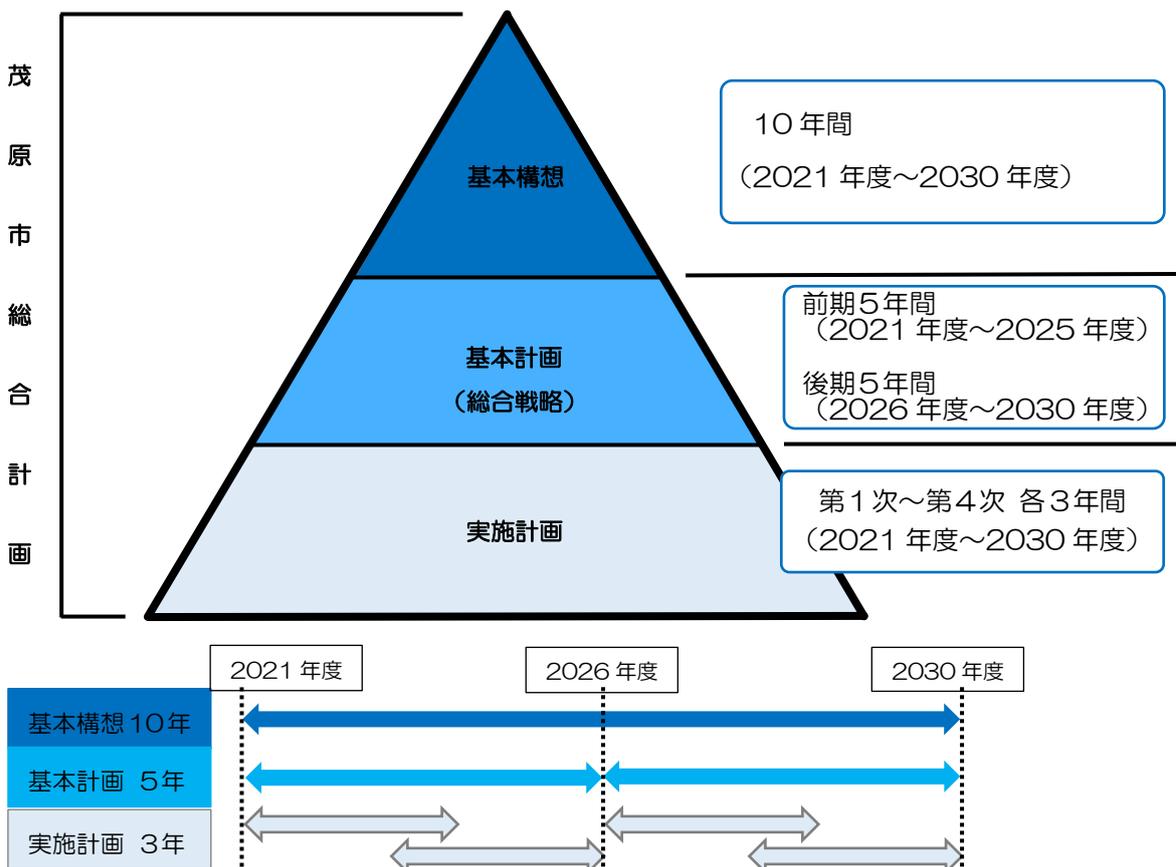
基本構想で掲げる将来都市像を実現するため、各分野における施策の目標や現況と課題、施策の方向性などを示します。

人口減少・少子高齢化に横断的に取り組む施策として、「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置付けます。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた施策を推進するための具体的な事業を示します。計画期間は3年間とします。

《茂原市総合計画の構成》



第2章 茂原市の現況

第1節 市域、地勢

(1) 位置と地勢

茂原市は、千葉県のほぼ中央、九十九里平野の南部に位置する総面積 99.92 km² の市で、千葉市、市原市、大網白里市、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町の3市4町1村と接しています。

市の西部は房総台地の裾部にあたり、河川が台地深く入り込んで複雑な谷津を形成しています。市内を一宮川及び支流の豊田川、阿久川、鶴枝川、南白亀川及び支流の赤目川が流れており、これらは標高の高い市西部の台地を源としています。市の東部は標高の低い平坦な沖積平野です。

東京都心から約 60km に位置しており、平成 25（2013）年の首都圏中央連絡自動車道（圏央道）開通以降、東京・千葉方面、横浜・川崎方面へのアクセスが飛躍的に向上しました。

図表 茂原市の位置



茂原市の地図を掲載

第2節 沿革

(1) 沿革

茂原市の名称は、平安時代に貴族の藤原黒麻呂が、藻が茂る湿地帯の原野を開拓して私有地（荘園）とした「藻原の荘」に由来しています。

江戸時代になると、現在も続く「六斎市」も開かれ、商都として繁栄しました。また、儒学者の荻生徂徠が少年期から青年期を本納で暮らし、学問の基礎を築いたとされています。

明治時代には、交通の要衝、商業の中心地として、大きな発展を遂げました。その後、昭和27（1952）年に6町村（茂原町、東郷村、豊田村、二宮本郷村、五郷村、鶴枝村）が合併して、市制が施行された後は、戦前から活用されていた、豊富な埋蔵量を誇る天然ガスを利用する企業の進出が相次ぎ、急速な工業化が進みました。昭和47（1972）年には本納町と合併して、現在の市域が形成され、長生・山武・夷隅地域の中核的な都市として発展してきました。また、毎年7月に開催され、県内外から多くの観光客が訪れる「茂原七夕まつり」など、多彩な市民文化も展開されてきました。

その後も国内大手メーカー系列の企業が本社や事業所を構えるなど、中小型パネルや半導体の一大生産拠点となっておりました。2010年代には市内工場が閉鎖される事態も発生しましたが、近年は、各メーカーの事業を統合した企業が新たに立地しました。平成25（2013）年に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が開通したことで、首都圏各地へのアクセスが飛躍的に向上し、生産や物流の拠点としての魅力が高まっているほか、平成29（2017）年に「茂原にいほる工業団地」の造成が完了し、新たな企業が進出するなど、工業都市として再び脚光を浴びつつあります。

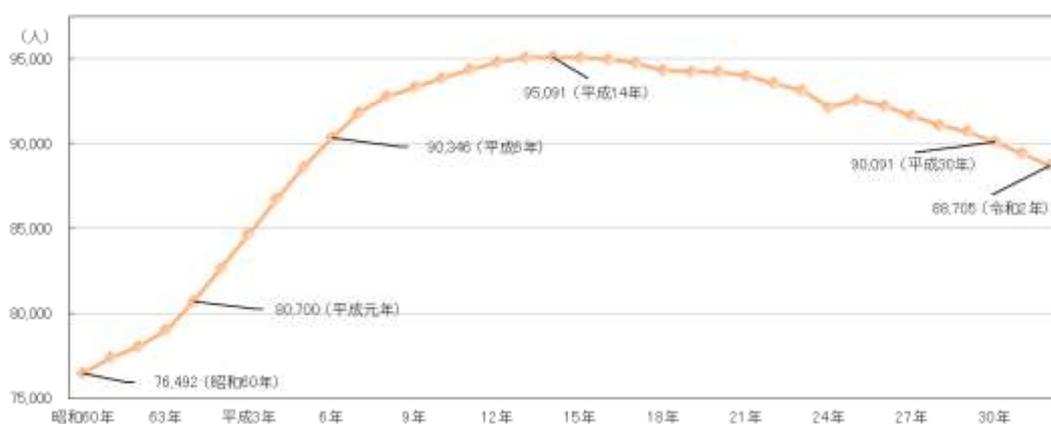
第3節 茂原市の人口

(1) 人口の推移

① 総人口

昭和60（1985）年から平成31（2019）年までの総人口（各年4月1日時点の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計）の推移を見ると、平成元（1989）年に8万人、平成6（1994）年には9万人を突破しており、当初は一貫して人口増加が続いていたことが分かります。その後も人口は増加傾向にありましたが、平成14（2002）年の95,091人をピークに人口減少に転じました。以降も緩やかな減少を続け、令和2（2020）年は88,705人となっています。

図表1 総人口の推移



S60	S63	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R2
76,492	79,015	84,670	90,346	93,319	94,816	95,061	94,328	94,001	92,129	91,646	90,091	88,705

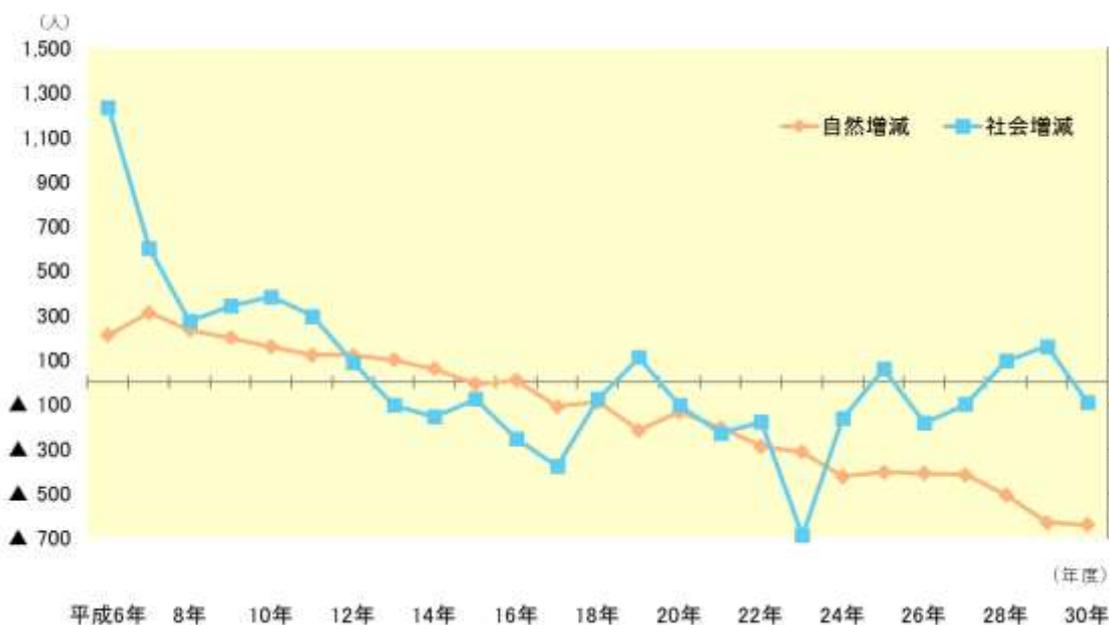
資料：「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」（各年4月1日現在、茂原市）

②人口動態

人口動態を見ると、平成17（2005）年以降、出生者数が死亡者数を下回る人口の自然減が一貫して生じています。

一方、社会増減については、年によって逆転は見られるものの、おおむね転入者数が転出者数を下回る社会減の傾向が続いています。

図表2 人口動態の推移



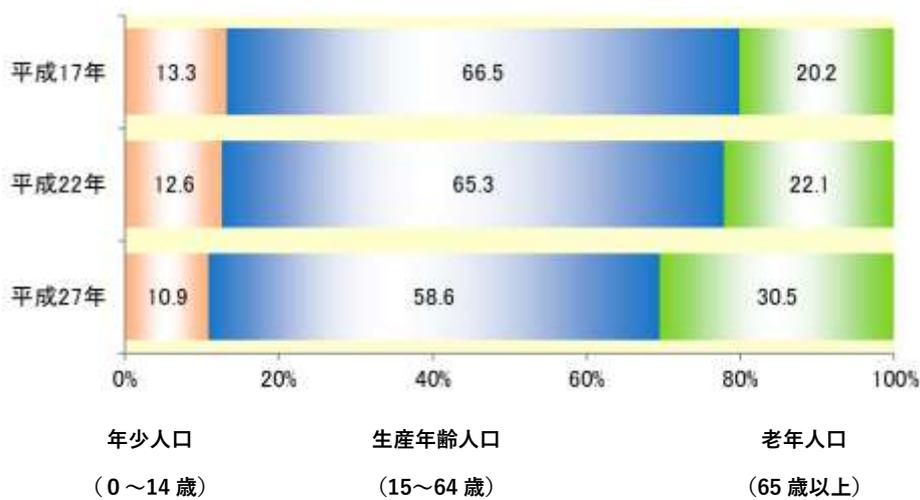
	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30
社会増減	1,237	276	385	90	-154	-252	-75	-103	-179	-163	-182	97	-90
自然増減	211	235	159	123	60	9	-89	-132	-287	-422	-408	-506	-640

資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」（総務省）

③年齢3区分別人口比

年齢3区分別人口比の推移（平成17（2005）年～平成27（2015）年）を見ると、年少人口（0～14歳）が13.3%から10.9%へと2.4ポイント、生産年齢人口（15～64歳）が66.5%から58.6%へと7.9ポイント減少する一方、老年人口（65歳以上）は20.2%から30.5%へと10.3ポイント（約1.5倍）増加しており、少子高齢化が進行していると考えられます。

図表3 年齢3区分別人口比の推移



資料：「国勢調査」（総務省）

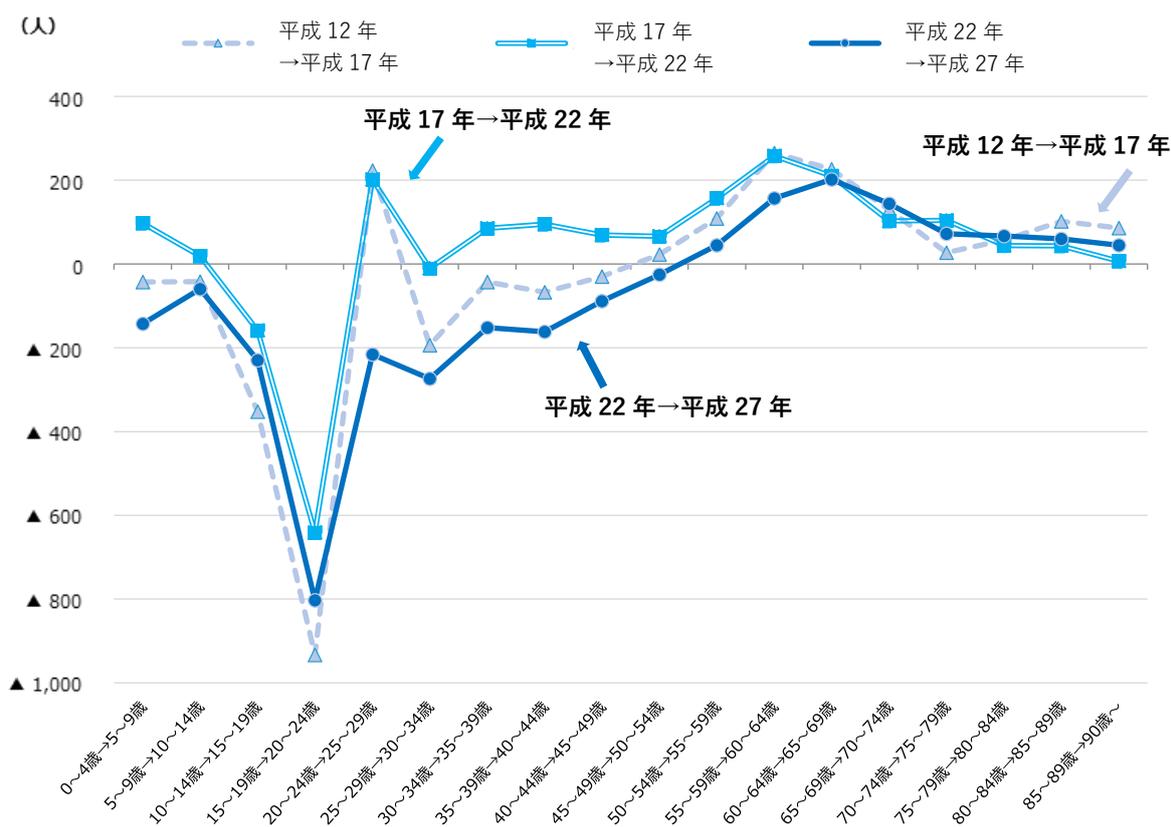
④年齢階級別純移動数

年齢階級別の純移動数(転入者と転出者の増減数)を時系列に見ると、平成12(2000)年から平成17(2005)年、平成17(2005)年から平成22(2010)年、平成22(2010)年から平成27(2015)年のいずれの5年間でも、15歳から19歳の減少幅が大きくなっています。進学や就職などで本市を離れる若者が多いとみられます。

20~24歳の純移動数については、平成12(2000)年から平成17(2005)年、平成17(2005)年から平成22(2010)年の各5年間ではプラスになっており、進学や就職などで本市を離れた若者が一定数戻ってきていたとも考えられますが、直近の平成22(2010)年から平成27(2015)年ではマイナスに転じています。

図表4 年齢階級別純移動数の推移

(例) 平成17年から平成22年の間には、0~4歳の集団は5~9歳の集団になります(0~4歳→5~9歳)。二重線の折れ線は、その期間における当該集団の純移動を示しています。



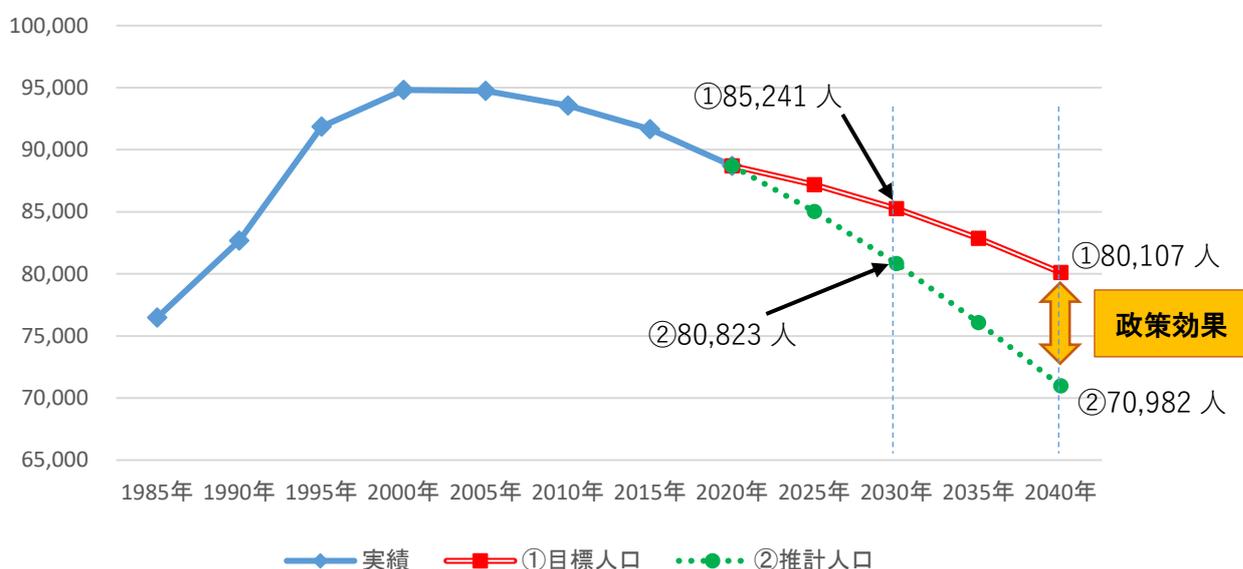
資料：「国勢調査」(総務省)

(2) 人口の見通し

本市の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）のデータを基に推計すると、このまま何も手を打たなかった場合、令和22（2040）年には総人口が71,559人となり、令和2（2020）年の88,705人から2万人近く減ることが予想されています。

この見通しに対し、子どもを産み育てやすい環境づくりや、本市への移住・定住の促進など、新たな人の流れの創出に向けた取り組みを進めて行くことで、基本構想の目標年次である令和12（2030）年に85,000人、更に10年後の令和22（2040）年に80,000人の人口を維持することを目標とします。

図表5 人口の見通し



	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020		2025	2030	2035	2040
実績	76,492	82,681	91,855	94,816	94,749	93,554	91,646	88,705	①	87,195	85,241	82,859	80,107
									目標人口				
									②	85,014	80,823	76,064	70,982
									推計人口				

資料：「住民基本台帳人口」「外国人登録人口」（各年4月1日現在、茂原市）、
『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』（社人研）等を基に作成

(2030年の目標人口) 85,000人

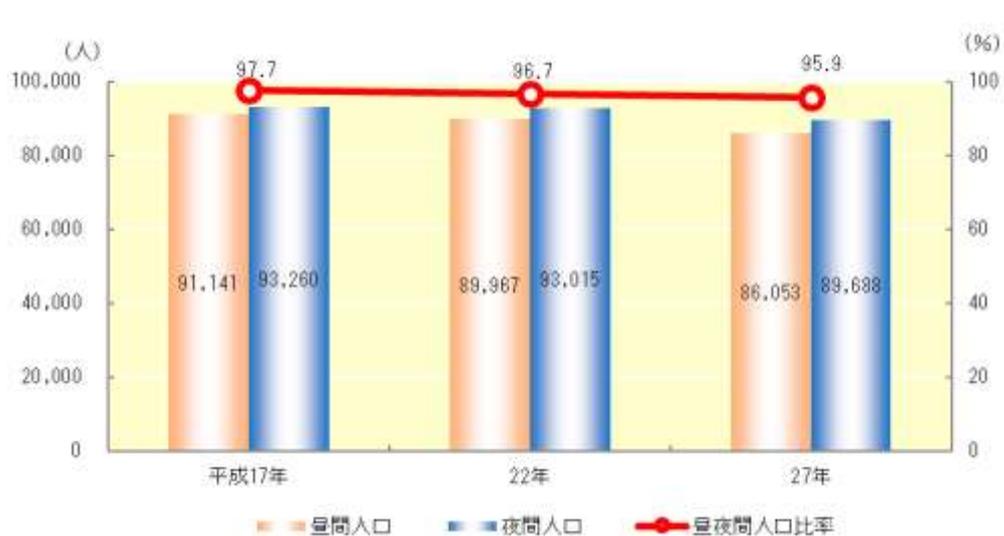
第4節 茂原市の産業

(1) 産業構造

① 昼夜間人口比*と自市内就業割合

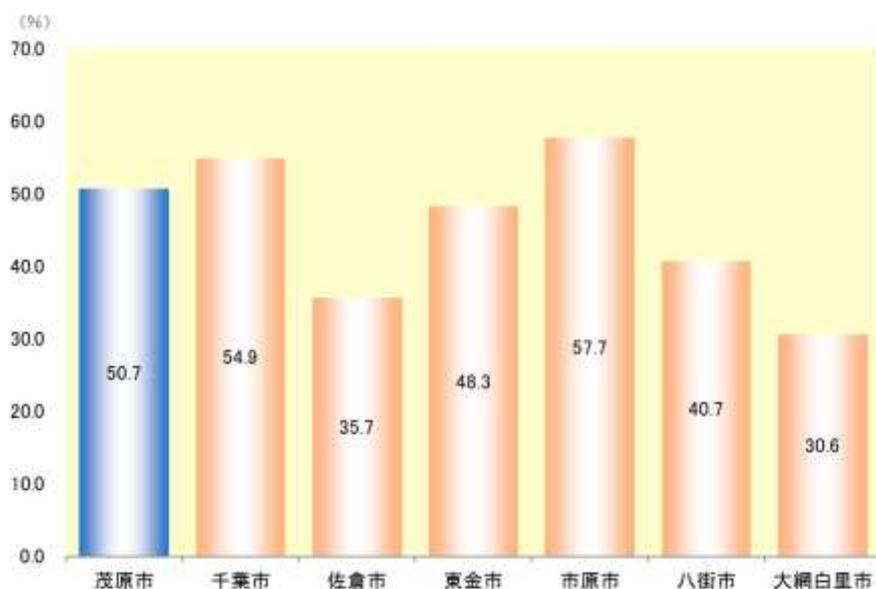
昼夜間人口比の推移を見ると、平成17(2005)年から平成27(2015)年までの10年間で、97.7%から95.9%とほぼ横ばいとなっています。また、自市内就業割合(ある市に常住する就業者のうち、その市で従業する人の割合)を周辺自治体と比較すると、本市は千葉市(54.9%)に次ぐ水準となっており、就業の場としての拠点性を有していると言えます。

図表6 昼夜間人口の推移



資料:「国勢調査」(総務省)

図表7 自市内就業割合の比



②産業別就業者

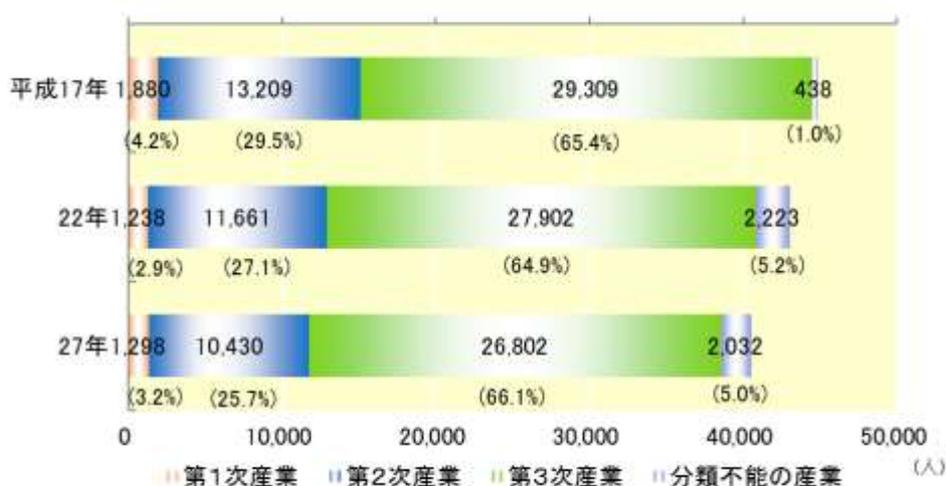
本市では人口減少に伴い、就業人口も減少傾向にあります。本市の産業別就業人口の割合は、第3次産業、第2次産業、第1次産業の順に多くなっています。第1次産業、第2次産業の就業者割合が減少傾向にある一方、第3次産業に従事する人の割合は微増しています。

第1次産業のうち、農業については、温暖な気候を活かし、米作を中心に、特産品の秋冬ネギ、トマト、イチゴなどの施設園芸が盛んですが、後継者不足が大きな課題となっています。

第2次産業については、天然ガスが豊富な地域特性から、古くから企業の進出が進み、現在は国内最大級の液晶ディスプレイ工場が立地するなど、先端技術産業が盛んです。他方、世界経済の影響等により、近年、市内工場の閉鎖も起きており、今後は世界経済の影響を受けにくい、内需型企業*の誘致も課題となります。

第3次産業では、周辺市町村とともに構成する「茂原商圏」の中心都市として、商業の集積が見られますが、郊外型店舗の進出に伴って、衰退傾向にある中心市街地の活性化が課題となっています。また、観光については、「茂原七夕まつり」といった地域文化が大きな資源となっていますが、圏央道の開通も追い風とした、通年型観光資源の開発が課題となっています。

図表8 産業別就業人口及び構成割合



資料：「国勢調査」（総務省）

【参考】

第1次産業：農業・林業・漁業

第2次産業：鉱業・建設業・製造業

第3次産業：電気・ガス・水道、卸売・小売、飲食・宿泊、教育・学習、その他サービス業など

第5節 茂原市の財政状況

本市の財政状況については、平成20（2008）年度から平成30（2018）年度までの間で、歳出が増加傾向にあります。特に少子高齢化の進行といった全国的な潮流を受けて、社会保障費などの扶助費の伸びが顕著となっています。

一方、歳入については、自主財源となる市税はほぼ横ばいとなっています。今後、少子高齢化のさらなる進展等により一層の歳出増加が見込まれる中、厳しい財政状況となることが予想されています。

図表9 歳出（性質別_決算額）



図表10 歳入（決算額）



第6節 時代潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国は出生数の減少などを背景として、平成20(2008)年頃をピークに人口減少局面に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成29(2017)年)によれば、平成27(2015)年に1億2,709万人だった総人口はその後減り続け、令和35(2053)年には1億人を下回ると予想されています。また、同年には、年少人口(0~14歳)が1,038万人(10.5%)、生産年齢人口(15~64歳)が5,119万人(51.6%)、高齢者人口(65歳以上)が3,767万人(38.0%)となり、今後も少子高齢化の傾向が続くと見込まれています。

さらに、地方から大都市への人口移動が進行することによる東京一極集中の一方で、将来的に人口減少により存続が危ぶまれる自治体が増加しています。人口減少と少子高齢化の進行は、経済規模の縮小につながるほか、年金・医療・介護等の社会保障費が増加し、制度維持や財政面にも深刻な影響が及ぶとみられています。

こうした状況に対応するため、国は東京一極集中と人口減少の克服を目指すとともに、各市区町村は「地方版総合戦略」を策定し、子育て環境の整備や移住定住の促進に取り組んでいます。

また、人口減少と少子高齢化による社会構造の急激な変化は、地域活動における担い手の減少や高齢化、自治会への加入率低下など、地域コミュニティのあり方にも影響を及ぼしています。

自治体の厳しい財政状況に加え、地域課題が複雑化・多様化するにつれて、従来の行政主導のまちづくりに代わり、市民と行政の協働のまちづくりの重要性が増しています。まちづくりの基本ルールを定めた自治基本条例の制定や、NPOやボランティア団体の参画、民間企業による地域社会への貢献など、多様な主体が協働する新たなまちづくりのあり方が広がっています。

(2) 安全安心な環境づくりの重要性

近年の我が国では、地震、風水害をはじめとする自然災害が頻発しています。特に、令和元(2019)年の台風15号及び19号、加えて10月25日の大雨は、本市においても甚大な被害をもたらしました。更に、令和2(2020)年には、新型コロナウイルス感染症が世界的規模で猛威を振るい、人々の生活や経済に大きな影響を与えました。

地球温暖化の影響もあり、想定を超えた自然災害が増加する中、行政による「公助」に加え、自分の身は自分で守る「自助」、自主防災組織の強化など地域の支え合いを基盤とした「共助」の重要性が再認識されています。国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を平成25(2013)年に制定するとともに、国土強靱化基本計画を策定し、地方自治体にも国土強靱化地域計画の策定が求められています。加えて、高度成長期以降に整備した社会資本の老朽化が進んでおり、防災・減災への視点を踏まえた都市基盤や公共施設の維持管理・更新が急務となっています。

暮らしの中では、高齢者を狙った特殊詐欺や、インターネットやSNSの普及により子どもが巻き込まれる犯罪が増えており、新たな犯罪への対策とともに、地域全体で安全安心な環境づくりに取り組むことが求められています。

(3) 技術革新の進展

近年、ICT（情報通信技術）や、AI*（人工知能）、IoT*（モノがインターネットとつながる仕組み）、ビッグデータ*（インターネット上に蓄積される膨大なデータ）など、新たな技術を活用した産業が大きな成長を見せており、人の暮らしを劇的に変えると予測されています。また、誰でも自由に入手・利用できるオープンデータ*によって、様々な人やモノ、知識、情報がつながることで、新たな価値を生み出すイノベーションが加速しています。

例えば、企業や自治体においては、データ入力などの定型的な事務作業をソフトウェアに代行させる技術であるRPA*（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入により業務の効率化が図られています。また、交通の分野では、IoTにより接続された多様な交通手段の中からAIが最適なものを選択し提案するサービスの開発が進んでおり、地域特性に応じた交通サービスの充実が期待されています。

技術革新はこのほか、製造業や、保健・医療、介護、教育といった幅広い分野への活用が見込まれています。さらには、シェアリングエコノミー*（多くの人が空間、サービス、モノ、スキルなどを共有して利用する仕組み）の拡大や、サテライトオフィスの普及による場所を選ばない働き方など、単なる利便性の向上に留まらず、社会経済構造にまで影響を与えています。

国においても、「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に次ぐ新たな社会として「Society5.0」を提唱し、インターネット上の仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の両立を目指した取り組みを進めています。

(4) 持続可能な社会に向けた動き

世界的に、地球温暖化や生物多様性の喪失など、人類の生存に関わる問題が顕在化しており、早急な対応が求められています。人口減少・少子高齢化の流れが今後も続き、これまでの大量生産・大量消費型経済を継続することが困難とみられる中、自然環境と共生し、従来とは異なる文化的・精神的な豊かさを実現できる持続可能な社会モデルへの転換を求める動きが強まっています。

このような背景の下、平成27(2015)年9月の国連サミットでは、令和12(2030)年までに達成すべき国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「貧困削減」「教育」「エネルギー」「生産・消費」「気候変動」など17のゴールと169の具体的なターゲットが設定されており、多様な領域における取り組みが進められています。「誰一人取り残さない」という理念の下、発展途上国も先進国も含めた全世界の国々だけでなく、企業や自治体、コミュニティ、個人も目標達成に向けて重要な役割を担っています。

我が国においても、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部により策定された「SDGsアクションプラン2019」では、「SDGsと連携するSociety5.0の推進」、「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」が重点として挙げられています。また、自治体によるSDGs達成に向けた取り組みは、地方創生の実現にも資することから、全国各地で地域特性に応じたSDGsへの取り組みが広がっています。

第3章 持続可能なまちづくりに向けて

第1節 まちづくりにおいて注目すべき点

本市は、代々受け継がれてきた伝統文化が市民生活を彩る一方、地下資源に支えられた先端技術産業の拠点となるなど、様々な異なる地域特性それぞれが、市の強みとして輝きを放つ魅力的な地域です。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通により、都心や空港へのアクセスが向上するなど、周辺環境に大きな変化も訪れつつあります。

一方、少子高齢化・人口減少という全国的な潮流はますます強まっており、今後の行政運営に当たっては、これまでよりも長期的な観点からまちづくりに取り組むことで、地域の持続可能性を確保していく必要があります。また、まちづくりを通じて「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献していくことも求められます。

このような視点を踏まえた上で、市民アンケートを通じて把握した市民のニーズなども考慮し、今後のまちづくりにおいて特に注目すべき点を次のとおり整理しました。

（1）地域の中核的な都市としての拠点性

天然ガスが豊富で、早くから化学工業、電子工業が盛んだった本市は、現在も液晶パネル等の先端技術産業が集積する工業都市であり、雇用吸収力のある就業の場として機能しています。また、本市は県南東部一帯の地域で構成する茂原商圏（茂原市、勝浦市、いすみ市、大網白里市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町）の中心都市であり、買い物の広域的な拠点としての役割も担っています。

（2）地理的優位性

本市は、一大消費市場である東京23区をはじめとする首都圏から50～70km圏内に位置しているほか、県都千葉市に隣接しており、地理的優位性を有しています。さらに、平成25（2013）年に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が開通したことで、羽田空港や成田空港へのアクセスも飛躍的に向上したほか、令和2（2020）年には「茂原長柄スマートインターチェンジ」も開通し、生産や物流の拠点性向上による地域産業の活性化などが見込まれています。

（3）歴史と文化の厚み

中世に寺院の門前町として栄え、近世に入ってから六斎市が開かれる商都として大きなぎわいを見せた本市には、長い歴史があり、古くから伝承されてきたお囃子や獅子舞い、鯛ちょうちんなど豊かな伝統文化があります。さらに、「七夕まつり」や「桜まつり」といった新たな市民文化も花開いており、歴史と文化が重なり合った奥行きのある都市となっています。

（4）温暖な気候と豊かな自然環境

本市には里山の景観をはじめとした豊かな自然環境が残されており、国の天然記念物であるミヤコタナゴ、生息地が国の天然記念物に指定されているヒメハルゼミなど、貴重な動植物にも恵まれています。また、年平均気温が15.3℃（気象庁「メッシュ平年値データ」1981年～2010年）と、年間を通じて温暖で過ごしやすい環境にあります。

第2節 まちづくりの重点課題

少子高齢化・人口減少が進み、ひたすら「量」を追求する社会経済モデルからの転換が求められる中、今後のまちづくりにおいては、市民一人ひとりの生活の「質」を重視することが重要になっていきます。

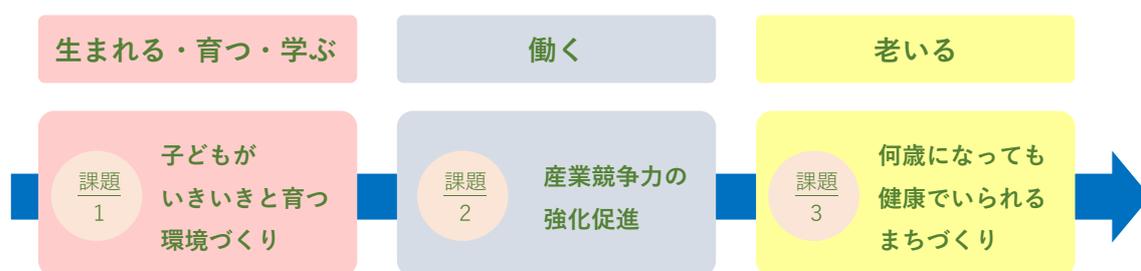
時間的な視点から眺めると、人は一生の中で、生まれ、育ち、学び、働き、老いるというライフステージ*をたどります。一方、空間的な視点から暮らしを捉え直すと、人は個人・家庭、生活圏域、さらには市域・広域といった空間の中で活動しています。

今後のまちづくりにおいて生活の「質」を重視することとは、このような、時間的・空間的な視点から見てくる市民一人ひとりの生活のありように沿った、行政運営を進めることと考えます。

以下に、第1節で整理したまちづくりにおいて注目すべき点を踏まえつつ、今後の本市における重点課題を整理します。

時間的な視点

まず、時間的な視点からは「生まれる・育つ・学ぶ」に関わる「子どもがいきいきと育つ環境づくり」、「働く」に関わる「産業競争力の強化促進」、「老いる」に関わる「何歳になっても健康でいられるまちづくり」の3点が挙げられます。



【課題1】子どもがいきいきと育つ環境づくり

現在、本市においても少子高齢化が進行しており、合計特殊出生率*についても、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っているのが現状です。今後も本市が活気あるまちとして発展していくためには、地域ぐるみの子育て支援や子育てと仕事の両立支援などを進め、子どもが健やかに育っていける環境づくりに一層取り組む必要があります。

【課題2】産業競争力の強化促進

天然ガスに恵まれ、古くから化学工業や電子工業が盛んだった本市は、現在では、中・小型液晶パネルをはじめとする先端技術産業の生産拠点となっています。しかしながら、

経済のグローバル化が進み、世界経済の動きが企業業績にも大きな影響を及ぼす中で近年、市内の工場の閉鎖も起きました。今後は、従来の輸出型企業のみならず、世界経済の影響を受けにくい内需型企業の誘致と、地域経済とのつながりが強い内発型企業*の育成を図り、地域の雇用を促進していく必要があります。このため、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）開通による、首都圏各地や成田、羽田両空港へのアクセス向上を契機に、生産拠点としての魅力向上に取り組むことが求められるほか、平成29年に造成が完了した「茂原にはる工業団地」を柱とした物流拠点としての機能向上も必要です。

【課題3】何歳になっても健康でいられるまちづくり

今後、老年人口（65歳以上）の更なる増加が見込まれる中、何歳になってもいきいきと健康に暮らせるまちづくりを進めることが重要です。医療環境の充実を図るほか、都市構造のコンパクト化や高齢者の移動手段の確保に取り組み、外出しやすく社会参加しやすい環境づくりを進めることが求められます。

空間的な視点

次に空間的な視点からは、取り組みの主体を考慮し、個人・家庭における「一人ひとりの意識の醸成」、生活圏域における「担い手の確保とコミュニティの活性化」、市域・広域における「まちづくりを着実に推進する行財政運営」の3点が挙げられます。



【課題4】一人ひとりの意識の醸成

市民一人ひとりが、これからのまちづくりの主役です。災害や病気から自身や家族を守るのももちろんのこと、日頃からの健康づくりや生涯にわたる学び、地域での助け合いや環境保全などについても、市民の力なくして成り立ちません。このように、今後、人口が減少する中でも活気あるまちを実現するためには、一人ひとりの「わがまち・茂原」に対する愛着を育み、地域づくりに関与する機運を高めていくことが大切となります。

【課題5】担い手の確保とコミュニティの活性化

自治会に代表される地域コミュニティは、これまで様々な機能を担ってきましたが、担い手の高齢化なども顕著となっています。これまでの地域コミュニティのあり方を見つめ直し、地域を担う人材の育成を進めるとともに、福祉などのテーマに沿って活動する市民団体などのテーマコミュニティの活動活性化を促していくことが重要となっています。また、担い手の確保については、シティプロモーション*などを通じ、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図ることも大切です。

【課題6】まちづくりを着実に推進する行財政運営

行政には、市域・広域のまちづくりを、ハード・ソフトの両面から計画的かつ着実に進めていくことが求められます。ここでいうまちづくりには、道路・上下水道などの都市基盤整備のほか、防災や福祉といった安全安心に関する体制づくりなども含まれます。このため行政には、効率的で効果的な行政運営に向けた努力とともに、健全な財政を維持するための取り組みなども求められます。

2つの視点をつなぐ手法

時間的な視点からの課題、及び空間的視点からの課題の双方に共通する、これからのまちづくりの手法として、「多様な主体の協働」と「先端技術の活用」が挙げられます。

これらは、信頼できる人々と協力し合うことや、技術を活用し生活や仕事を変革していくことなど、災害や疫病の脅威を通じ、その重要性が再認識された課題でもあります。

【課題7】多様な主体の協働

社会が変容するにしたがってまちづくりの課題も複雑化し、行政による取り組みだけでは解決できない問題も発生しています。このため今後は、市民一人ひとりの力や、コミュニティの力を基本としつつ、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

また、近年では、民間企業が社会的な課題の解決に取り組む事例も多く見られ、行政との効果的な連携のあり方を検討していく必要もあります。

【課題8】先端技術の活用

ICT や IoT などのデジタル技術の革新により、社会のあり方そのものが変わろうとしています。先端技術の活用により、農業・工業・商業だけでなく、教育や福祉、医療など幅広い分野でイノベーションが創出されつつあり、働き方や居住地の選び方など、人々の生活を激変させる可能性も持っています。

今後のまちづくりでは、このような先端技術の活用を各分野において進め、市民生活の利便性や仕事の効率性を追求するとともに、例えば二地域居住の促進など、地域の可能性を高めていくことが重要となっています。

第2編 基本構想

第1章 基本方向

少子高齢化・人口減少に対応した持続可能性の確保を柱に市政運営を進めていくとの考えの下、今後の本市における重点課題を踏まえて、これを分野横断的に整理し直すことで、本市が目指す基本方向を次のとおり示します。

(1) 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

地震や風水害といった大規模災害に対する対策を進め、地域全体のレジリエンス（回復力、復元力、しなやかさ）を高めるほか、医療環境の充実を図り、全ての市民がどのようなライフステージにあっても健康で安心して暮らせるまちをつくれます。

(2) 明日を担う人を育む未来に向けたまちづくり

安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、子どもたち一人ひとりが柔軟かつ主体的に未来を切り拓いていくのに必要な能力を育むための教育の充実を図ります。

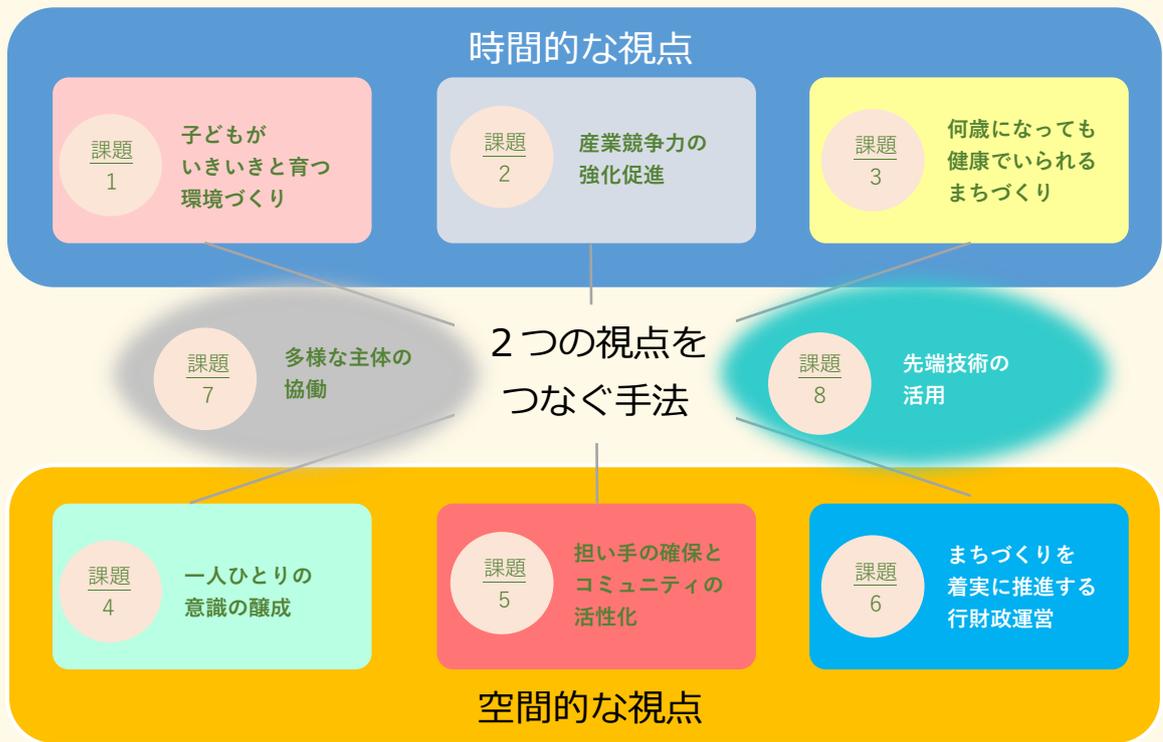
(3) 一人ひとりの地域参加で拓く協働のまちづくり

自治会をはじめとした地域コミュニティの活性化を図るとともに、企業や外国人など、従来はまちづくりへの参加が少なかった多様な主体も、重要な担い手として捉え、「オール茂原」で協働のまちづくりを進めます。

(4) 地域資源を活かしたにぎわいあるまちづくり

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）開通によるアクセス向上を契機に、地域全体の産業競争力の向上に取り組むほか、歴史や文化、自然といった地域資源を活かしたシティプロモーション、先端技術の活用による地域活性化を推進し、にぎわいあるまちをつくれます。

まちづくりの重点課題



分野横断的に課題を整理



基本方向の先にまちの将来像を見据える

未来へつながる「交流拠点都市」もばら

基本方向

将来都市象

第2章 将来都市像

第1章の基本方向に沿って、本構想の目標年次である令和12（2030）年度において、本市が目指すべき将来都市像は以下のとおりとします。

未来へつながる「交流拠点都市」もばら

「未来へつながる」という言葉には、いくつもの目指すまちのイメージが込められています。

- 安全安心を基盤に、将来にわたり持続していくまち
- 未来を担う世代を育み、歴史と伝統を伝えていくまち
- 市民、企業、行政をはじめとしたいくつもの主体がつながり協力しあいながら創り上げるまち

そして、まち全体として、人や物が集い行き交う「交流拠点都市」となることを目指します。

- 圏央道を中心とした交通網により首都圏の主要都市や羽田、成田両空港とつながる活気のあるまち
- 一人ひとりの想いや取り組みが、コミュニティ、市全体、周辺地域での交流へと広がり、新たな可能性が生まれるまち

将来都市像

未来へつながる「交流拠点都市」もばら

将来都市像を実現するための基本政策

市民生活に関する基本政策

人が育ち文化と歴史がとけあうまち
《教育文化》

誰もが自分らしく健康に暮らせるまち
《健康福祉》

未来への活力とにぎわいがあるまち
《産業振興》

都市づくりに関する基本政策

しなやかで安心して住めるまち
《安全安心》

利便性と落ち着きが共存するまち
《都市環境》

市民が主役の持続可能なまち
《協働推進》

第3章 基本政策

第2章で示した「将来都市像」を実現するため、「序論」の「まちづくりの重点課題」にて整理した視点も踏まえ、次のとおり6つの基本政策を示します。

【市民生活に関する基本政策】

1 人が育ち文化と歴史がとけあうまち《教育文化》

子どもたち一人ひとりが個性を生かし、他者と協力しながら自立して生きることができる能力と、豊かな人間性を育むため、学校・地域・家庭が協働して教育環境整備に取り組みます。

また、市民だれもが、興味・関心に応じて気軽にスポーツや生涯学習、芸術文化活動に取り組むことができ、健康づくりやコミュニティの活性化、伝統芸能の保護につながるような環境の整備を進めます。

さらに、国際理解の促進や国際感覚の醸成を図るとともに、外国人市民とともに暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

2 誰もが自分らしく健康に暮らせるまち《健康福祉》

市民が互いに助け合う地域共生社会づくりを進めることで、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して楽しく子育てできるような、また高齢者や障害のある方が、個人の状況や適性に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるような環境の実現を目指します。

また、心身ともに健康で豊かな潤いのある生活を実現するため、市民主体の健康づくりを支援して健康寿命*を延ばすとともに、地域の医療体制の整備に努めます。

さらに、市民が安心して生活を送ることができるように、社会保障の健全運営と相談機能を充実させるとともに、生活困窮に陥った方に対しては自立した生活へ向けた支援に努めます。

3 未来への活力とにぎわいがあるまち《産業振興》

豊富な地下資源と良好なアクセスを生かし、農業に関しては生産基盤の整備や農用地の保全に努めながら、担い手の育成支援や法人化を促進し、工業に関しては技術開発の支援、戦略的な企業誘致を進めることで、地域全体の産業競争力を高めます。

また、中心市街地のにぎわい創出や活性化に取り組むとともに、中小企業の経営支援や起業・創業支援に努めます。

さらに、新たな観光資源の開発を行うとともに、歴史や伝統をはじめとする地域の持つさまざまな魅力を積極的に発信することで、移住定住の促進に努めます。

【都市づくりに関する基本政策】

4 しなやかで安心して住めるまち《安全安心》

市民の生命、身体及び財産を守るため、関係機関との協力により河川の改修・維持管理や内水対策などを推進するとともに、防災教育や地域における防災活動の核となる人材の育成に努め、自助・共助の取り組みを強化します。

また、犯罪のない明るく安全な地域社会づくりを目指し、防犯教育や啓発活動などを通じて市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。

さらに、子どもや高齢者をはじめ、誰もが通行しやすい道路等の整備に努めるとともに、交通安全意識の向上を図ることで、安全で便利な交通環境の実現を目指します。

5 利便性と落ち着きが共存するまち《都市環境》

都市計画マスタープランや景観計画に基づき、自然豊かな環境と共生し、ゆとりと豊かさを実感できる快適な生活空間を形成するため、計画的な市街地の整備に努めます。

また、圏央道をはじめとする広域幹線道路による、物流・観光等への波及効果を最大限に生かすことができる道路網の整備に努めるとともに、高齢化に伴い重要性が増している路線バスなどの地域公共交通について、利便性が高く持続可能なネットワークの形成を図ります。

さらに、市民等との協働により、環境美化やごみの減量化、温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことで、持続可能な開発目標の達成を目指します。

6 市民が主役の持続可能なまち《協働推進》

市民が積極的にまちづくりに参加できるよう、市政に関する情報の発信・公開と、参加しやすい多様な機会の提供に努めるとともに、市民活動の基盤となる地域コミュニティの活性化や市民活動団体等の育成を図ります。

また、あらゆる人々が活躍する社会の実現に向けて、すべての市民がそれぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、尊重し合う差別のない社会づくりを進めます。

さらに、多様化する行政需要に対応するため、組織機構や行財政運営を適宜見直し、情報通信技術や民間活力を取り入れる、関係する市町村と相互に連携・協力するなど、創意工夫をもって持続可能な市政運営に努めます。

第3編 基本計画

第1章 総論

第1節 計画の期間

この計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和7(2025)年度までの5年間とします。

第2節 人口

本市は東京都心部から1時間圏内の距離に位置しており、自然環境や温暖な気候に恵まれるとともに、近隣における教育・文化・医療・福祉・交通・商工業などの拠点として発展してきました。人口については平成14(2002)年を境として減少に転じており、今後もこの傾向が続くと見込まれています。

令和6(2024)年度に圏央道千葉県区間の全線開通が予定されており、交通環境や企業立地条件が向上すると見込まれることから、本計画に基づいた諸施策を総合的に展開してまちの魅力を高め、人口減少の速度をゆるやかに減速させることにより、基本計画の目標年次である令和7(2025)年に87,000人の人口を維持することを目標とします。

年	人口	年齢階層別人口(下段は割合)		
		15歳未満	15歳以上65歳未満	65歳以上
令和2(2020)年	88,705人	9,054人 10.2%	50,586人 57.0%	29,065人 32.8%
令和7(2025)年	87,195人	8,666人 9.9%	48,106人 55.2%	30,423人 34.9%
令和12(2030)年	85,241人	8,500人 10.0%	45,698人 53.6%	31,043人 36.4%
令和22(2040)年	80,107人	8,640人 10.8%	38,214人 47.7%	33,253人 41.5%

第3節 土地利用

土地は人が生活していくために必要な限られた貴重な資源であり、市民や企業、行政のあらゆる活動の基盤となるものです。このため、土地利用に際しては、公共の利益と福祉を最優先し、未来のために大切に維持・活用するという、市民と行政の共通認識のもと、常に合意形成を図りながら進めることが求められています。

将来にわたり持続可能な都市を形成していくためには、中心市街地をはじめとする既成市街地においては都市機能の強化・再編を図り、その他の地域では、地域の特性に応じた土地利用を通じて、「人口減少時代」に適応したまちづくりを長期的な視点に立って進める必要があります。

本基本計画においては、基本構想に掲げた将来都市像『未来へつながる“交流拠点都市”もばら』の実現に向けたまちづくりを推進していくために、以下のような基本方向に沿った土地利用を展開します。

- 快適な暮らしを維持するために、「都市計画マスタープラン」などの土地利用の基本方針に基づき、適切な都市計画事業の導入や、各種規制誘導策の充実などにより、無秩序な開発によるスプロール化を防止し、計画的な土地利用を推進します。
- 住み続けたいと思うまちを実現するために、過去に大雨等による災害の被害を受けた地域において、国や県と連携し、災害の原因となった河川等の適切な整備を進めます。
また、「国土強靱化地域計画」で想定する、様々なリスクを回避し、安全安心で暮らしやすい土地利用を推進します。
- JR 茂原駅周辺地域をはじめとした中心市街地では、行政、福祉、文化、教育、医療などの拠点機能と人口の集積を図るとともに、商業の再生を推進することで、新たな魅力を創出し、活気ある街並みづくりを推進します。
- 農地は農業生産の場としてだけでなく、多面的機能により、災害の防止や自然環境の保全など、我々の生活に様々な「めぐみ」を与えてくれる貴重な資源です。
農業振興地域において農地の保全・管理を図るとともに、増加している耕作放棄地の減少に努め、農業的土地利用の維持・再生を推進します。
- 圏央道インターチェンジ周辺は、広域道路ネットワーク整備の進展により、地域のポテンシャルが高まっています。物流などの新たな産業拠点や、他地域から人を集客し、活性化を図ることのできる観光施設の検討など、社会経済の動向を見極めながら、地域への波及効果を最大限に享受できる土地利用を推進します。
- 長い年月により積み重ねてきた歴史・文化や自然は、次世代に引き継いでいかなければならない重要な財産です。市民をはじめとする様々な主体との協働により、これらがもたらす良好な景観の保全・活用に努め、市民が誇りや愛着を持つことができる自然環境と調和した土地利用を推進します。

「財政の見通し」は平成28年度から平成30年度の決算数値を基に算出しております。新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して今後内容を更新します。

第4節 財政の見通し

前期基本計画（令和3年度から令和7年度）における財政の見通しは次のとおりです。なお、積算にあたり、令和2（2020）年に世界的規模で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症による経済への影響は考慮していません。

歳入

区 分	金額(百万円)	構成比(%)
市 税	66,666	43.9
地方交付税	12,490	8.2
交 付 金	10,636	7.0
国庫支出金	21,332	14.1
県支出金	8,391	5.5
市 債	15,474	10.2
そ の 他	16,776	11.1
計	151,765	100.0

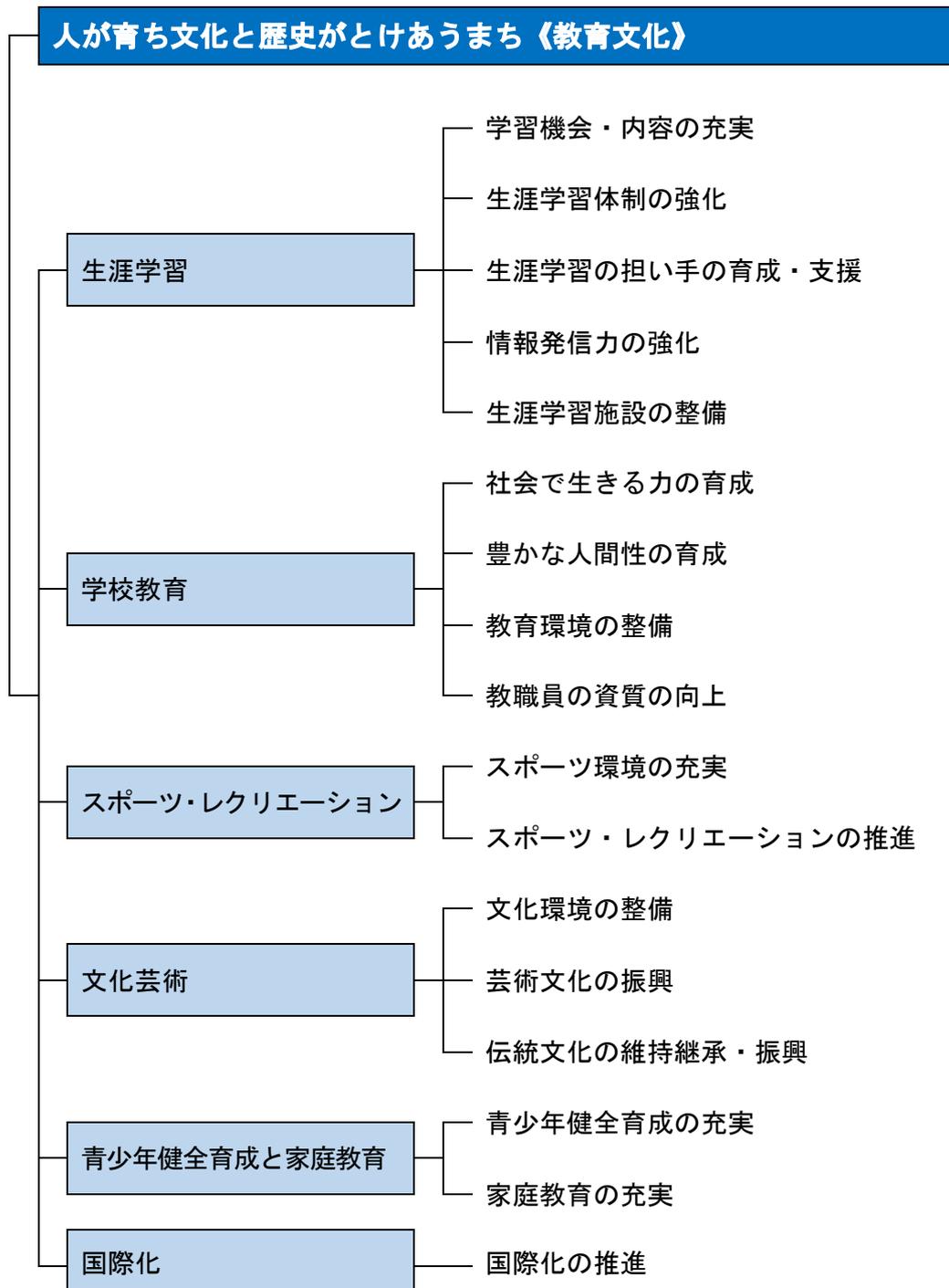
歳出

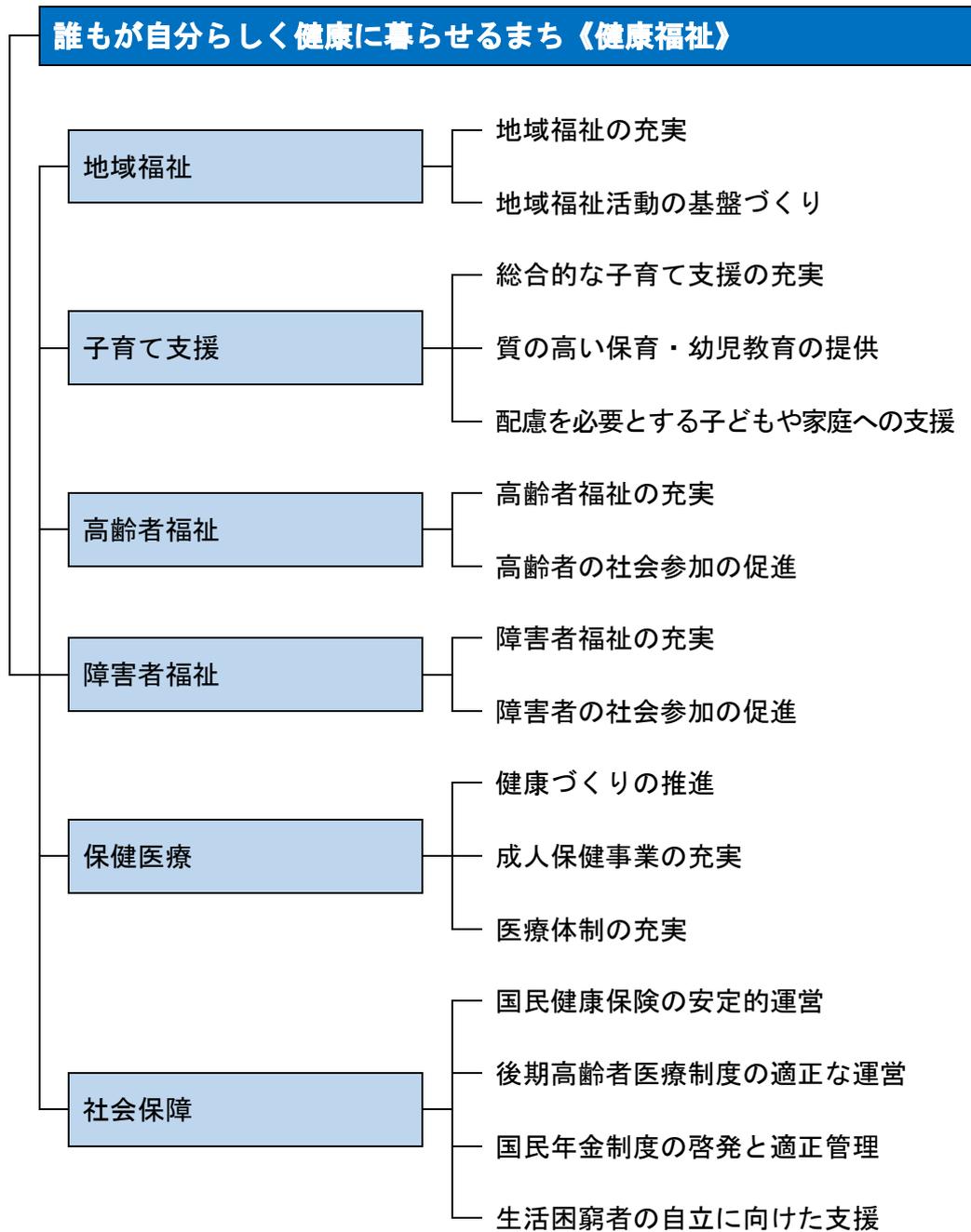
区 分	金額(百万円)	構成比(%)
人 件 費	26,015	17.6
扶 助 費	30,421	22.0
公 債 費	18,376	12.4
物 件 費	14,573	9.3
維持補修費	431	0.3
補 助 費 等	20,648	15.7
普通建設事業費	15,851	11.9
繰 出 金	15,755	8.1
そ の 他	9,695	2.8
計	151,765	100.0

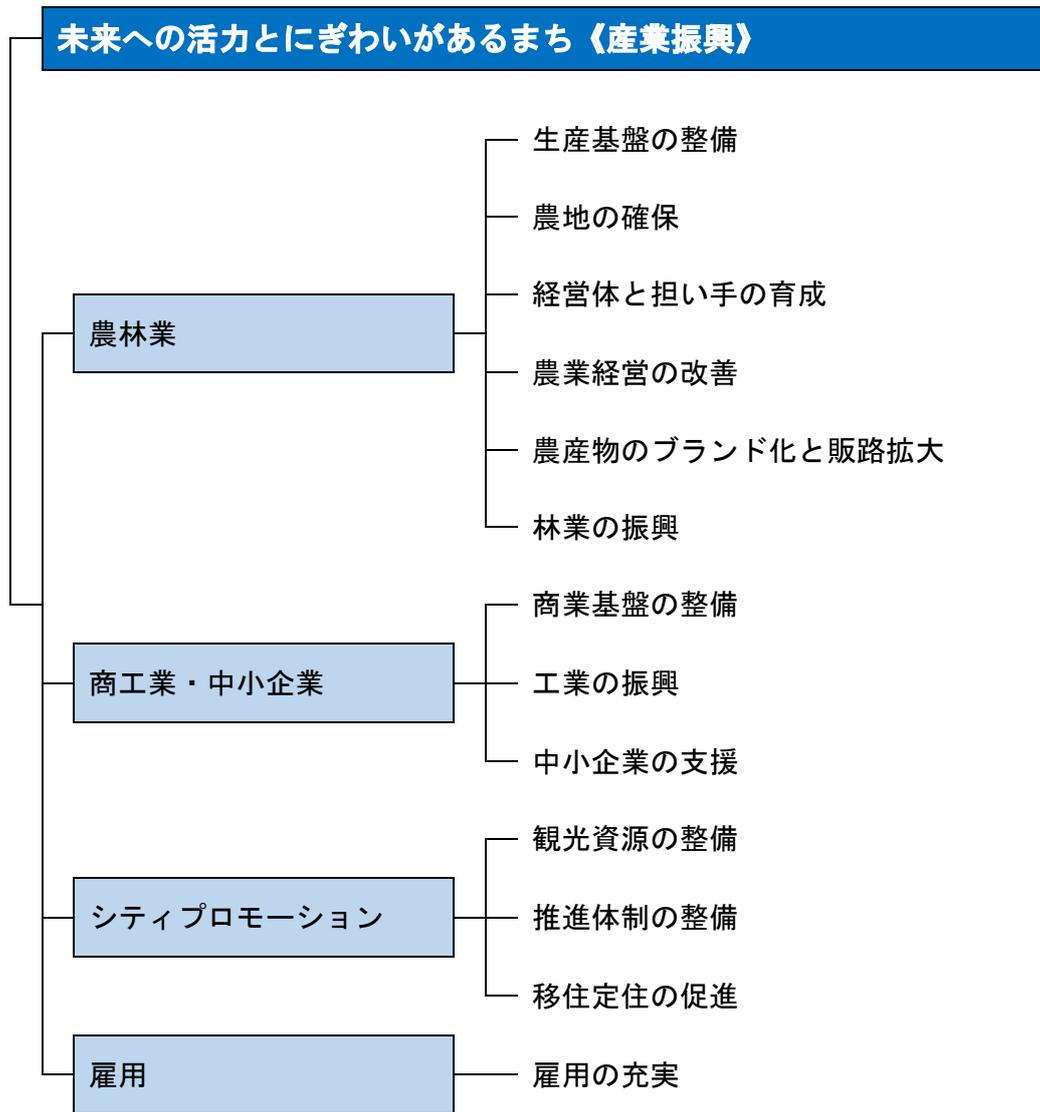
*歳入のその他は、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、諸収入等

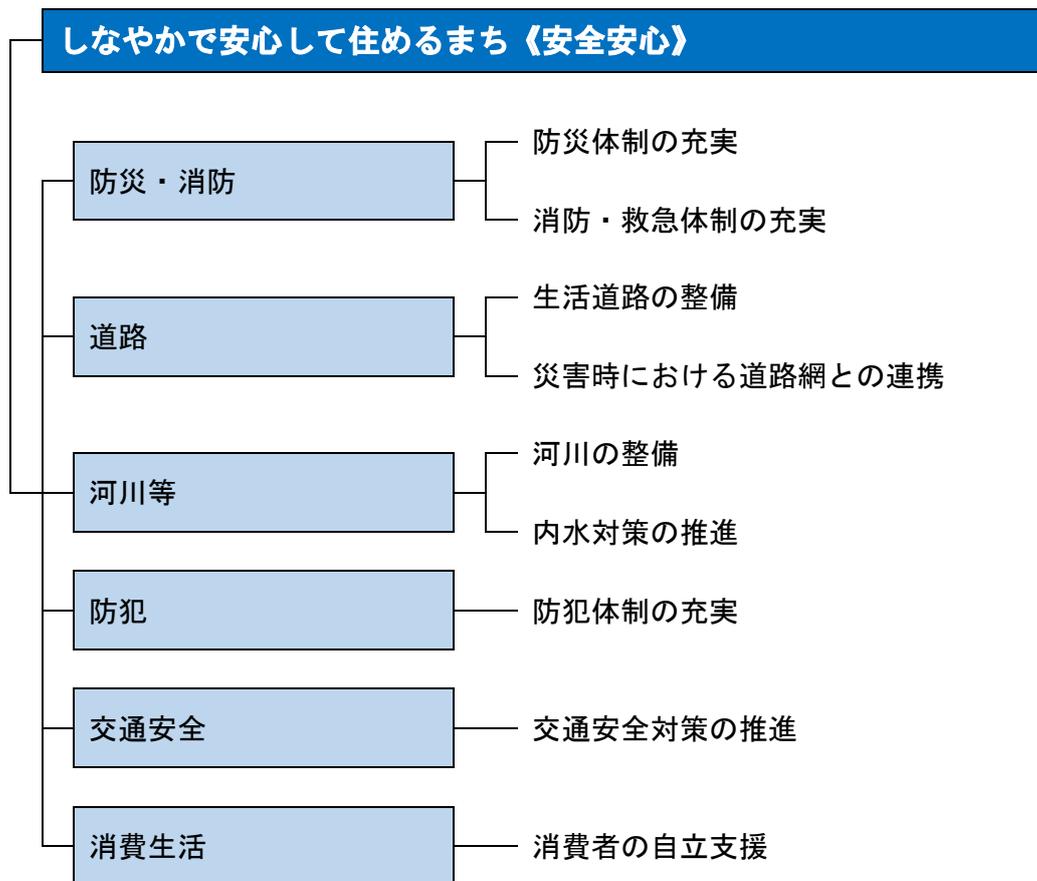
*歳出のその他は、投資・出資金、貸付金等

第2章 各論

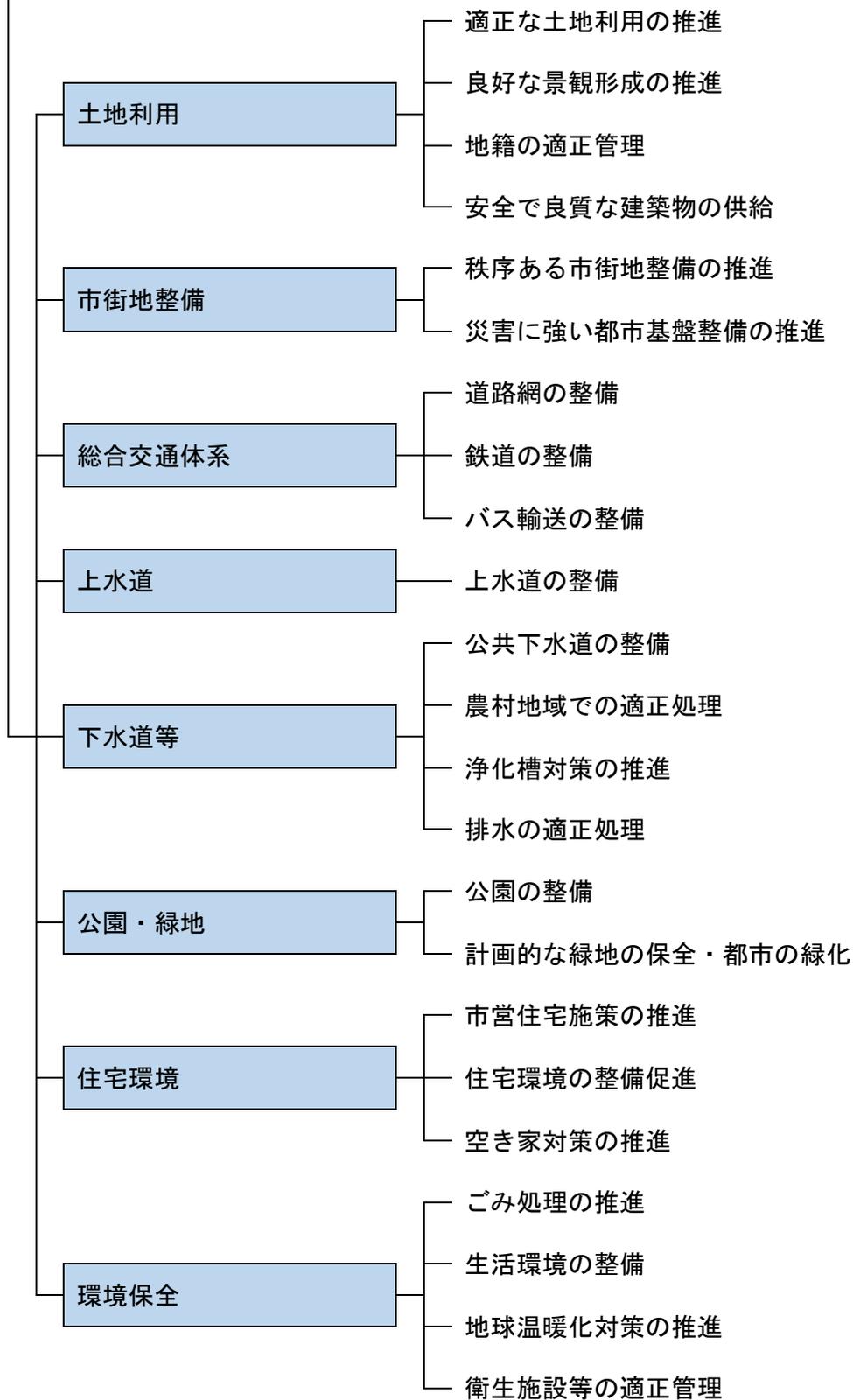


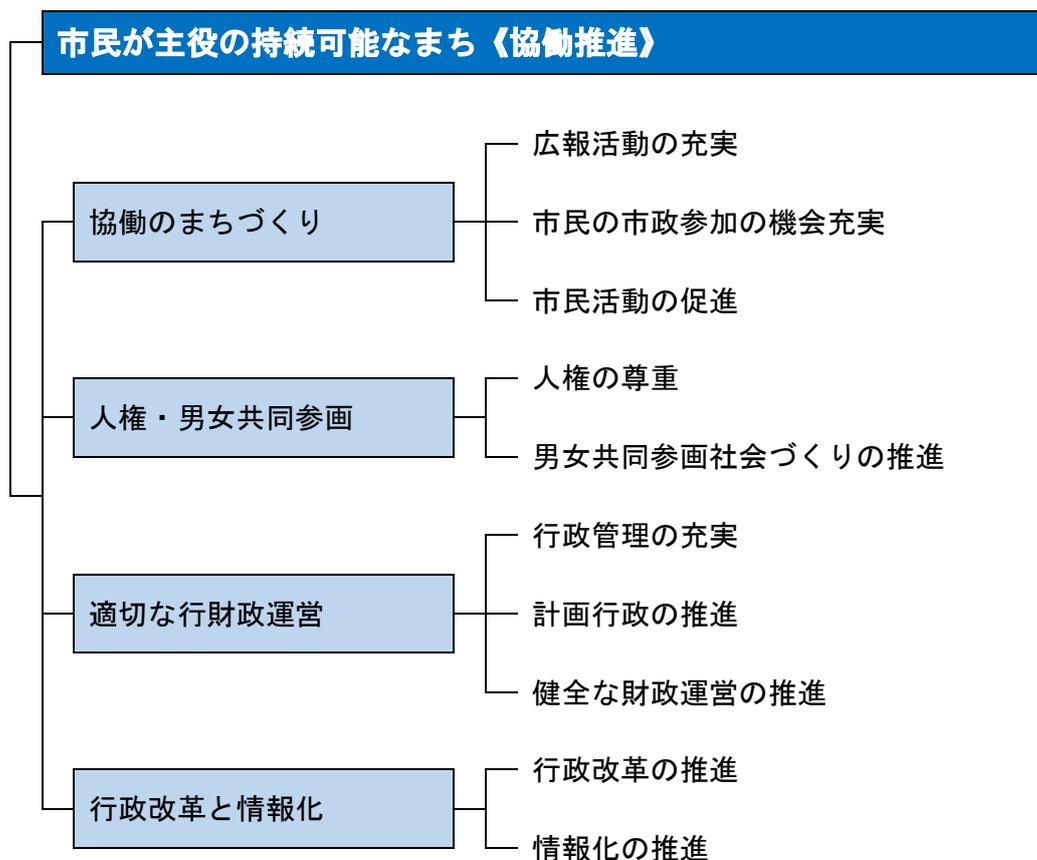






利便性と落ち着きが共存するまち《都市環境》





各テーマの構成と見方

6つの基本政策の下に分類される各テーマについては、以下の通りの構成で記載しています。

基本政策1 人が育ち文化と歴史がとけあふまち《教育文化》

①関連するSDGsの目標

テーマ6 国際化

②基本方針

【基本方針】

- ・ 姉妹都市交流や異文化体験を通して、国際理解の促進や国際感覚の醸成を図ります。また、外国人市民との交流促進や、外国人市民と共生することのできる生活環境の整備により、外国人市民とともに暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

③現状と課題

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- ・ グローバル化の進行や入国管理法改正による外国人市民の増加、インバウンド観光の増加などにより、普段の生活においても国際理解や多文化共生の重要性は高まっています。東京オリンピック・パラリンピックを契機に、日本文化への注目が集まるとともに、海外への発信力の強化が重要となっています。

茂原市の現況と課題

- ・ 姉妹都市ソルズベリー市（オーストラリア・サウスオーストラリア州）とは、平成14（2002）年5月の姉妹都市提携以来、訪問による相互交流や市内中学生による教育交流などを通じて、友好関係が続いています。今後、相互に国際理解や国際感覚の醸成を図るため、継続的な交流が必要です。
- ・ 平成24（2012）年に茂原市国際交流協会を設立し、協会と協働で外国人市民との交流事業や多文化共生への理解を深める講座等を実施し、市民が国際交流事業に参加する機会を創出してきました。今後により多くの市民が参加できるよう、更なる取り組みが必要です。
- ・ ここ数年、市内に居住する外国人の数は増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。外国人市民を大切な地域の一員として捉え、互いの文化的な違いを認め、相互に理解し合い、共に暮らししていく「多文化共生のまちづくり」への対応が求められています。併せて外国人市民が安心して暮らし続けるよう、生活環境の整備が必要です。

写真・図表

写真・図表

①関連するSDGsの目標	SDGsの17の目標のうち、テーマに関連の深い目標を示しています（上がっているアイコンは特に関連が深いもの）。SDGsの視点・考え方を取り入れ、その達成に貢献します。
②基本方針	テーマが目指す方向性と、それを実現するための基本的な方針を記しています。
③現況と課題	施策を推進するにあたり、踏まえておくべきテーマの現況と課題を、「社会全体」と「茂原市」に分類して記しています。

施策1 国際化の推進

【主な施策展開】

(1) 国際交流活動の推進

- 姉妹都市交流などの国際交流活動を通じて、市民の国際感覚の醸成に努めるとともに、多くの市民が異文化に触れ、外国人市民との交流に参加できる機会を創出し、積極的に発信する機会の増大に努めます。
- 学校教育の中で国際理解教育を推進し、児童生徒が国際性を身につけられるよう努めます。
- 市民と行政が連携して地域の国際交流に**④施策** 茨原市国際交流協会の活動を支援します。

(2) 多文化共生社会の実現

- 茨原市国際交流協会と連携し、外国人市民とお互いの価値観や文化を尊重しながら共生し、安心して暮らしていくことができる社会の実現に努めます。
- 多言語に対応した行政情報提供や生活相談など、外国人市民が暮らしやすく働きやすい環境の整備に努めます。

【主要指標】

- 国際交流協会会員数
基準値（令和2年3月末）〇〇〇人 目標値（令和7年度）〇〇〇人
- 国際交流協会主催事業の実施回数
基準値（令和元年度）〇回 目標値 **⑤主要指標**
- 多言語による行政情報提供数
基準値（令和元年度）〇〇件 目標値（令和7年度）〇〇件

【関連計画】

⑥関連計画

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 学校における国際理解教育の内容を、働く世代や高齢者世代にも広げること、全世代での多文化共生理解の促進に**⑦関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み**
- 姉妹都市との教育交流によって獲得した国際理解の視点を、外国人市民が暮らしやすく働きやすい環境の整備に応用するとともに、**⑧施策の対象となる領域**との協働にも努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
⑧施策の対象となる領域			
色			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			
臭			
味			
香			
触			
聴			

第3編 基本計画

人が育ち文化と歴史がとけあうまち《教育文化》

テーマ	施策	主な施策展開	担当課	ページ	
1 生涯学習	1 学習機会・内容の充実	(1) 学習ニーズに応じた学習機会の充実	生涯学習課	45	
		(2) 地域教育力の向上	生涯学習課	45	
	2 生涯学習体制の強化	(1) 推進体制の充実	生涯学習課	45	
		(2) 関連機関との連携	生涯学習課	45	
	3 生涯学習の担い手の育成・支援	(1) 団体の育成・支援	生涯学習課	45	
	4 情報発信力の強化	(1) 情報発信・収集、相談体制の整備	生涯学習課	45	
	5 生涯学習施設の整備	(1) 公民館の整備	中央公民館	45	
		(2) 図書館の整備	生涯学習課	46	
	2 学校教育	1 社会で生きる力の育成	(1) 確かな学力の育成	学校教育課	48
			(2) 変化する社会で活躍できる能力の育成	学校教育課	48
			(3) 個に応じた指導の充実	学校教育課	48
2 豊かな人間性の育成		(1) 他者とともに生きる能力の育成	学校教育課	48	
		(2) 健康教育・食育の充実	学校教育課	49	
		(3) 防災・防犯教育の充実	学校教育課	49	
		(4) 特別支援教育の充実	学校教育課	49	
		(5) 地域教育力の強化	学校教育課	49	
3 教育環境の整備		(1) 施設の整備	教育総務課	49	
		(2) 適正な通学区域の設定	学校教育課	50	
		(3) 学校再編の推進	教育総務課	50	
4 教職員の資質の向上		(1) 研修の充実	学校教育課	50	
		(2) 指導力の向上	学校教育課	50	
3 スポーツ・レクリエーション	1 スポーツ環境の充実	(1) スポーツ施設の整備	体育課	53	
		(2) スポーツ施設のネットワーク化	体育課	53	
	2 スポーツ・レクリエーションの推進	(1) 市民スポーツの充実	体育課	53	
		(2) スポーツによる健康・体力づくりの推進	体育課	53	
		(3) スポーツによる地域づくり	体育課	53	
		(4) スポーツ推進の担い手の育成	体育課	53	
		(5) スポーツ情報の提供	体育課	54	
4 文化芸術	1 文化環境の整備	(1) 文化施設の整備	生涯学習課	56	
	2 芸術文化の振興	(1) 芸術文化事業の充実	生涯学習課 美術館・郷土資料館	56	
		(2) 文化団体・グループの育成	生涯学習課	56	
	3 伝統文化の維持継承・振興	(1) 文化財の保護・保存	生涯学習課	56	
		(2) 歴史民俗資料の収集	美術館・郷土資料館	56	
		(3) 伝統芸能の保存と育成	生涯学習課	57	
5 青少年健全育成と家庭教育	1 青少年健全育成の充実	(1) 青少年育成体制の充実	生涯学習課	59	
		(2) 適切な環境づくりと非行防止	青少年指導センター	59	
	2 家庭教育の充実	(1) 保護者への学習機会の提供	生涯学習課	59	
		(2) 相談窓口の設置及び周知	生涯学習課	59	
6 国際化	1 国際化の推進	(1) 国際交流活動の推進	企画政策課	62	
		(2) 多文化共生社会の実現	企画政策課	62	

テーマ1 生涯学習



【基本方針】

- 市民だれもが、ライフステージや興味・関心に応じて自主的に生涯学習に取り組む環境の整備を進めます。また、施設の充実、担い手の育成、活動団体の支援を通じて、地域全体で生涯学習に取り組む体制の推進を図ります。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 社会状況の変化がますます加速化し、人生100年時代と言われる昨今では、リカレント教育*（学び直し）の重要性や、自己成長のための主体的な学びによる生涯学習のニーズが高まっています。地域の文化・歴史を学び、学習内容を地域のために還元する動きが活発になる一方、生涯学習の担い手の不足、高齢化が課題となっています。

茂原市の現況と課題

- 学習機会・内容の充実を図るため一般市民向け講座を実施しましたが、ニーズの掘り起しが不十分であり、参加者の固定化がみられます。
- 市民の学習活動を円滑に行えるようにするため、指導者等の発掘・育成に努め、ひいてはグループの活性化を図る必要があります。
- 生涯学習の情報提供について、紙面をもって行っていますが十分な周知とは言えず、より幅広い世代に情報を提供するためICT等を活用した周知方法の検討が必要です。
- 公民館等の社会教育施設は市民の学習や学習成果の発表の場として広く利用されていますが、年数経過に伴い、維持修繕に係る費用が課題です。

写真・図表

写真・図表

施策1 学習機会・内容の充実

【主な施策展開】

(1) 学習ニーズに応じた学習機会の充実

- 市民の学習ニーズは一段と多様化し、主体的な学習意欲が高まっている中で、今後の社会の要請に応え、各世代が生きがいを持って学ぶことのできる学習機会の拡充を図ります。
- 子どもの読書活動の推進を図るため、学校と図書館との情報交換等の場を設け、各学校の実態に合わせた読書環境づくりの改善に向けて、相互に協力する体制を整備します。

(2) 地域教育力の向上

- 出前講座による学習機会の提供を通じて、学習効果を地域へ還元する機会と環境の充実に努めます。

施策2 生涯学習体制の強化

【主な施策展開】

(1) 推進体制の充実

- 多様な生涯学習関連事業の体系的かつ全庁的な推進体制を充実させるため、施策評価検証体制の強化を図ります。

(2) 関連機関との連携

- 関連機関や団体との連携によるネットワークの構築を進めます。
- 家庭教育、学校教育、社会教育の統合的推進により、学習相談体制の充実に努めます。

施策3 生涯学習の担い手の育成・支援

【主な施策展開】

(1) 団体の育成・支援

- 生涯学習を支える指導者・団体後継者の発掘・育成に努めるとともに、生涯学習の成果を生かす機会の充実を図るなど、社会教育・芸術文化関係団体の活動を支援します。

施策4 情報発信力の強化

【主な施策展開】

(1) 情報発信・収集、相談体制の整備

- 子どもから大人までの様々な年代の学習ニーズに対応した効果的な学習情報の発信のため、SNS等のツールの活用を推進します。

施策5 生涯学習施設の整備

【主な施策展開】

(1) 公民館の整備

- 施設や設備の維持管理を適切に行い、安心して利用できる環境を提供します。

(2) 図書館の整備

- 利用者のニーズを的確に取り入れ、時代に即した利便性の高い学習の場の確保に努めるとともに、多世代に渡るニーズに対応した多様な蔵書の収集に努めます。

【主要指標】

- 生涯学習関連自主グループ数
基準値（令和元年度）134 団体 目標値（令和7年度）維持します
- 図書館貸出冊数
基準値（令和元年度）145,927 冊 目標値（令和7年度）150,000 冊
- 生涯学習施設の利用者数
基準値（令和元年度）171,601 人 目標値（令和7年度）171,600 人

【関連計画】

- 茂原市生涯学習推進計画

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- ライフステージに応じた健康教育など、多様な学習機会の提供に努めます。（時間的視点）
- 関連団体同士のネットワーク強化と、学習効果を地域へ還元する機会の充実を通して、地域全体での学びを支援します。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ2 学校教育



【基本方針】

- 学校施設整備、通学区域の検討による教育環境の整備や教職員の資質の向上により、児童生徒一人ひとりが自らの個性を生かし、確かな学力を基礎とした変化の激しい社会で生きる力を身に付けるとともに、多様な他者と協働しながら自立して生きる豊かな人間性を育みます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 社会の変化を見据えた資質や能力を備えた子どもたちを育むため、小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から新しい学習指導要領が全面実施されました。技術革新・グローバル化が加速する中、主体的な判断の下、課題を発見・解決する能力や、多様な価値観の人々と協働する力の重要性が増しています。また、充実した教育を提供するための施設整備や、教職員の資質及び能力の向上、地域との連携などによる環境整備も必要です。

茂原市の現況と課題

- 全国的に進行している少子化により、本市においても児童生徒数が減少し、今後も減少が続くものと見込まれます。義務教育においては一定の集団規模が必要であり、小中学校の過度な小規模化の進行は望ましいものではないため、国の定める基準をもとに決定した本市の公立小中学校の適正規模に満たない学校は、今後の児童生徒数の推移を見極めながら再編を推進していく必要があります。
- 耐震補強工事等を平成27（2015）年度までに計画的に実施するとともに危険性・緊急性の高い工事や修繕、児童生徒等の健康保持のためのエアコン設置など、安全性の確保と学習環境の整備に努めてきました。しかし、大規模改造工事などの老朽化対策やグラウンド整備などの快適な学習環境の確保は十分にされていないため、更なる教育環境の整備に努める必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 社会で生きる力の育成

【主な施策展開】

(1) 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るため、発達段階に応じ学習基盤をつくる活動を充実させます。
- 身に付けた知識・技能を活用し、課題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成に努めます。
- ICTを活用するなど、授業のさらなる工夫・改善を図り、生涯にわたって求められる資質・能力の育成に努めます。
- 学校図書館や学校司書を活用した組織的な読書活動や学習活動を推進し、児童生徒の読解力の向上を図ります。
- 小中一貫教育を推進することで、9年間を見とおした系統的・継続的な指導を行い、確かな学力や豊かな人間性、社会性を育成します。

(2) 変化する社会で活躍できる能力の育成

- ALT*による語学指導の充実や中学生等海外派遣事業の継続、帰国児童生徒及び外国人児童生徒への適応指導の充実等を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。
- 子どもたちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層育成していくよう努めます。
- 持続可能な開発目標（SDGs）を意識し、質の高い教育を全ての児童生徒に提供できる体制づくりに努めるとともに、持続可能な社会を実現するための地球環境への理解と実践を促進します。

(3) 個に応じた指導の充実

- 実態に即した適切な支援・指導を行うとともに、個に応じた指導の充実を図るため、指導方法や指導体制の工夫改善を図ります。

施策2 豊かな人間性の育成

【主な施策展開】

(1) 他者とともに生きる能力の育成

- 自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設け、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるような活動を実施します。
- 子どもたちの多様性への理解と個性を生かして他者と協働する力を育てるため、学級経営の充実を図ります。
- 学校教育活動全体を通して、望ましい人間関係を確立し、意欲的な生活態度の育成に努めます。
- いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、その取り組みを点検し、子どもたち一人一人が安心して過ごせる学校づくりを推進し、いじめの根絶を目指します。
- 集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスとともに、一人一人が抱える課題に個別に対応したカウンセリングなどにより、教育相談活動を充実します。

- 地域・高齢者等との交流事業により、高齢者を敬う気持ちの醸成と地域の一員として生きる自覚を育てます。

(2) 健康教育・食育の充実

- 生涯を通して健康な生活を送るための基礎的な体力の向上や健康の保持増進に関する態度・知識を育てるため、保健・体育の学習を中心に、学校教育活動全体で指導の充実に努めます。
- 健康診断を実施し、病気や障害の早期発見・早期治療に努めます。
- 食に関する指導の全体計画に基づき、正しい食事の知識や望ましい食習慣を身に付けるなど、食育の更なる充実を図ります。
- 安全・安心で豊かな学校給食を供給するとともに、栄養職員や栄養教諭との連携を密にし、家庭の協力も得ながら食育の啓発を図ります。

(3) 防災・防犯教育の充実

- 昨今、想定外の災害が多発している状況を踏まえ、災害に対する基礎知識の向上や、防災訓練の充実を図ることで命を守るための防災教育を実施します。
- 今後も加速するであろう情報化に対応するため、児童生徒及び保護者も含めて研修会を開催するなど、インターネットやSNSの適切な利用と犯罪防止に関する教育に努めます。

(4) 特別支援教育の充実

- 教職員の意識改革による特別支援教育の推進のため、各学校において校長のリーダーシップのもと、全ての児童生徒に対して学校全体で組織的な支援が可能となるよう、校内の協働体制を確立します。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒のライフステージにあわせた教育的支援を図ります。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*の構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育の充実に努めます。

(5) 地域教育力の強化

- 地域の伝統文化の学習・体験により、ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を年間指導計画に位置づけるとともに、職場見学・職場体験の充実を図り、郷土を愛する心を育成します。
- 学校や保護者、地域の方々とともに知恵を出し合い、よりよい学校運営を図るため、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えられるよう、教育体制の強化に努めます。

施策3 教育環境の整備

【主な施策展開】

(1) 施設の整備

- 危険性・緊急性の高いものから大規模改造工事等を計画して実施するとともに、施設の維持管理を充実し、安全性の確保を図ります。

第3編 基本計画

- 児童生徒の学習や生活の場として快適な環境を確保するため、グラウンドの整備拡充等に努めます。
- 児童生徒数の動向、宅地開発事業などを的確に把握し、学校再編との整合性を考慮した計画的な校舎の整備に努めます。

(2) 適正な通学区域の設定

- 小中学校の統廃合などにより、通学区域が遠距離となる児童生徒の安全を確保し、市全体を意識しながら適正規模を図れるような通学区域の設定に努めます。

(3) 学校再編の推進

- 保護者や地域との意見調整を図りながら、計画に沿って学校再編を推進します。

施策4 教職員の資質の向上

【主な施策展開】

(1) 研修の充実

- 各学校や茂原市教育研究協議会に対して引き続き助言を行い、研修の充実を図ります。
- 教育課題に沿った研修の充実を図るとともに、県教育委員会主催の研修会への積極的な参加を促進します。
- 視野の広い教職員を育成するため、海外に教職員を派遣します。

(2) 指導力の向上

- 市指定校等の授業公開の実施、参観を通してその取り組みの成果を共有します。
- 校内研修や小中学校の相互参観等を通して、教員の資質・能力の向上を目指します。

【主要指標】

- ICTを活用した授業の実施率
基準値（令和2年度）－ 目標値（令和7年度）100%
- 児童生徒の地域行事への参加率
基準値（令和元年度）59%（小6）39%（中3）
目標値（令和7年度）80%（小6）60%（中3）
- 教職員対象の研修実施回数
基準値（令和元年度）16回 目標値（令和7年度）20回

【関連計画】

- 学校教育施設等長寿命化計画（令和3年3月策定）
- 第四次茂原市子ども読書活動推進計画（令和3年度～7年度）
- 茂原市学校再編基本計画（平成29年度～令和7年度）
- 茂原市学校再編第二次実施計画（令和3年度～令和7年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 小中一貫による9年間を見通した指導を行うとともに、社会の変化を見据えたキャリア教育の充実を図ります。(時間的視点)
- 学校運営における保護者や地域の方々や、職業見学における市内企業との協働により、地域全体で子どもを育てる取り組みの充実に努めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ3 スポーツ・レクリエーション



【基本方針】

- 関係機関との連携・施設の有効活用により、市民誰もが気軽に日常でスポーツを実践できる環境を整備するとともに、各種スポーツ大会の開催や担い手の育成、スポーツ情報の提供により、スポーツによる健康づくりやコミュニティの活性化を図ります。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 生活習慣病予防や健康寿命延伸、コミュニティ活性化など、スポーツの効果の広がりが増えて注目されています。障害者・高齢者を含め、誰もがスポーツを楽しむためには、自発的・継続的にスポーツを実践できる環境の整備が必要となります。また、日常にスポーツを根付かせていくには、令和3(2021)年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックのレガシー*の活用も重要です。

茂原市の現況と課題

- 市民体育館については平成30(2018)年にトレーニング施設の改修、令和2(2020)年度に大規模改修工事を行ったことで環境を整備しましたが熱中症対策や、災害時には避難所となるため空調設備の設置など、更なる環境整備を検討しています。また利用ニーズの多様化により、オンラインでの受付対応が必要となっており、併せて利用予約業務の簡素化も期待できるため、ネットワーク化の導入を検討しています。
- 茂原市スポーツ推進計画の基本理念「市民ひとり1スポーツ」に基づき、様々な事業を行っています。スポーツ未実施者が気軽に参加しやすく、スポーツに取り組む機会の充実を図るため、従来の活動拠点である市民体育館に加えて、市内小学校の体育館を利用してスポーツ教室(タッチバレーボール等)を実施しています。
- 障害者スポーツの推進に努め、パラスポーツ(障害者スポーツ)教室を実施することで、障害者スポーツの魅力を感じることができ、健常者と共にスポーツを楽しむことができる機会を構築しました。現在、教室の内容も充実しており、参加者も増加しているため、指導者の増員が必要とされています。
- 体育協会*に加盟する各競技団体と連携して競技スポーツの推進を図っており、健康や体力づくりを目的とする市主催教室とは異なった、競技技術の向上を目的としたスポーツ教室を実施しています。

- 老若男女を問わないスポーツ教室を実施するため、成人向けの教室に加えて、児童向けに基礎体力の向上を目的とした教室を実施し、また高齢者も気軽に参加できる内容の教室を定期的にも実施しています。

施策1 スポーツ環境の充実

【主な施策展開】

(1) スポーツ施設の整備

- 快適なスポーツ環境を整備するため空調設備の設置を検討します。
- 学校体育施設の開放と利用団体の組織化による効果的な施設の活用に努めます。
- 民間スポーツ施設と連携を図り、トレーニング機器の整備、充実を図ります。

(2) スポーツ施設のネットワーク化

- 公共スポーツ施設の空き状況確認などのネットワーク化の構築により利便性を高めます。

施策2 スポーツ・レクリエーションの推進

【主な施策展開】

(1) 市民スポーツの充実

- 市民ニーズや志向、時事の流行を取り入れた魅力的なスポーツ教室・大会・講習会を開催します。また、体育協会を通じて大会の開催や代表選手の派遣を支援し、選手層の拡大と競技力の向上に努めます。

(2) スポーツによる健康・体力づくりの推進

- 気軽にスポーツができる機会、環境を整備し、スポーツ習慣をつくる意識啓発に努め、高齢者には健康寿命の延伸や介護予防を目的としたプログラムの提供をするため、関連部署との連携を図ります。また、障害の有無に関わらず誰もが参加できるスポーツ環境の整備に努めます。

(3) スポーツによる地域づくり

- 市内小学校体育館を拠点としたスポーツ教室の実施や、身近な場所でもスポーツに取り組める環境を整備し、スポーツを通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。また、新たな総合型地域スポーツクラブ*の設立支援と既存クラブの活動支援に努めます。
- 市民がスポーツへの関心を高めるイベント実施し、市内外から多くの来場者を見込める魅力あるイベントに成長させることで、地域交流を図ります。

(4) スポーツ推進の担い手の育成

- 体育協会の組織強化と各種スポーツ団体の育成、ネットワーク化を図り、スポーツ指導者の活躍の場の整備に努めます。また、スポーツ推進の核となるスポーツ推進委員の育成と支援を行い、誰でも参加できる事業の実施に努めます。

(5) スポーツ情報の提供

- SNS を活用したタイムリーな情報発信をするほか、多様なツールによるスポーツ情報の提供に努めます。

【主要指標】

- 市民体育館利用者数
基準値（令和元年度）157,522 人 目標値（令和7年度）180,000 人
- 地域スポーツ活動の実施回数
基準値（令和元年度）40 回 目標値（令和7年度）100 回
- 「市民ひとり1スポーツ」を促すスポーツレクリエーションイベントへの参加人数
基準値（令和元年度）3,000 人 目標値（令和7年度）5,000 人

【関連計画】

- 茂原市スポーツ推進計画（令和3～7年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子ども、働く世代、高齢者など各ライフステージに応じたスポーツ環境の整備とともに、世代間交流を促す取り組みの充実に努めます。（時間的視点）
- 学校施設や民間施設の効果的な活用や、各種団体のネットワーク強化により、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図ります。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ4 文化芸術



【基本方針】

- 市民が身近に芸術文化活動を実践できるよう、文化施設の整備や文化活動イベントの開催、団体への支援を推進します。また、貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、本市独自の伝統芸能を保護し、次世代への継承を進めていきます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 多様な価値の理解による心豊かな社会の創造や、地域の伝統文化継承によるコミュニティの活性化など、文化芸術の果たす役割が改めて注目されています。また、国際的な文化交流など、他分野への拡がりも期待されています。一方で、急速な社会の変化による伝統文化継承の危機や、担い手の不足に対して、文化芸術活性化のための人材育成の場の充実が必要とされています。

茂原市の現況と課題

- 美術館・郷土資料館をはじめ、公民館、福祉センター、東部台文化会館などの文化活動の拠点となる施設は、老朽化が進み改修及び整備が必要となっています。
- 茂原市民会館の老朽化に伴い、(仮称)茂原市民会館建設基本構想と同基本計画を平成31(2019)年3月までにそれぞれ策定して、新たな施設整備を検討してきました。令和元(2019)年10月25日の大雨災害では建設候補地が浸水被害を受けたことから、建設場所を含めて、改めて検討する必要があります。
- 市民の文化活動の意欲向上のため、今後も文化活動の発表の場として文化祭を開催していくとともに、文化団体・グループの組織を充実・強化するため、文化協会への加入促進を図っていく必要があります。
- 貴重な文化遺産を後世に伝えるため、今後も所有者の理解を得ながら、保護・保存に努める必要があります。
- 歴史民俗資料については、所有者の世代交代により、散逸の危機にさらされていることから、市の歴史を継承するため、市史編さんに向けた資料の収集に努めていく必要があります。

- 伝統芸能については、社会状況の変化を背景に伝承が困難になってきている団体もあることから、伝統芸能保存団体の活動を支援し後継者の育成に努めていく必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 文化環境の整備

【主な施策展開】

(1) 文化施設の整備

- 文化活動の拠点となる既存の施設については、建物や設備の更新・補修等を行い、市民の文化活動や学習の場の提供に努めます。
- (仮称) 茂原市民会館については、建設基本計画策定後の状況変化を踏まえ、改めて検討を進め、早期の建設を目指します。

施策2 芸術文化の振興

【主な施策展開】

(1) 芸術文化事業の充実

- 美術品の資料収集と地域の特性を生かした企画による芸術文化の振興を図ります。
- 文化活動の発表の場として文化協会と連携して文化祭を開催し、市民の文化活動の意欲向上に努めます。

(2) 文化団体・グループの育成

- 文化協会への加入促進を図り、組織を充実・強化することで自主的な芸術文化活動を推進します。

施策3 伝統文化の維持継承・振興

【主な施策展開】

(1) 文化財の保護・保存

- 文化財調査を行い、貴重なものは指定文化財として保護・保存し後世に伝えます。

(2) 歴史民俗資料の収集

- 図書館や美術館・郷土資料館などの各機関が連携して、市史編さんを視野に入れた郷土資料の収集・整理を行うとともに、市史の刊行を進めます。
- 美術館・郷土資料館では、常設展や企画展において収集した資料を公開し、郷土の文

化の振興を図ります。

(3) 伝統芸能の保存と育成

- 郷土芸能発表会を開催し、伝統芸能保存団体の活動を支援するとともに、小学校等と連携を図ることで後継者の育成に努めます。

【主要指標】

- 市内の指定文化財登録数
基準値（令和元年度末）71件 目標値（令和7年度）83件
- 文化施設において郷土等についての企画展等を開催した日数
基準値（令和2年度）110日 目標値（令和7年度）110日

【関連計画】

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 学校との連携により、子どもたちから郷土の伝統文化を学ぶ機会を充実させるとともに、伝統文化の継承を促すため世代間交流の場・機会の充実を図ります。（時間的視点）
- 伝統文化継承に対する支援を行うとともに本市の伝統文化の魅力を市内外に発信することで、シティプロモーションにもつながるように努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ5 青少年健全育成と家庭教育



【基本方針】

- 関係機関との連携強化や地域コミュニティの参画により、青少年の健全育成に資する活動や場の整備を進めます。また、SNS やインターネットなど新たな社会環境の変化に対応した適切な環境づくりと非行防止に取り組みます。
- 子どもの人格形成の基礎作りを担う、家庭の教育機能の向上に役立つ情報の発信と個々の家庭への相談体制の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携することで子どもたちの多様な学びを実現し、地域における教育の質の向上を図ります。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- スマートフォン・SNS の普及に伴い、青少年のネット依存や、ネットを通じてトラブルや犯罪に巻き込まれるといった問題が発生しており、適切な環境づくりが必要となっています。
- 核家族化の進行や共働き世帯の増加により、家庭内の学習機会が減少するとともに、保護者の孤立による子育ての行き詰まりも増えており、家庭状況に応じた支援策が求められています。

茂原市の現況と課題

- 青少年育成茂原市民会議、青少年相談員及び子ども会育成連合会等の青少年育成団体は、各種事業を通じて様々な活躍の機会や交流の場を提供するなど、青少年の育成に大きく寄与しています。しかし、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、参加者や担い手が減少しており、社会環境の変化に応じた取り組みが必要となっています。
- 青少年指導センターを中心に学校や警察、関係機関との連携を深めながら、社会環境の変化に応じた適切な環境づくりと非行防止活動を進めています。
- 子どもたちの学びを支援し、全ての親が家庭教育を安心して行えるようにするため、学校・家庭・地域が連携して教育に取り組む体制づくりと、支援を必要とする家庭に対する相談支援体制の充実が課題となっています。

施策1 青少年健全育成の充実

【主な施策展開】

(1) 青少年育成体制の充実

- 青少年育成団体と連携してスポーツ・レクリエーション・ボランティア活動などの様々な機会を創出し、多くの青少年に活躍の場を提供します。
- 青少年育成団体が社会環境の変化に対応しながら継続的に活動を行っていくことができるよう、情報提供や団体間の連携強化に努めます。
- 青少年の豊かな人間性を育むため、地域住民の参画を得ながら、体験型学習や異なる年代の交流等の多様な経験を得られる機会を提供します。

(2) 適切な環境づくりと非行防止

- 関係機関との連携による有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組みます。
- SNS・スマートフォン・インターネットの適切な使用の啓発に取り組みます。
- 関係機関、団体、地域と連携した巡回・補導活動による青少年の非行防止に努めます。

施策2 家庭教育の充実

【主な施策展開】

(1) 保護者への学習機会の提供

- 3歳児を持つ保護者を対象に講座を開催し、子育てに必要なかつ有用な知識を学習する機会を提供します。併せて、同世代の子を育てる仲間づくりを支援します。
- 就学前の子どもを持つ保護者の悩みや不安を少しでも解消してもらうため、楽しく前向きに学校生活をスタートできる情報を提供します。
- 家庭と学校(幼稚園)に地域や家庭の実態に即した活動を計画・実施してもらうことで、連携を深め、また、個々の資質向上や豊かな心の育成を図ります。

(2) 相談窓口の設置及び周知

- 家庭教育相談員による相談窓口を設置するとともに効果的な周知を図ることで、周りに相談相手がない子育て中の保護者にアドバイスできる環境づくりに努めます。

【主要指標】

- 青少年補導員が実施した取り組みへの参加率
基準値(令和元年度) 67% 目標値(令和7年度) 75%
- 3歳児家庭教育学級の参加者数
基準値(令和元年度) 24人 目標値(令和7年度) 35人

【関連計画】

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 「友だち同士」「先生・生徒」「親・子ども」などの固定された関係性だけでなく、異なる年代の地域住民など、広がりを持った交流機会の充実に努めます。（時間的視点）
- 同世代の子を育てる仲間づくりの機会や相談窓口の充実により、家庭教育に関する悩みを地域全体で解決する取り組みを促進します。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ6 国際化



【基本方針】

- 姉妹都市交流や異文化体験を通して、国際理解の促進や国際感覚の醸成を図ります。また、外国人市民との交流促進や、外国人市民が安心して暮らし働くことのできる生活環境の整備により、外国人市民とともに暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- グローバル化の進行や入国管理法改正による外国人市民の増加、インバウンド観光*の増加などにより、普段の生活においても国際理解や多文化共生の重要性は高まっています。東京オリンピック・パラリンピックを契機に、日本文化への注目が集まるとともに、海外への発信力の強化が重要となっています。

茂原市の現況と課題

- 姉妹都市ソルズベリー市（オーストラリア・サウスオーストラリア州）とは、平成14（2002）年5月の姉妹都市提携以来、訪問団による相互交流や市内中学生による教育交流などを通じて、友好関係が続いています。今後も幅広い市民の国際理解、国際感覚の醸成を図るため、継続的な実施が必要です。
- 平成24（2012）年に茂原市国際交流協会を設立し、協会と協働で外国人市民との交流事業や多文化共生への理解を深める講座等を実施し、市民が国際交流事業に参加する機会を創出してきました。今後もより多くの市民が参加できるよう、更なる取り組みが必要です。
- ここ数年、市内に居住する外国人の数は増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。外国人市民を大切な地域の一員として捉え、互いの文化的な違いを認め、相互に理解し合い、共に暮らしていく「多文化共生のまちづくり」への対応が求められています。併せて外国人市民が安心して暮らし働けるよう、生活環境の整備が必要です。

施策1 国際化の推進

【主な施策展開】

(1) 国際交流活動の推進

- 姉妹都市交流などの国際交流活動を通じて、市民の国際感覚の醸成に努めるとともに、多くの市民が異文化に触れ、外国人市民との交流に参加できる機会を創出し、積極的に発信する機会の増大に努めます。
- 学校教育の中で国際理解教育を推進し、児童生徒が国際性を身につけられるよう努めます。
- 市民と行政が連携して地域の国際交流に取り組むため、茂原市国際交流協会の活動を支援します。

(2) 多文化共生社会の実現

- 茂原市国際交流協会と連携し、外国人市民とお互いの価値観や文化を尊重しながら共生し、安心して暮らしていくことができる社会の実現に努めます。
- 多言語に対応した行政情報の提供や生活相談など、外国人市民が暮らしやすく働きやすい環境の整備に努めます。

【主要指標】

- 国際交流協会個人会員数
基準値（令和2年3月末）107人 目標値（令和7年度）120人
- 国際交流協会主催事業（講座・イベント）の参加者数
基準値（令和元年度）322人 目標値（令和7年度）400人
- 多言語による行政情報発信数
基準値（令和元年度）4件 目標値（令和7年度）8件

【関連計画】

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 学校における国際理解教育の内容や、国際交流活動を通じた国際理解の視点を、働く世代や高齢者世代にも広げることで、全世代での多文化共生理解の促進に努めます。
(時間的視点)
- 姉妹都市交流などの国際交流活動によって獲得した国際理解の視点を応用し、外国人市民が地域の一員として不便なく暮らせるよう、多言語に対応した行政サービスの提供、市民と交流できる機会の創出に努めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

誰もが自分らしく健康に暮らせるまち《健康福祉》

テーマ	施策	主な施策展開	担当課	ページ	
誰もが自分らしく健康に暮らせるまち《健康福祉》	1 地域福祉	1 地域福祉の充実	(1) 推進体制の整備	社会福祉課	67
			(2) ボランティア活動への支援	社会福祉課	67
			(3) 福祉のネットワークづくり	社会福祉課	67
			(4) 民間福祉団体の育成	社会福祉課	67
		2 地域福祉活動の基盤づくり	(1) 福祉センターの整備	社会福祉課	67
	2 子育て支援	1 総合的な子育て支援の充実	(1) 妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援	健康管理課 子育て支援課	70
			(2) 安全で快適な遊び場づくり	子育て支援課	70
		2 質の高い保育・幼児教育の提供	(1) 保育・幼児教育の充実	子育て支援課 学校教育課	71
			(2) 放課後児童クラブ（学童保育）の充実	子育て支援課	71
		3 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	(1) ひとり親家庭への支援	子育て支援課	71
			(2) すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり	子育て支援課	71
	(3) 児童虐待の防止と対策強化		子育て支援課	71	
	3 高齢者福祉	1 高齢者福祉の充実	(1) 介護保険サービスの充実	高齢者支援課	74
			(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者支援課	74
		2 高齢者の社会参加の推進	(1) 生きがい対策の推進	高齢者支援課	74
	4 障害者福祉	1 障害者福祉の充実	(1) 相談支援体制の充実	障害福祉課	76
(2) 地域生活支援の充実			障害福祉課	77	
2 障害者の社会参加の促進		(1) 就労の支援	障害福祉課	77	
		(2) 地域活動への参加	障害福祉課	77	
5 保健医療	1 健康づくりの推進	(1) 市民参加の健康づくり	健康管理課	80	
	2 成人保健事業の充実	(1) 疾病予防対策の推進	健康管理課	80	
		(2) 特定健康診査等の推進	健康管理課	80	
		(3) 感染症予防対策	健康管理課	80	
	3 医療体制の充実	(1) 公立長生病院の充実	健康管理課	80	
		(2) 医師の確保	健康管理課	80	
		(3) 救急医療体制の充実	健康管理課	81	
		(4) 「かかりつけ医」の普及啓発	健康管理課	81	
6 社会保障	1 国民健康保険の安定的運営	(1) 医療費の適正化	国保年金課	83	
		(2) 収納率の向上	国保年金課	83	
	2 後期高齢者医療制度の適正な運営	(1) 制度の周知	国保年金課	83	
		(2) 保険財政の健全運営	国保年金課	83	
	3 国民年金制度の啓発と適正管理	(1) 制度の周知	国保年金課	83	
	4 生活困窮者の自立に向けた支援	(1) 生活困窮者の自立の促進	社会福祉課	83	
		(2) 生活保護受給者への自立支援	社会福祉課	83	

テーマ1 地域福祉



【基本方針】

- 住民自らが地域の課題を発見し解決策を考えることで、互いに助け合う地域共生社会の実現を目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 社会構造の変化に伴い、住民相互の日常的な関わりが薄れる一方で、福祉ニーズは多様化し、近年では、これまで福祉の対象となりづらかった虐待や引きこもりなど新たな社会的課題への対応が求められています。複雑化する生活課題・福祉課題に向き合い、必要な支援を届けるため、住民相互の支え合いや地域のネットワークづくりが重要となっています。

茂原市の現況と課題

- 本市においても、少子高齢化や核家族化の進行、コミュニティ意識の希薄化、ライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会や家庭の様相が大きく変化し、生活困窮、引きこもり、虐待など、地域における課題が複雑化してきています。
- 地域で暮らす誰もが安心して健やかに生活できるよう、地域住民自らが地域の問題を「我が事」として捉え、自らその問題に取り組み、お互いに助け合い、民生委員等の関係機関と協力して、問題を解決していく社会づくりが必要となっています。

写真・図表

写真・図表

施策1 地域福祉の充実

【主な施策展開】

（1）推進体制の整備

- 多様化する市民ニーズに対応するため、総合的な相談体制の確立と身近な相談機能の充実に努めます。
- 社会福祉協議会の基盤整備を支援し、活動の活性化を図ります。
- 定期的な連絡会や研修会を通じ、関係機関や民間福祉団体等と連携を強化します。

（2）ボランティア活動への支援

- ボランティアセンター*の機能の充実と、ボランティア活動への情報提供や支援を図ります。
- 福祉講座や福祉体験などの福祉教育の支援を行い、福祉意識の醸成に努めます。

（3）福祉のネットワークづくり

- 在宅福祉サービスの現状と福祉対象者を把握し、必要な支援の提供につなげます。
- 地区社会福祉協議会の支援を行い、それぞれの地区に応じた福祉活動をより一層推進します。

（4）民間福祉団体の育成

- 民間福祉団体の育成をするために必要な支援を行います。
- NPO やボランティア団体との交流促進を図ります。

施策2 地域福祉活動の基盤づくり

【主な施策展開】

（1）福祉センターの整備

- 地域福祉活動の拠点施設となる福祉センターの計画的な改修を行い、施設の維持と利用者の利便性向上に努めます。
- 高齢者、障害者等が地域福祉活動の拠点として安全に利用できる施設を提供し、地域住民による地域福祉活動を推進します。

【主要指標】

- ボランティア活動の参加者数
基準値（令和元年度）1,729人 目標値（令和7年度）1,999人
- 福祉センターの利用者数
基準値（令和元年度）253,502人 目標値（令和7年度）285,660人

【関連計画】

- 第3次茂原市地域福祉計画（平成30年度～令和5年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 福祉教育やボランティア活動に関する情報提供に努め、ライフステージに応じた福祉活動の推進を図ります。(時間的視点)
- 誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、住民相互の支え合いと地域のネットワークにより福祉課題の解決に取り組みます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ2 子育て支援



【基本方針】

- 未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもと子育て家庭を地域全体で支え、安心して楽しく子育てできる環境の実現を目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 少子化の進行は社会経済に多大な影響を及ぼす課題であり、個人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望を実現できるよう、雇用環境の整備、ワーク・ライフ・バランス*の推進、保育施設やサービスの充実など様々な取り組みが進められています。未来を担う子どもが健やかに成長できるよう、子育てを家庭だけの責任で担うのではなく、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

茂原市の現況と課題

- 本市の待機児童数は、平成 29 (2017) 年をピークに減少傾向にありますが、核家族化や女性の社会進出が進む中、保育ニーズは高まっていくことが想定されます。待機児童ゼロを達成するためにも、今後の母親の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業を充実する必要があります。
- 本市の平成 30 (2018) 年における合計特殊出生率は 1.24 で、全国 1.42、千葉県 1.34 と比較しても低く、出生数も減少傾向にあります。また、核家族化の進行や、ひとり親家庭の増加などにより、子育ての不安や孤立感を抱えている子育て家庭が増えており、身近な地域で支援していく体制を構築する必要があります。
- 近年の社会や経済の変化により、子育て家庭を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっており、子育ての負担や不安から、児童虐待などの問題が生じています。子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える児童虐待に対して、早期段階での相談や支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭、ステップファミリー*、外国籍で日本語を母国語としない保護者の家庭等、家族形態が多様化しており、それぞれ抱える課題も多岐にわたり、どの家庭に生まれてもその暮らしが尊重され、健やかに成長できる環境を整備する必要があります。

施策1 総合的な子育て支援の充実

【主な施策展開】

(1) 妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援

- 安心して子どもを産み育てることができるように、産前産後サポートセンター*（子育て世代包括支援センター）は関係機関と連携しながら、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- 保護者同士の交流ができる場を提供することで、保護者同士が支え合い、子育ての孤立化を防ぎ、地域でつながりをもちながら楽しく育児ができるよう支援していきます。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたり要する医療費の助成を行うことにより、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
- 乳児相談や各種幼児健康診査等において、健康の保持増進のための相談・指導を行い、健やかな成長・発達を支援していきます。
- 子どもの予防接種については、感染症を予防し健やかな育ちを支えることから、適切な時期に接種ができるように通知や各種保健活動を通して周知していきます。
- 子育てに関する必要な情報を、必要な時に確実に得られるような情報提供体制および相談体制を、関係機関との連携によって整備していきます。
- 家族のふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、社会的なマナーなどを身につけることができるよう、家庭教育の支援に努めます。
- 子どもが社会の一員として尊重されるよう、地域全体で子育てを多面的に見守る体制づくりに努めます。
- 子育て家庭の親と子が保育所等の身近な場所で交流し、育児相談をすることができる地域子育て支援拠点を拡充します。

(2) 安全で快適な遊び場づくり

- 児童が安心して遊ぶことができる場所を確保するため、市内児童遊園の遊具の点検、修繕等を実施します。
- 子育て家庭が交流できる場として福祉センターの事業を充実するとともに、児童厚生員による育児相談を行うなど、子育て環境の充実を図ります。

施策2 質の高い保育・幼児教育の提供

【主な施策展開】

(1) 保育・幼児教育の充実

- 施設の安全・安心を確保しつつ、すべての子どもに質の良い教育・保育を提供するため、公立保育所と幼稚園を統廃合し、民間移管による幼保連携型認定こども園の整備に努めます。
- 多様な保育ニーズに合ったきめこまやかな保育サービスを提供するため、延長保育や一時預かり保育の充実に努めます。
- 保育士不足を解消するため、民間保育士の処遇改善や潜在保育士の雇用促進等に取り組みます。また、保育士等の経験年数や各施設の状況等に応じた研修等を実施し、保育士等の資質の向上に取り組みます。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を見通した教育課程を編成し、教育内容の充実を図ります。

(2) 放課後児童クラブ* (学童保育) の充実

- 児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の施設を活用した放課後児童クラブの実施に取り組みます。また、小学校の再編（統廃合）に対応した施設整備を行います。
- 指導員の確保と研修等を通じた指導員の質の向上を図るとともに、適正な運営管理に努めます。

施策3 配慮を必要とする子どもや家庭への支援**【主な施策展開】****(1) ひとり親家庭への支援**

- 母子・父子自立支援員*や家庭児童相談員*を中心とした相談業務の充実を図ります。
- 各種手当や医療費助成の適正かつ迅速な支給を行います。また、就労支援のための給付金の活用について、引き続き周知を図ります。

(2) すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 日本語を母国語としない外国籍の保護者等には、わかりやすい情報提供をし、切れ目のない支援が行えるよう関係機関等と連携して体制を整備していきます。
- 親や子どもの多様性を尊重し、寄り添いながら適切に子育てができるよう支援していきます。

(3) 児童虐待の防止と対策強化

- 妊娠届出時や母子保健事業などの機会を通じて助産師や保健師が妊産婦と面接を行い、児童虐待の恐れがある場合は適切に養育できるように関係機関と連携しながら支援していきます。
- 要保護児童対策地域協議会*を効果的に運営することにより関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

【主要指標】

- 「今後もこの地域で子育てをしていきたい」と回答した市民の割合
基準値（令和元年度）91.1% 目標値（令和7年度）91.5%
- 保育所等の待機児童数
基準値（令和2年4月1日）4人 目標値（令和7年度）0人
- 公立保育所・幼稚園整備計画による幼保連携型認定こども園の整備数
基準値（令和3年度）1か所 目標値（令和7年度）2か所
- 学校施設を活用した学童クラブの整備数
基準値（令和2年度）3か所 目標値（令和7年度）5か所

【関連計画】

- 第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）
- 公立保育所・幼稚園整備計画（平成31年3月改訂）
- 健康もばら21 ～茂原市健康増進・食育推進計画～（平成29年度～令和4年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 年代の異なる子ども同士や子どもと高齢者など、地域社会における世代間交流を通じて、子育てを地域で支える意識の醸成を図ります。(時間的視点)
- すべての子どもと子育て家庭が孤立せず、健やかに成長できるよう、地域全体で子どもと子育て家庭を見守る体制の構築に努めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ3 高齢者福祉



【基本方針】

- 介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域で助け合う体制づくりを進めます。また、高齢になっても生きがいを持って暮らせる地域を目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 我が国では急速な高齢化が進んでいます。後期高齢者*の人口は、団塊の世代*が75歳以上に到達する令和7(2025)年以降に減少に転じる見込みですが、高齢化率(65歳以上人口割合)は、その後も上昇する傾向が続きます。さらに、団塊ジュニア世代*が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢者の人口がピークを迎えるとともに、特に介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、医療と介護の需要の増加が予測されます。2025年に向けて、更にはその先の2040年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、サービス基盤・人的基盤を整備する必要があります。

茂原市の現況と課題

- 地域包括支援センター*を、4つの日常生活圏域*全てに配置し、総合相談業務等の地域支援事業の充実を図っていますが、今後も高齢化に伴って、さらに需要が増すことが予測されます。地域包括ケアシステム*の深化・推進のため、これを支える介護人材の確保や、各関係機関との連携、NPOやボランティア団体等によるサービスの更なる充実などを図る必要があります。
- 高齢者の単独世帯や、高齢者の夫婦のみの世帯が増加していることに加え、地域のコミュニティが希薄になりつつあることから、高齢者の孤立が進んでいます。高齢者の豊かな経験を活かせる場や通いの場への参加を促すことにより、高齢者の生きがいづくりを推進する必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 高齢者福祉の充実

【主な施策展開】

(1) 介護保険サービスの充実

- 介護保険制度について、多世代に向けた周知や啓発に努め、制度に対する理解を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域・環境で、自分らしく生活を送れるよう利用者の多種多様なニーズを把握し、サービス提供事業者が創意工夫をもって事業展開が出来るよう方策を講じます。
- 介護保険事業計画に基づき、必要とする介護施設の利用定員を確保するため、本市の実情に応じた施設整備を図ります。
- 利用者に対するサービスの質と量を確保し、介護保険制度の健全で適正な運営を図るため、サービス提供事業者に対し適切な指導・助言を行います。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 4つの圏域に配置された地域包括支援センターを中心に、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう、医療と介護の連携、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援*、地域課題の把握等を行い、地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制の充実を図るとともに、認知症に関する正しい知識と理解のための普及啓発活動を行います。

施策2 高齢者の社会参加の促進

【主な施策展開】

(1) 生きがい対策の推進

- 高齢者が、豊かな経験を活かし、生きがいを持って生活できるよう、長寿クラブや生涯大学校、シルバー人材センターの運営を支援します。
- 介護予防事業の実施により、高齢者の自立支援・重度化防止を推進するとともに、住民主体の通いの場の充実を図ります。

【主要指標】

- 要支援・要介護認定者の割合（認定率）
基準値（令和元年度）16.2% 目標値（令和7年度）18.1%
- 高齢者一人当たり介護給付費
基準値（令和元年度）231,590円 目標値（令和7年度）273,353円

【関連計画】

- 茂原市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）
- 健康もばら21 ～茂原市健康増進・食育推進計画～（平成29年度～令和4年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子育てや教育などに高齢者の豊かな経験を活かすとともに、交流事業などを通じて子どものうちから敬老意識の醸成に努めます。(時間的視点)
- 地域包括支援センターを中心に、圏域ごとに、関係機関が連携し、医療・介護・介護予防・住まい・日常生活支援など必要なサービスを提供します。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ4 障害者福祉



【基本方針】

- 障害のある人が住み慣れた地域で主体的に生活できるよう、個人の状況や適性に応じて、生活全般を支援する体制を整備します。また、障害に対する理解を醸成し、地域の活動への参加を促進します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 障害の有無に関わらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現が必要とされています。障害を理由とする差別の解消や、障害者の雇用・就労の促進に向けた法整備が進んでおり、障害理解の促進や権利擁護、障害のある人がその人らしく生活するための社会参加の機会づくりが求められています。

茂原市の現況と課題

- 障害のある人を取り巻く環境が大きく進展してきたことから、障害福祉サービスの利用者数は年々増加しています。そのため、地域で安心した日常生活及び社会生活を送るために、安定的なサービス提供の確保と、質の高い相談支援体制の整備が必要です。
- 自立した生活を送るために働く意欲をもった障害のある人が働ける場合は、現状多くはないため、関係機関と連携し、障害のある人に対する社会参加の機会や就労支援を行うことが必要です。

写真・図表

写真・図表

施策1 障害者福祉の充実

【主な施策展開】

(1) 相談支援体制の充実

- 障害のある人にとって、必要な情報の提供や助言など、障害福祉サービス利用に必要な支援を行

います。

- 相談支援専門員の確保のため、事業所に対し、県が開催する研修への積極的な参加を働きかけます。
- 保育、教育及び福祉等の関係機関の連携を図り、発達障害の早期発見・療育の推進に努めます。

（2）地域生活支援の充実

- 新規事業所に対する参入の働きかけや、既存事業所に対して事業の拡充及び支援員の育成などを働きかけることで、介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスの充実に努めます。
- 障害のある人の日常生活の便宜を図るため、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 補装具*給付や、医療費助成等を実施し、障害のある人の生活の安定と健康保持に努めます。
- 障害のある人が地域で安心して医療サービスを受けられるように、保健、医療及び福祉などの関係機関との連携を図ります。

施策2 障害者の社会参加の促進

【主な施策展開】

（1）就労の支援

- 適性や能力に応じた就労の実現に向け、障害のある人が必要としているサービス提供に努めます。
- 就労に関する情報提供を確保するため、ハローワーク等の関係機関との連携に努めます。また、一般就労に伴う環境変化等に対応できるよう、企業や自宅への訪問等を行い、職場への定着が図られるよう支援に努めます。
- 一般就労が困難な障害のある人には、知識や能力の向上を目指し、必要な支援を受けながら働く、福祉的就労*の場の確保に努めます。

（2）地域活動への参加

- 障害のある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁*」を除去するため、広報活動により地域住民への働きかけを行い、障害への理解の推進に努めます。
- 障害のある人の余暇活動について支援の充実に努めます。

【主要指標】

- 相談支援事業所数
基準値（令和元年度）6事業所 目標値（令和7年度）11事業所
- 就労移行支援及び就労継続支援事業の利用者数
基準値（令和元年度）217人 目標値（令和7年度）262人

【関連計画】

- 第3次茂原市障害者基本計画（平成30年度～令和5年度）、第6期茂原市障害福祉計画及び第2期茂原市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 障害や発達状況と、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期といった年齢に応じて、必要な支援を切れ目なく提供します。(時間的視点)
- 関係機関が連携しながら、身近な地域において障害のある人の生活を支援します。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ5 保健医療



【基本方針】

- 市民主体の健康づくりを支援し健康寿命を延ばすことにより、心身ともに健康で豊かな潤いのある生活の実現を目指します。また、市民が安心して医療を受けることができるよう地域の医療体制を整備します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 高齢化や医療の高度化に伴い医療費が増加しており、社会保障制度を持続可能とするためにも健康寿命延伸の必要性が高まっています。一人ひとりの主体的な健康づくりとともに、保健・医療・福祉の連携による情報提供や活動支援が重要です。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、市民の健康に大きな脅威を与えており、継続的な対策が求められています。

茂原市の現況と課題

- 効果的な健康づくりの推進のため相談体制や健康教室の充実を図っていますが、さらなる充実のためには関連団体との連携が不可欠です。しかしながら、健康づくりの推進を担う健康生活推進員のなり手は年々減少しており、推進員自身の高齢化が課題となっています。
- 健(検)診の充実については受診率が伸び悩んでいることから、受診率向上のための周知の工夫に努める必要があります。
- 新型インフルエンザ等の対応については引き続き医師会等関係機関と連携し、発生時にはスムーズな対応をする必要があります。
- 公立長生病院は一般病床数 180 床 15 診療科を標榜する山武長生夷隅保健医療圏*の中核病院です。平成 5 (1993) 年には千葉県救急基幹センターに指定され、地域の二次救急医療*を担っています。山武長生夷隅保健医療圏では、救命救急センターを併設する初めての三次救急医療*機関として東千葉メディカルセンターが開院し、当医療圏の高度急性期医療*体制が整備されたことにより、同センターと連携した地域完結型の医療体制を更に推進する必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 健康づくりの推進

【主な施策展開】

(1) 市民参加の健康づくり

- 関連団体の協力により健康教室等を開催し、健康相談、運動習慣や休養・心の健康づくりも取り入れた健康教育、バランスのとれた食生活等を推進します。
- 保健センターを活動拠点とした健康に関する様々な相談体制の充実を図ります。
- 健康づくりの推進を担う健康生活推進員の確保・育成に努めます。
- ICTを活用した健康づくりについて検討します。

施策2 成人保健事業の充実

【主な施策展開】

(1) 疾病予防対策の推進

- 1次予防（生活習慣の改善）と2次予防（各種検（健）診による早期発見・早期治療）の切れ目ない実施による受診率の向上に努めるとともに、受診勧奨や保健指導を行い、健康の増進を図ります。

(2) 特定健康診査等の推進

- 保健活動、地区組織等を通しての受診勧奨を推進します。また、AIを活用するなど効果的な周知に努めます。
- 継続的な検（健）診や受診の習慣化を図るとともに、受診者の利便性に配慮した受診機会の拡大に努めます。
- 対象者一人ひとりの身体状況に合わせたきめ細かい事後指導を行います。

(3) 感染症予防対策

- 感染症についての正しい知識、発生状況等について、広報紙やホームページ等を活用した情報提供を推進します。
- 新型インフルエンザ等の感染症の流行に備え、必要な消毒液やマスク等の確保及び備蓄に努めます。
- 医師会等関係機関との協力により、感染症の発生予防やまん延防止の対策に努めます。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対応行動計画を策定し、住民接種体制の構築に努めます。

施策3 医療体制の充実

【主な施策展開】

(1) 公立長生病院の充実

- 高度医療に対応するため、医療機器の整備に努めます。
- 老朽化している施設設備の整備に努めます。
- 急性期医療、リハビリテーション、予防医療の強化に努めます。
- 経営の健全化に努めます。
- 大規模災害時における広域医療救護所の円滑な実施に努めます。

(2) 医師の確保

- 内科医、外科医、小児科医、産婦人科医の確保に努めます。
- 県、医療機関、医療団体との連携強化を図り、医師派遣体制の確立に努めます。
- 若い医師を育てる環境と先進医療の整備充実に努めます。
- 看護師の確保、育成に努めます。

(3) 救急医療体制の充実

- 初期・二次救急医療体制の充実を図り、24時間365日対応の救急医療体制の確立について関係機関と連携強化に努めます。
- 災害時の医療体制の確立について医療機関との連携に努めます。

(4) 「かかりつけ医」の普及啓発

- 病院と診療所の診療機能に関する情報提供を推進し、健康教室や健康相談の中での啓発に努めます。

【主要指標】

- 本市実施のがん検診受診者率
基準値（令和元年度）胃がん検診 4.8% 目標値（令和7年度）向上を目指します
- 茂原市国民健康保険加入者特定健康診査*受診率
基準値（平成30年度）39.4% 目標値（令和7年度）向上を目指します
- 長生病院における病床稼働率
基準値（平成30年度）69.4% 目標値（令和7年度）82.3%

【関連計画】

- 健康もばら 21 ～茂原市健康増進・食育推進計画～（平成29年度～令和4年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- ライフステージに応じて発生する健康リスクを軽減するため、心身に関する健康相談の充実を図るとともに、食事や運動といった生活習慣の意識づけに関する健康教育を推進します。（時間的取り組み）
- 個人の食生活や運動習慣、感染症予防に関する意識啓発に努めるとともに、地域のサークルやボランティアによる健康教育の活動を支援することで、健康の増進を図ります。（空間的取り組み）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ6 社会保障



【基本方針】

- 市民が安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を目指します。
- 国民年金に関する身近な窓口としての相談機能を充実します。
- 生活困窮者等の生活が安定し、自立した生活を営むことができるよう支援します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 少子高齢化の進展、雇用環境の変化、貧困や格差の問題など社会経済情勢が大きく変化する中で、安定した暮らしを守るためには社会保障制度が重要であり、将来世代に負担を先送りしないよう、安定財源の確保が課題となっています。平成30（2018）年度から国民健康保険は県と市町村の共同運営となっており、国民健康保険制度の健全な運営のために、医療費の適正化や収納率の向上などが求められています。

茂原市の現況と課題

- 被保険者の高齢化や医療の高度化により、1人当たりの医療費は年々増加しています。国民健康保険の被保険者は年齢層が高く、医療費水準が高いことに加え、無職者・非正規雇用労働者等の加入が多く、所得水準が低いため、財政運営において構造的な問題を抱えています。
- 後期高齢者医療制度は、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には更なる医療費の増加が見込まれるため、医療費の抑制に努める必要があります。
- 国民年金制度については、年金制度の持続可能性に対し、不安を持つ住民も多く、国民年金未加入や保険料の未納の問題が生じています。そのため、制度の周知や、住民の立場に立った電話や窓口での相談対応が必要です。
- 生活保護受給者や生活困窮者が増加していることから、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、求職活動の支援に加え、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることの無いように支援することが必要になっています。

写真・図表

写真・図表

施策1 国民健康保険の安定的運営

【主な施策展開】

(1) 医療費の適正化

- 特定健康診査の受診率向上に向けた広報活動を行い、疾病予防の意識を啓発します。
- ジェネリック医薬品*の使用を促進するとともに、診療報酬明細書（レセプト）の2次点検の強化を図り、医療費の適正化に努めます。
- 被保険者資格の実態調査の継続とともにマイナンバーカードによるオンライン資格確認等により、被保険者資格の適正化に努めます。

(2) 収納率の向上

- 未納者に対する納付相談や納税コールセンター等の催告により、収納率向上に努めます。

施策2 後期高齢者医療制度の適正な運営

【主な施策展開】

(1) 制度の周知

- 後期高齢者医療制度の保険料率は、上昇が見込まれることから、被保険者への理解と周知に努めます。

(2) 保険財政の健全運営

- 健康診査事業の実施により長期的な医療費抑制を図るとともに、未納者に対する納付相談、電話勧奨などにより収納率の向上に努めます。

施策3 国民年金制度の啓発と適正管理

【主な施策展開】

(1) 制度の周知

- 国民年金未加入者や、保険料の未納者に対し、年金制度への理解がより一層深まるよう周知に努めます。
- 日本年金機構と連携した制度の周知、電話や窓口相談への対応に努めるとともに、広報紙やパンフレットを活用した啓発活動を行います。

施策4 生活困窮者の自立に向けた支援

【主な施策展開】

(1) 生活困窮者の自立の促進

- 生活保護に至る前の人の自立のため、関係機関と連携して課題の解決に向けた支援を行います。
- ハローワークと連携して、就労に向けた支援を行います。

(2) 生活保護受給者への自立支援

- 必要な保護を行うことで最低限度の生活を保持し、関係機関と連携して課題の解決に努めます。
- ハローワーク、就労支援員、ケースワーカーが連携して、個々の状況に応じた求職活動等を支援します。

第3編 基本計画

【主要指標】

- ジェネリック医薬品の利用率
基準値（令和2年度）77.0% 目標値（令和7年度）増加を目指します
- 就労支援プログラムにより就労を開始した割合
基準値（令和元年度）54.9% 目標値（令和7年度）60.0%

【関連計画】

- 第2期茂原市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成30年度～令和5年度）
- 第3期茂原市特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 将来世代においても社会保障制度の恩恵を受けることができるよう、安定財源の確保に努めます。（時間的視点）
- 県や関係機関、日本年金機構などと連携した広域的な対応によって、社会保障制度の健全な運営を図ります。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

未来への活力とにぎわいがあるまち《産業振興》

テーマ	施策	主な施策展開	担当課	ページ	
未来への活力とにぎわいがあるまち《産業振興》	1 農林業	1 生産基盤の整備	(1) 土地改良の推進	農政課	87
			(2) 農道の整備	農政課	87
			(3) 農業用排水路の整備	農政課	87
			(4) 水資源の確保	農政課	87
		2 農地の確保	(1) 優良農地等の確保	農政課	87
			(2) 農地の集積・集約化の推進	農政課	87
	3 経営体と担い手の育成	(1) 認定農業者の育成	農政課	88	
		(2) 経営体の育成	農政課	88	
		(3) 農業後継者の育成	農政課	88	
	4 農業経営の改善	(1) 土地利用の合理化	農政課	88	
		(2) 技術革新の推進	農政課	88	
		(3) 施設園芸の推進	農政課	88	
		(4) 畜産の振興	農政課	88	
		(5) 環境にやさしい農業の推進	農政課	88	
		(6) 有害鳥獣対策の推進	農政課	88	
	5 農産物のブランド化と販路拡大	(1) 農産物のブランド化	農政課	88	
		(2) 特産物の栽培促進	農政課	89	
		(3) 観光農業の推進	農政課	89	
		(4) 出荷体制の充実	農政課	89	
	6 林業の振興	(1) 森林環境の整備	農政課	89	
		(2) 特用林産物の生産	農政課	89	
	2 商工業・中小企業	1 商業基盤の整備	(1) 中心市街地の活性化	商工観光課	92
			(2) 商店街の商業機能充実	商工観光課	92
			(3) 商店街の環境整備支援	商工観光課	92
		2 工業の振興	(1) 企業誘致の推進	商工観光課	92
			(2) 技術者の育成支援	商工観光課	92
(3) 技術開発・技術革新の支援			商工観光課	92	
3 中小企業の支援		(1) 指導体制の充実	商工観光課	93	
		(2) 経営の高度化の推進	商工観光課	93	
		(3) 事業資金の貸付等	商工観光課	93	
	(4) 起業・創業の支援	商工観光課	93		
	(5) 後継者の育成支援	商工観光課	93		
3 シティプロモーション	1 観光資源の整備	(1) 観光資源の整備	商工観光課	96	
		(2) 産業の観光化	商工観光課	96	
	2 推進体制の整備	(1) 観光協会の活性化	商工観光課	96	
	3 移住定住の促進	(1) 積極的な魅力発信	商工観光課 企画政策課	96	
		(2) 受け入れ体制の整備	企画政策課	96	
	4 雇用	1 雇用の充実	(1) 雇用の促進	商工観光課	99
(2) 勤労者福祉の充実			商工観光課	99	

テーマ1 農林業



【基本方針】

- 市内農業の生産基盤の整備や農用地の保全に努めつつ、担い手の育成支援や法人化の促進に取り組みます。さらに、農業経営の改善を支援しつつ、農産物のブランド化をはじめ、付加価値の向上に向けた取り組みを進めます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 農業生産者の減少と高齢化による人材不足が喫緊の課題となっており、耕作放棄地の増加や、森林の荒廃、鳥獣被害の増加などの問題を引き起こしています。
- 6次産業化やブランド化を進めることで農産物の付加価値を高めるとともに、ICTなどの新技術を活用したスマート農業により効率性・生産性を向上させることで、農業所得の増加と離農者の減少につながると期待されています。

茂原市の現況と課題

- 土地改良事業への理解と農業基盤の強化に取り組んでいます。農業用排水路やため池が老朽化しており早期整備が課題となっています。
- 農地を担い手に集積し効率化を図ることで持続可能な農業を目指しています。しかし、集積率は約9.8%（令和元年度末時点）と低いため、担い手を中心とした地域内の話し合い等により将来に向けての営農を推進する必要があります。
- 高齢化や後継者不足などの理由により離農者は増加し、地域の担い手は減少しています。各関係機関と連携するとともに、新技術の応用による農作業の省力化や生産性向上などによって農業経営の改善を図ることで、担い手の育成に努める必要があります。
- 持続可能な農業経営を実現し、新規就農者の増加を促すため、6次産業化による付加価値の創造や、多様な販路の開拓など農業所得の向上を図る必要があります。
- 森林について、適切な管理がされておらず、災害発生時の被害拡大に繋がるおそれがあるため、整備を図る必要があります。また、林道についても、通行に支障が出ることから適切な維持管理に努める必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 生産基盤の整備

【主な施策展開】

(1) 土地改良の推進

- 農家への啓発、土地改良事業の推進に努めます。

(2) 農道の整備

- 農道の整備、適正な維持管理に努めます。

(3) 農業用排水路の整備

- 公共的要素の強い基幹農業用排水路については公共事業での整備に努めます。
- 地区で行う小規模な用排水路の整備については支援に努めます。
- 地域資源を地域ぐるみで守り支えていく共同活動の支援に努めます。

(4) 水資源の確保

- ため池施設の整備や各地区が行う修繕を支援することで、安定的な水資源の確保に努めます。

施策2 農地の確保

【主な施策展開】

(1) 優良農地等の確保

- 農業振興地域整備計画に基づき、優良農地等の確保に努めます。
- 茂原市地域農業再生協議会との連携を通じた認定農業者等への働き掛けによる耕作放棄地の解消、耕作放棄地の活用方法を検討します。

(2) 農地の集積・集約化の推進

- 県の農業関係機関、JA長生、農業委員、農地利用最適化推進委員との連携を図り、農地の集積・集約化に努めます。

施策3 経営体と担い手の育成

【主な施策展開】

(1) 認定農業者の育成

- 茂原市農業経営改善支援センターを中心とした相談支援活動により、担い手の増加に努めます。

(2) 経営体の育成

- 将来の地域農業を見据えた対話の機会の充実、大規模生産者、農作業の受託組織や農業法人などの育成支援に努めます。

(3) 農業後継者の育成

- 国・県の農業関係機関、JA 長生、農業委員会との連携を通じた農業後継者の育成に努めます。

施策4 農業経営の改善

【主な施策展開】

(1) 土地利用の合理化

- 生産体制の確立に向けた農地の集積、水田の条件整備による生産性の高い土地利用型農業の推進に努めます。

(2) 技術革新の推進

- 国・県の農業関係機関、JA 長生と連携し、新技術や省力化機械の導入促進により、生産性の向上や農産物の品質向上に努めます。

(3) 施設園芸の推進

- 農業用施設や省力化機械の導入を促進し、生産性の向上や農産物の品質向上に努めることで、栽培面積の拡大を図ります。

(4) 畜産の振興

- 飼料用米等の生産・利用促進、家畜排せつ物の肥料活用促進、自給飼料生産規模の拡大、家畜伝染病予防接種の普及強化を通じた畜産の安全性の確保に努めます。

(5) 環境にやさしい農業の推進

- 農業生産による環境負荷の低減、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み（GAP）の推進に努めます。

(6) 有害鳥獣対策の推進

- イノシシをはじめとする有害鳥獣による農産物の被害防止により農家の経営安定に努めます。

施策5 農産物のブランド化と販路拡大

【主な施策展開】

(1) 農産物のブランド化

- 農商工連携や6次産業化による新たな事業の創造や、特産品開発の推進を通じた農産物のブランディングにより、付加価値の向上に努めます。

(2) 特産物の栽培促進

- 省力化機械の導入促進による生産性の向上や、特産物の生産農家の開拓に努めることで、栽培面積の拡大を図ります。

(3) 観光農業の推進

- 観光農園や直売所の充実・普及に努めます。

(4) 出荷体制の充実

- 生産者の販路拡大の推進に努めます。

施策6 林業の振興

【主な施策展開】

(1) 森林環境の整備

- 森林環境贈与税を活用し土砂災害の防止など、森林の持つ公益的機能の保全に向けた森林整備、森林と林道の計画的な整備、里山の保全に努めます。

(2) 特用林産物の生産

- 茂原市椎茸生産組合に対する省力化機械の購入補助を行い、特用林産物の生産を促進します。

【主要指標】

- 農地中間管理集積面積
基準値（令和元年度）5.5ha 目標値（令和7年度）15ha
- 認定農業者数
基準値（令和2年3月末）51人 目標値（令和7年度）56人
- 有害鳥獣による農作物被害額
基準値（令和元年度）80.5万円 目標値（令和7年度）減少を目指します
- 観光農業に取り組んでいる農業者数
基準値（令和2年3月末）2人 目標値（令和7年度）7人

【関連計画】

- 茂原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（平成26年度策定）
- 茂原市農業振興地域整備計画書（平成14年度策定）
- 茂原市地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン（平成29年度策定）
- 健康もばら21～健康増進・食育推進計画～（平成29年度～令和4年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 小中学校の教育に農業体験を取り入れる、地域の農産物を用いた食育の啓発を図るなど、子どもの頃から農業に親しむ機会を作ることで、将来における農業の担い手の育成を図ります。（時間的視点）
- 周辺地域との連携によってブランド農産物、6次製品の開発に努めるなど競争力の強化を図ります。また、広域で連携して有害鳥獣等の駆除に取り組みます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ2 商工業・中小企業



【基本方針】

- 市内企業の技術開発や後継者の確保を支援しつつ、戦略的な企業誘致を進め、地域全体の産業競争力を高めます。また、中心市街地のにぎわい創出・活性化や、市内中小企業の経営支援、起業・創業支援に取り組みます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 先行きが不透明な経済状況の中、商工業においては、製品・サービスの差別化による新事業の展開や付加価値の向上、起業や安定的な経営基盤の構築に向けた支援、新たな産業構造に対応するための改革、先端技術の導入と生産性の向上が大きな課題となっています。
- 人口減少、高齢化等を背景として、中小企業での人材不足による事業承継に係る困難や、中心市街地の衰退・空洞化による地域社会崩壊が問題となっています。一方、地域の中小企業は、コミュニティビジネスの展開による地域課題の解決や、女性や高齢者など多様な人材の活躍の場としても重要な役割を担っています。このような中、国は「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において「新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展」を掲げ、地域経済における中小企業への期待は高まっています。

茂原市の現況と課題

- IoTやビッグデータ等の進展またシェアリングエコノミーなど産業構造が大きく変化しており、新たな産業に対応した企業誘致や支援策が必要となっています。
- 「茂原にはる工業団地」は全区画完売となり、企業の立地が進んでいますが、空き公共施設の活用などさらなる企業誘致の推進が必要です。また、生産年齢人口の減少により、IoTやAIを活用した労働生産性の向上が必須となっています。
- 商店主の高齢化や後継者不足により商店数が減少し、さらに商店会数も減少しています。またインターネット販売やショッピングセンターなどの普及により購買行動が変化しています。このように地域商業は厳しい状況ですが、コミュニティの重要な担い手である商店街のもつ公共的な役割を維持していく必要があります。
- 大企業と比較し労働生産性が低く、経営基盤が盤石でない中小企業の経営基盤を強化するため、経営の合理化、人材の育成、情報化の推進、技術力の向上、資金調達力の強化、販路の拡大などの支援が必要です。

写真・図表

写真・図表

施策1 商業基盤の整備

【主な施策展開】

(1) 中心市街地の活性化

- 中心市街地活性化基本計画の見直しを検討します。

(2) 商店街の商業機能充実

- 商店街によるにぎわいを創出するイベントなどの支援を行います。
- 空き店舗の有効活用に向けた取り組みの支援を行います。

(3) 商店街の環境整備支援

- 街路灯など商店街の環境整備に対し、支援を行います。

施策2 工業の振興

【主な施策展開】

(1) 企業誘致の推進

- 圏央道をはじめとする道路網の整備に伴う地理的優位性を活かし、人口減少に伴い今後発生する空き公共施設や市内遊休工場跡地への企業誘致を県などとの連携によって推進します。
- 企業誘致促進助成策を引き続き実施し、誘致環境の整備を進めます。
- 県内外の幅広い業種・業態をターゲットとしたりサーチを行い、新規企業の誘致に努めます。

(2) 技術者の育成支援

- 恵まれた資源や交通環境など、本市の優位性を十分に生かし、創業者・技術者の育成支援に努めます。

(3) 技術開発・技術革新の支援

- 市内企業が有する技術の向上や新たな技術開発の取り組みを支援するとともに、同業種・異業種間での交流・連携を促進することでオープンイノベーション*の実現を図ります。また、生産現場へのIoT導入支援を通じ、生産性向上の取り組みを支援します。

施策3 中小企業の支援**【主な施策展開】****(1) 指導体制の充実**

- 商工会議所に対して引き続き助成することで、経営指導員による指導体制の強化を図ります。

(2) 経営の高度化の推進

- 経営基盤の向上を目指し、経営研修や経営診断などの取り組みを行う市内の中小企業に対して支援を行います。

(3) 事業資金の貸付等

- 中小企業の経営基盤強化、安定化を図るため、事業資金の貸付及び利子補給を実施します。

(4) 起業・創業の支援

- 起業を志す人を対象とした情報や学習機会の提供に努め、相談体制の充実を図ります。

(5) 後継者の育成支援

- 中小企業の後継者育成に向けた学習機会の提供に努めます。また、後継者がいない場合においては事業譲渡に関する支援に努めます。

【主要指標】

- 中小企業者等振興総合支援事業に関する相談件数
基準値（令和元年度）7件 目標値（令和7年度）10件
- 創業支援事業計画に基づく創業した件数
基準値（令和元年度）14件 目標値（令和7年度）25件

【関連計画】

- 茂原市中心市街地活性化基本計画（平成11年度～）
- 導入促進基本計画（平成30年度～）
- 茂原市創業支援等事業計画（平成28年度～）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 次世代を担う人材育成のため、学校において AI や IoT の活用、新たな価値創造ができる人材を育成するとともに、働きながら能力を育成できる環境整備に努めます。(時間的視点)
- 中小企業・商店街の地域拠点としての役割を支援するとともに、周辺市町村と連携し、立地企業や産業人材の交流を促進することで、新たな産業の創出や技術革新を図ります。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ3 シティプロモーション



【基本方針】

- 観光振興を図るため、広域観光ルートの整備を進めるとともに、新たな観光資源の発掘や効果的なPR方法の検討を進めます。また、地域の魅力を積極的に発信し、移住定住を促します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 新型コロナウイルスの世界的感染拡大直前までは、訪日外国人観光客が大幅に増加し、観光の目的が「物」から「体験」に変化してきた中で、地域固有の資源を生かした個性豊かなまちづくりや観光イベントの開催が注目されています。
- テレワークによる二地域居住などの新たな働き方は、地方への定住を促す可能性があります。そのため、観光人口が定住人口・関係人口につながるよう、戦略的なシティプロモーションの展開が重要となっています。

茂原市の現況と課題

- 最新の観光情報を提供するため、観光協会ホームページ及び観光ガイドブックの充実、市内外での観光PRイベントの開催などに取り組んできました。しかし、既存の観光資源や従来のPR方法では、四季を通じた集客やインバウンドの増加には繋がっておらず、更なる取り組みが必要です。
- 茂原市観光協会は、七夕まつりなどの観光イベントにおける新たな企画の考案等に取り組み、一定の成果を挙げてきましたが、更に活動の幅を広げる必要があります。
- 総合戦略に基づき、映画、テレビ番組等のロケーション撮影を通じた本市の魅力発信や知名度向上に努めてきましたが、まだ十分とは言えず、今後も効果的なPRに取り組んでいく必要があります。また、移住や定住を希望する人の受け入れ体制の拡充を検討する必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 観光資源の整備

【主な施策展開】

(1) 観光資源の整備

- 既存の観光資源について、他の観光施設と連携することで市内観光ルート、他市町村にまたがる広域観光ルートとして整備を進めます。
- 七夕まつりや桜まつりなど、市民参加が得られるイベント型観光資源の充実を図ります。
- 映画、テレビ番組等のロケーション撮影を誘致することで、新たな観光資源の開発を行い、ロケツーリズム*による観光振興を図ります。

(2) 産業の観光化

- 産業活性化のため、各種イベントの開催時に地場産品の宣伝を実施するなど、効果的なPR方法を検討します。
- 関係団体との連携による、里山などを活かした滞在型・体験型交流など、ニューツーリズム*の振興を図ります。

施策2 推進体制の整備

【主な施策展開】

(1) 観光協会の活性化

- 観光事業の推進を図るため、既存観光資源の充実や、新たな観光資源の発掘に向けた取り組みに対して支援を行います。
- 観光事業者や関係者だけでなく、観光資源に接する市民も含めた会員拡大策を検討します。
- 観光事業の推進を図るため、観光パンフレット、グルメマップ、ロケ地マップなど観光PRの強化に努めます。

施策3 移住定住の促進

【主な施策展開】

(1) 積極的な魅力発信

- 市民の参画を得ながら、茂原ブランドの浸透・共有と地域情報流通の促進を相互補完的に実施し、茂原の魅力向上や活性化に繋げることで、交流人口や関係人口の増加を図ります。

(2) 受け入れ体制の整備

- 交流人口や関係人口の増加を移住・定住につなげるため、相談・支援体制の充実に努めます。

【主要指標】

- 観光入込客数
基準値（令和元年度）1,340,016人 目標値（令和7年度）1,400,000人
- ロケーション撮影の実績件数
基準値（令和元年度）89件（累計） 目標値（令和7年度）339件（累計）
- 空き家バンク契約件数
基準値（令和元年度）6件（累計） 目標値（令和7年度）16件（累計）

【関連計画】

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- シティプロモーションにおいて、定住後のライフステージに応じた暮らし方がイメージできるよう、世代ごとのアピール方法を工夫します。(時間的視点)
- 周辺自治体との連携を深め、広域観光ルートを整備するほか、都市部からの関係人口の増加を狙ったシティプロモーションを展開します。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ4 雇用

【基本方針】

- 雇用の場づくりを促進するとともに、豊かでゆとりある生活に向けた勤労者福祉の充実に努めます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 長時間労働や雇用形態による処遇の格差、職場内のハラスメント*など、労働に関する様々な問題が顕在化しています。平成31年（2019年）4月には、働き方改革を推進することを目的とした働き方改革関連法が施行され、子育てや介護との両立ができる柔軟な働き方など、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、だれもが活躍できる全員参加型の社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。

茂原市の現況と課題

- 少子高齢化による生産年齢人口の減少から今後起こる労働力人口の減少に対応するため、働く意欲を持つ若年層や高齢者、結婚や出産を機に仕事を辞めることが多い女性に対し、就労に向けた支援を行う必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 雇用の充実

【主な施策展開】

(1) 雇用の促進

- 就業の確保を図るため、関係機関との連携を通じ、雇用に関する情報の提供に努めます。また、職場定着に向けたセミナー開催の支援や、情報発信に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

- 勤労者厚生資金を活用することにより、勤労者の生活向上への支援を行います。

【主要指標】

- 関連機関との連携によるセミナー等開催件数
基準値（令和元年度）15件 目標値（令和7年度）20件
- 有効求人倍率
基準値（令和元年度）1.01倍 目標値（令和7年度）1.2倍

【関連計画】

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 働く意欲を持つ人が、個別の家庭状況やライフステージに応じた柔軟な働き方ができるよう、就労支援を行います。（時間的視点）
- ハローワーク茂原や千葉ジョブサポートセンターなど広域の関連機関との連携を深め、支援の強化に努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

しなやかで安心して住めるまち 《安全安心》

	テーマ	施策	主な施策展開	担当課	ページ
しなやかで安心して住めるまち 《安全安心》	1 防災・消防	1 防災体制の充実	(1) 災害予防体制の充実	防災対策課	103
			(2) 自助・共助の取り組みの強化	防災対策課	103
			(3) 災害応急体制の充実	防災対策課	103
			(4) 災害復旧対策の強化	防災対策課	103
		2 消防・救急体制の充実	(1) 消防体制の充実	防災対策課	103
			(2) 救急体制の充実	防災対策課	103
	2 道路	1 生活道路の整備	(1) 人にやさしい道路の整備	土木建設課	106
			(2) 道路インフラ施設の維持管理	土木管理課	106
		2 災害時における道路網との連携	(1) 広域幹線道路網との連携	土木建設課	106
	3 河川等	1 河川の整備	(1) 二級河川の整備	土木建設課	108
			(2) 準用河川の整備	土木建設課	108
		2 内水対策の推進	(1) 排水施設の整備	土木建設課	108
			(2) 流出抑制の推進	土木建設課	108
	4 防犯	1 防犯体制の充実	(1) 防犯意識の向上と活動の推進	生活課	111
			(2) 防犯施設の適正配置	生活課	111
	5 交通安全	1 交通安全対策の推進	(1) 交通安全意識の向上と活動の推進	生活課	114
			(2) 交通安全施設の整備	土木管理課	114
			(3) 安全安心な歩行空間の整備	土木建設課	114
			(4) 交通事故被害者の救済	生活課	114
			(5) 放置自転車対策の推進	生活課	114
6 消費生活	1 消費者の自立支援	(1) 消費生活センターの充実	生活課	116	
		(2) 消費者教育の推進	生活課	117	
		(3) 地域見守り力の向上	生活課	117	

テーマ1 防災・消防



【基本方針】

- 市民の生命、身体及び財産を守るため、豪雨による被災経験などを踏まえて防災体制を強化し、安全な地域社会づくりを進めます。また、火災の大型化、複雑化や超高齢化社会に対応した消防・救急体制の充実を図ります。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 近年の我が国では、地震災害や、台風などによる風水害が頻発しています。本市でも、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日に発生した大雨により浸水被害等が発生し、市民生活に大きな影響を受けたところです。

茂原市の現況と課題

- 社会の高齢化や都市化の中、このような風水害や地震災害に対応するため、国土強靱化地域計画に基づく災害等に強い地域づくりを推進する必要があります。
- 防災体制については、市民が自らの命を守る「自助」、協力して助け合う「共助」の重要性が高まっています。今後も、市民の自主的な取り組みを促すとともに、地域防災計画の見直し、備蓄品の整備及び情報システムに基づく的確な防災対策の充実を図っていく必要があります。また、災害発生後は、高齢者などに配慮した避難所環境の整備や迅速なライフラインの復旧が必要となります。
- 火災については、既存密集市街地や高層建築物等により、大型化、複雑化の傾向にあります。市民や事業者の防災意識の高揚を図りつつ、火災予防活動を徹底し、火災の未然防止に努める必要があります。また、消防体制については、高度な機能を有する施設や新しい技術を備えた装備等を充実するとともに、消防団については、消防団員の確保や施設・装備の更新を行い、活性化を図る必要があります。
- 救急体制については、超高齢社会における救命率の向上を図るため、市民への救急意識の啓発を図りつつ、体制の更なる充実を図る必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 防災体制の充実

【主な施策展開】

（1）災害予防体制の充実

- 災害に強いまちづくりに向け、国土強靱化地域計画の具現化を図るとともに、地域防災計画の見直しや災害情報伝達機能の強化に努めます。

（2）自助・共助の取り組みの強化

- 自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にするため、災害発生時に自ら考え行動できるように防災教育を推進するとともに、生活必需物資等の備蓄促進など「自助」の取り組みを強化します。
- 地域における防災活動の核となる人材を育成するため、災害対策コーディネーターの養成、自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、災害時における要配慮者対策を推進することにより「共助」の取り組みを強化します。

（3）災害応急体制の充実

- 高齢者などの要配慮者に対応した避難所の整備に努めます。
- 支援物資の供給体制の強化及び災害備蓄品の整備拡充を図るため、協定締結による関係機関との連携強化に努めます。
- 災害発生時に被害を最小限にとどめるため、実践的な防災訓練を実施するとともに、防災関係機関との連携強化を図ります。
- 広域医療救護所の設置により、迅速かつ効率的な医療救護体制を整備します。

（4）災害復旧対策の強化

- 電気、電話、ガス、水道等のライフラインについて、関係機関と連携し、迅速な復旧に努めます。
- 公共施設及び農林施設等について、各災害復旧計画に基づき、迅速に復旧します。

施策2 消防・救急体制の充実

【主な施策展開】

（1）消防体制の充実

- 火災が大型化、複雑化の傾向にあるため、市民の防火意識の高揚を図り、火災予防活動を実施するとともに、消火訓練を行います。
- 長生郡市広域市町村圏組合の消防施設・設備の充実、強化を図るとともに、消防団の団員の確保や活動の活性化を図ります。

（2）救急体制の充実

- 迅速な救急や救命率の向上を図るため、広報紙等による応急救護の知識の普及など市民への救急意識の啓発を図るとともに、応急救護訓練を実施します。

第3編 基本計画

【主要指標】

- 自主防災組織カバース率
基準値（令和元年度末）61.95% 目標値（令和7年度）72.54%
- 防災出前講座の参加団体数
基準値（令和元年度）9件 目標値（令和7年度）15件
- 市内消防団員数
基準値（令和元年4月1日）472名 目標値（令和7年度）503名（定員数）

【関連計画】

- 茂原市国土強靱化地域計画（令和2年8月策定）
- 茂原市地域防災計画（令和3年1月改定）
- 茂原市津波避難計画（平成29年11月策定）
- 茂原市業務継続計画〈震災編〉（令和2年4月策定）
- 茂原市避難行動要支援者避難支援プラン（平成30年2月策定）
- 茂原市地域防災力向上計画（令和2年11月策定）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 防災教育や自主防災体制の強化を推進することにより、各年代における「自助」と「共助」の意識高揚に努めます。（時間的視点）
- 国・県や関係機関と連携しながら、広域的な観点から災害応急体制の充実等に努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ2 道路

【基本方針】

- 子どもや高齢者をはじめ、誰もが通行しやすく人に優しい道づくりに努めます。道路の利便性と安全性の向上を図り、市民生活を支える生活道路の整備を推進します。また、計画に基づき、道路・橋梁などの適切な維持管理に努めます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 道路は、交通機能・空間機能などを有し、人々の生活や経済活動に不可欠な社会基盤として、大きな役割を果たしています。近年の我が国では道路の老朽化が問題となっており、適切な維持管理が課題となっています。

茂原市の現況と課題

- 近年の交通の多様化と車両の大型化に伴い、交通渋滞や道路破損が生じており、道路交通の利便性と安全性を確保した道づくりが急務となっています。そのため、市民生活に密着した、人にやさしい安全な生活道路の整備を行う必要があります。
- 自動車交通により発生している交通渋滞は、主に交差点で発生しています。誰もが通行しやすい安全な交通環境の確保のためにも、交差点の整備を進める必要があります。
- 本市における市道は、令和2年4月1日現在で実延長が835.7km、うち舗装延長は789.2kmであり、舗装率は94.4%となっています。また市内には、橋梁が181橋、トンネルが6箇所あります。これらのインフラ施設の安全を確保するために、個別の修繕計画に基づく老朽化対策を、着実に実施していく必要があります。
- 近年、全国的に地震が頻発しており、地震をはじめとする災害への備えが急務であるため、災害を見据えた道路整備を行う必要があります。

●市道整備率

	実延長	舗装延長	舗装率
平成28年	826.4 km	777.0 km	94.0%
平成29年	829.7 km	782.2 km	94.3%
平成30年	834.1 km	787.1 km	94.4%
平成31年	835.3 km	788.6 km	94.4%
令和2年	835.7 km	789.2 km	94.4%



施策1 生活道路の整備

【主な施策展開】

（1）人にやさしい道路の整備

- 市民生活の安全を確保するため、緊急車両が進入できる道路整備を推進します。
- 交通渋滞を緩和し、利便性と安全性を確保した道路整備、交差点整備を進めます。
- 都市計画道路の見直しにより、代替えとなる路線や圏央道インターチェンジ周辺の道路など、先行して整備が必要となる路線を優先して整備を進めます。

（2）道路インフラ施設の維持管理

- 茂原市公共施設等総合管理計画及び各修繕計画に基づき、老朽化した橋梁・トンネル・舗装・その他道路附属施設の合理的な維持管理に努めます。
- 道路機能を適切に維持し、安全安心に通行できるよう道路管理を推進します。

施策2 災害時における道路網との連携

【主な施策展開】

（1）広域幹線道路網との連携

- 災害時に緊急輸送道路としての役割を担う広域幹線道路網と連携した道路整備を推進します。

【主要指標】

- 各修繕計画に基づく道路ストック*の修繕率
基準値（令和元年度）3.2% 目標値（令和7年度）32.5%

【関連計画】

- 茂原市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和12年度）
- 茂原市橋梁長寿命化修繕計画（令和元年度～令和10年度）
- 舗装個別施設計画（令和元年度～令和10年度）
- 道路附属物等個別施設計画（令和元年度～令和10年度）
- 茂原市道路トンネル修繕計画（令和2年度～令和11年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子どもから高齢者まで、誰もが通行しやすい道づくりに努めます。（時間的視点）
- 安全性や利便性を考慮し、優先順位を付しながら計画的に整備を進めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ3 河川等

【基本方針】

- 令和元年10月25日の豪雨による浸水被害を踏まえ、市内を流れる一宮川をはじめとする二級河川の治水安全度を高めるため、改修の促進を関係機関に働きかけます。また、準用河川の改修を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 河川は、治水・利水機能のほか、防災・環境保全など様々な機能を果たしています。近年、全国的に豪雨災害が発生する中、河川の治水面での安全性が改めて注目されています。

茂原市の現況と課題

- 一宮川水系については、過去30年間で4度の浸水被害が生じたことを踏まえ、令和元年10月豪雨と同規模の降雨に対して、関係市町村が行う内水対策や土地利用施策と連携した「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」を実施し、被害を受けた家屋や主要施設の浸水ゼロを目標としています。また、南白亀川水系については、赤目川の河川改修や調節池の完成による、JR本納駅周辺の浸水被害の軽減が求められています。
- 本市には、準用河川として一宮川水系の鹿島川、梅田川、中の島川、道目亀川、西谷川と南白亀川水系の乗川、南豊川があります。準用河川は、日常生活に密着した河川であり、安全で豊かな地域社会を保全するため、治水機能の確保や自然環境に配慮した改修の推進および適正な維持管理が求められています。
- 近年の気候変動に伴う降雨量の増加や都市化の進展により、農地、山林等の貯水機能を有する土地が減少しているため、雨水の流出量が増大し、住宅地や道路等への浸水等の内水氾濫のリスクが高まっています。

写真・図表

市内 川の位置図

写真・図表

改修画像

施策1 河川の整備

【主な施策展開】

(1) 二級河川の整備

- 一宮川水系の一宮川、豊田川、阿久川、鶴枝川の河川改修や調節池の整備を促進することにより、流域内の浸水被害の軽減を図ります。
- 南白亀川水系のうち、特に赤目川の河川改修と調節池の整備を促進することにより、JR本納駅周辺の浸水被害の軽減を図ります。

(2) 準用河川の整備

- 一宮川水系の梅田川、南白亀川水系の乗川の改修を推進します。
- 安全で豊かな地域社会を保全するため、自然環境に配慮した河川整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

施策2 内水対策の推進

【主な施策展開】

(1) 排水施設の整備

- 内水氾濫地区における浸水対策として、排水ポンプの新設や既設雨水ポンプ及び雨水管等の能力増強を推進します。

(2) 流出抑制の推進

- 既存ため池や水田等を活用した流出抑制を推進します。
- 雨水貯留槽や雨水浸透柵の設置を推進します。

【主要指標】

- 梅田川改修計画進捗率
基準値（令和元年度）38% 目標値（令和7年度）88%
- 乗川改修計画進捗率
基準値（令和元年度）41% 目標値（令和7年度）49%
- 雨水貯留槽及び雨水浸透柵による流出抑制量
基準値（令和元年度まで）6,897ℓ 目標値（令和7年度）12,897ℓ

【関連計画】

- 準用河川改修事業計画 梅田川（昭和63年度策定）
- 準用河川改修事業計画 乗川（平成12年度策定）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子どもたちの学びの場、市民の憩いの場など、河川の果たす役割の多様性を踏まえ、自然環境に配慮した河川整備を図ります。(時間的視点)
- 市内を貫流する河川の治水安全度を高めることにより、流域内の浸水被害の軽減を図ります。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ4 防犯

【基本方針】

- 市民一人ひとりの防犯意識の高揚や地域における犯罪抑止力の向上を促し、関係機関との連携のもと、犯罪のない明るく安全で安心な地域社会づくりを目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 我が国の犯罪発生件数は減少傾向にあります。犯罪のない、安全で安心な地域づくりに向け、継続的な取り組みが必要です。警察等による犯罪抑止のほか、一人ひとりの防犯意識の高揚や地域における防犯活動の活性化によって、犯罪を未然に防ぐ環境をつくるのが大切です。

茂原市の現況と課題

- 犯罪に強く安全で安心なまちづくりを実現するため、平成30（2018）年度に開所した防犯ボックスを核とし、茂原市防犯組合等と合同パトロールを実施するなど、市および関係機関が連携し地域防犯力の向上に努めています。
近年、新たな自主防犯組織の結成が少ないことから、茂原市防犯組合や各自治会と協力し、自主防犯団体の結成促進に努める必要があります。
- 身近な防犯設備である防犯灯や防犯カメラについては、防犯上危険と認められる箇所や、犯罪・事故等が発生した又は発生する恐れがある場所へ優先的に設置するなど、適正な配置に努めています。これらのうち経年劣化したものや、リース契約をしている防犯灯については適切な更新を実施し、維持管理していく必要があります。また自治会や商店街が所有している防犯灯・街路灯については、近年、解散などで維持管理が困難なものが増加しています。防犯灯については市に移管し、街路灯がなくなった場合には防犯灯を新設するなど、防犯上の空白地帯をつくらない対策が必要となります。

写真・図表

写真・図表

茂原市内の犯罪認知件数の推移

年	凶悪犯	粗暴犯	空き巣	自動車盗	自転車盗	車上狙い	万引き	窃盗犯	その他	知能犯	風俗犯	刑法犯	その他	計
27	4	28	30	18	172	85	122	489	42	7	134	1,131		
28	8	46	24	20	157	81	116	376	39	7	164	1,038		
29	4	41	17	19	116	36	78	299	31	5	157	803		
30	3	29	16	15	77	36	68	273	26	6	104	673		
R1	2	30	17	4	52	37	72	163	12	2	98	489		

施策1 防犯体制の充実

【主な施策展開】

(1) 防犯意識の向上と活動の推進

- 警察など関係機関と連携しながら、地域と一体になった効果的な防犯活動を推進します。また、市民による自主防犯活動を支援し、地域の防犯力を高めます。
- 地域の犯罪発生状況や防犯情報をまとめ、市民に啓発することにより、防犯意識の向上に努めます。また、犯罪情勢の変化に対応しながら防犯教室や防犯講話を実施することにより、防犯に関する正しい知識の普及、被害の防止を図ります。

(2) 防犯施設の適正配置

- 防犯灯を適正に設置するとともに、維持管理に努めます。また、自治会所有の防犯灯の維持管理費について助成をします。また、地域防犯活動の核となる防犯ボックスの適正運営に努めます。
- 防犯カメラを防犯上必要な場所に設置し、適切な運用及び維持管理に努めます。

【主要指標】

- 人口1万人あたりの犯罪発生件数
基準値（令和元年度）56件 目標値（令和7年度）減少を目指します
- 防犯教室及び防犯講話の開催回数
基準値（令和元年度）11件 目標値（令和7年度）20件

【関連計画】

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子どもや高齢者などを犯罪から守るため、防犯教育や啓発活動を行うことにより、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。(時間的視点)
- 自主防犯組織の支援や防犯灯など防犯施設の適正配置に努め、安全安心な地域づくりに取り組みます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ5 交通安全



【基本方針】

- 交通事故を防止するため、関係機関・団体との連携のもと市民一人ひとりの交通安全意識の向上に努めます。また、バリアフリーに配慮した交通安全施設の整備を推進し、安全で安心に通行できる交通環境づくりを目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 我が国の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢化が進行する中で高齢者が被害者となるだけでなく加害者となるケースの増加や、ながらスマホなどモラルに起因する事故の多発などが懸念されています。

茂原市の現況と課題

- 交通事故を防止するため、四季の交通安全運動や交通安全推進市民大会等を実施するとともに、茂原交通安全協会等の関係団体と連携を図りながら、交通安全意識の向上に努めています。交通事故における高齢者の割合が増加傾向にあるなど社会状況の変化を踏まえ、自転車保険加入や高齢者の運転免許自主返納の啓発活動に努める必要があります。
- 交通事故には、歩行者や自転車が犠牲となるケースが多く見られることから、自転車歩行者道等や安全施設（道路照明・標識・カーブミラー等）の整備が急務となっています。また、子どもから高齢者、障害者など、すべての市民が安全安心に通行できるバリアフリーに配慮した歩道の整備のほか、車両や歩行者の障害となる道路の草刈り等について、地域と協力して取り組む必要があります。
- 放置自転車については、交通の支障および街の美観を損なう等の影響を引き起こすため「自転車等放置防止に関する条例」に基づき指導や撤去を実施しています。駅周辺に自転車駐車を整備し、撤去台数は減少していますが、未だ放置自転車は発生しており、今後も指導や撤去を実施する必要があります。

写真・図表

写真・図表

交通事故の状況 1月～12月 (単位：件／人)

年	＜茂原署管内交通事故発生状況＞			＜茂原市内交通事故発生状況＞		
	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数
27	634	8	833	441	4	572
28	609	10	786	413	6	525
29	502	8	635	340	2	436
30	467	8	567	325	4	389
R1	411	8	531	280	3	362

施策1 交通安全対策の推進

【主な施策展開】

(1) 交通安全意識の向上と活動の推進

- 交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携を強めるとともに、啓発活動や交通安全教育の充実により、交通安全意識の向上に努めます。
- 関係団体の活動を支援、推進します。

(2) 交通安全施設の整備

- 歩行者、自転車の安全を確保するため、自転車歩行者道等の整備を計画的に推進するとともに、道路照明・標識・カーブミラー等の安全施設の整備を図ります。また、通行の障害になる道路脇の草刈り等について、地域と協力して適正な管理に努めます。

(3) 安全安心な歩行空間の整備

- 高齢者や障害者をはじめ、すべての人々が安全安心に通行できるよう、バリアフリーに配慮した歩道の整備を推進します。

(4) 交通事故被害者の救済

- 交通事故被害者の抱える問題は多岐にわたり、その救済には専門的な相談が有効であることから、市民の相談機会の充実に努めるとともに、相談窓口について周知を図ります。

(5) 放置自転車対策の推進

- 自転車の放置を防止するため指導および撤去を強化するとともに、秩序ある駐車の確保を図るため、自転車駐車場の環境整備に努めます。また、広報紙等による啓発に努めます。

【主要指標】

- 市内交通事故発生件数
基準値（令和元年度）280件 目標値（令和7年）減少を目指します

【関連計画】

- 第11次茂原市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子どもから高齢者まで、各年代の視点に立った交通安全教育を推進し、一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めます。(時間的視点)
- 家庭や地域との連携のもとに、すべての人が安全安心に通行できるよう道路の安全確保に努めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ6 消費生活

【基本方針】

- 市民が安全で安心な消費生活を送れるよう、相談体制の充実や地域の見守り力向上に努めます。また、消費者の自立を支援するため、消費者教育を推進します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 高齢化の進行、インターネットの普及、国際化の進展など、我が国の消費者を取り巻く環境は著しく変化しています。令和2年には新型コロナウイルス感染症対策の一環としてインターネットを介した購買も奨励される等、人々の消費行動様式は激変しつつあります。

茂原市の現況と課題

- 消費生活センターでは、専門的知識を有する消費生活相談員による相談を実施しており、一定の成果が挙がっています。今後も相談員の適正な配置により相談体制を維持するとともに、複雑多様化する相談に対応するため、相談員の研修参加機会を確保していく必要があります。
- 広報等を活用して消費者トラブルの事例を情報提供し、被害の未然防止を図るとともに、各種講座の開催等により消費者の自立を支援しています。契約形態・販売方法が多様化する中、過剰な広告等に惑わされることなく、自ら考え判断できる自立した消費者の育成に努める必要があります。
- 近年の消費生活センターには、被害にあった消費者の家族など周囲の方からの相談も多く寄せられています。地域での消費者被害を防ぐためには、地域の見守り力向上に努める必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 消費者の自立支援

【主な施策展開】

- (1) 消費生活センターの充実

- 消費生活相談を実施するため、消費生活相談員の適正配置に努めます。
- 消費生活センターを、相談対応や情報発信拠点として充実させるため、相談員や担当職員の研修参加機会を確保します。
- 消費生活センターと協働で啓発等を実施する消費生活推進員を育成し、活動を支援します。

(2) 消費者教育の推進

- 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者への啓発や情報提供を行います。
- 自立した消費者を育成するため、各種講座を積極的に開催するなど学習機会を提供します。
- 消費者教育を推進するため、ライフステージに応じた様々な場で消費者教育が提供できるよう、関係機関との連携に努めます。

(3) 地域見守り力の向上

- 地域での消費者被害を防ぐため、地域包括支援センターや高齢者見守りネットワークと連携し、被害の未然防止や早期発見に努めます。

【主要指標】

- 消費者教育等各種講座年間参加者数
基準値（令和元年度）128人 目標値（令和7年度）130人
- 消費者トラブル未然防止のための情報発信数
基準値（令和元年度）7件 目標値（令和7年度）20件

【関連計画】

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 市民が生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会の提供に努めます。（時間的視点）
- 市消費生活センターを相談対応や消費者教育の拠点と位置づけ、多様な主体と連携することにより、地域における消費者問題を解決する力の向上に努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

利便性と落ち着きが共存するまち《都市環境》

テーマ	施策	主な施策展開	担当課	ページ	
利便性と落ち着きが共存するまち《都市環境》	1 土地利用	1 適正な土地利用の推進	(1) 都市計画マスタープランの推進	都市計画課	121
			(2) 都市計画マスタープランに沿った各種規制誘導策の整備	都市計画課	121
			(3) 土地利用の推進	都市計画課	121
		2 良好な景観形成の推進	(1) 景観条例と景観計画の運用	都市計画課	121
	3 地籍の適正管理	(1) 地籍調査の推進	土木管理課	121	
	4 安全で良質な建築物の供給	(1) 建築行政の充実	建築課	121	
	2 市街地整備	1 秩序ある市街地整備の推進	(1) 中心市街地の整備	都市整備課	124
			(2) 周辺市街地の整備	都市整備課	124
			(3) 新市街地の計画的整備	都市計画課	124
			(4) 都市景観の形成	都市計画課	124
		2 災害に強い都市基盤整備の推進	(1) 宅地耐震化の推進	都市計画課	124
	3 総合交通体系	1 道路網の整備	(1) 広域幹線道路の整備促進	土木建設課	127
			(2) 都市計画道路の整備	土木建設課	127
		2 鉄道の整備	(1) 運行本数の拡充要望	都市計画課	128
			(2) 新茂原駅の整備	都市計画課	128
			(3) 本納駅の整備	都市計画課	128
		3 バス輸送の整備	(1) バス路線の整備	都市計画課	128
	(2) 市民バス及びデマンド交通の運行サービスの拡充		都市計画課	128	
	4 上水道	1 上水道の整備	(1) 安全な水の安定供給	健康管理課	131
			(2) 水道事業者の経営・運営基盤強化	企画政策課	131
5 下水道等	1 公共下水道の整備	(1) 公共下水道施設の整備	下水道課	134	
		(2) 下水道施設の維持管理	下水道課	134	
		(3) 水洗化の促進	下水道課	134	
	2 農村地域での適正処理	(1) 農業集落排水施設の維持管理	農政課	134	
	3 浄化槽対策の推進	(1) 合併処理浄化槽への転換設置促進	環境保全課	134	
4 排水の適正処理	(1) 排水施設の整備	土木建設課	135		
6 公園・緑地	1 公園の整備	(1) 公園の施設整備	都市整備課	137	
		(2) 長生の森公園の整備促進	都市整備課	137	
	2 計画的な緑地の保全・都市の緑化	(1) 緑の基本計画の策定	都市整備課	137	
7 住宅環境	1 市営住宅施策の推進	(1) 市営住宅の長寿命化・集約化事業の推進	建築課	140	
	2 住宅環境の整備促進	(1) 質の高い住宅環境の整備・改善事業	建築課	140	
	3 空き家対策の推進	(1) 空き家の抑制・解消	建築課	140	
8 環境保全	1 ごみ処理の推進	(1) 排出方法の徹底	環境保全課	143	
		(2) リサイクルの促進	環境保全課	143	
		(3) ごみ排出削減の推進	環境保全課	143	
	2 生活環境の整備	(1) 環境美化の促進	環境保全課	143	
		(2) 環境美化に向けた啓発	環境保全課	144	
		(3) 生活環境の保全	環境保全課	144	
	3 地球温暖化対策の推進	(1) 環境負荷低減のための取り組み	環境保全課	144	
	4 衛生施設等の適正管理	(1) ごみ処理施設の維持管理	環境保全課	144	
		(2) し尿処理施設の維持管理	環境保全課	144	
		(3) 火葬場・斎場の管理・運営	環境保全課	144	



テーマ1 土地利用

【基本方針】

- 都市計画マスタープランに基づく適正な土地利用を推進するとともに、景観計画に基づく良好な都市環境形成と地積の適正管理を進めます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 将来にわたり持続可能な都市を形成していくためには、今ある利便性を維持しつつ、人口減少時代に対応した土地利用を長期的な視点に立って進めていく必要があります。良好な都市景観と利便性を両立させるためには、市民と行政の協働による計画策定・運用が重要になります。

茂原市の現況と課題

- 圏央道の全線開通は、本市に様々な波及効果をもたらすことが期待されます。また、人口減少や少子高齢化の進展、地域産業の停滞による地域活力の低下や市民ニーズの多様化等から、持続可能な都市経営を行っていくためには、都市の全体像を考慮した土地利用のあり方を検討することが求められます。
- 景観計画に基づき、景観の形成に関する手段や考え方について、市民との協働により検討し、将来に残すべき自然、歴史、文化などの資源を保全・活用し、景観まちづくりの実現に取り組む必要があります。
- 法務局に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが実際と異なっている場合が多く、面積についても、必ずしも正確ではないのが実態です。地籍調査の実施により、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、各種公共事業の効率化、災害復旧の迅速化、課税の適正化等が図れることから、地籍調査を計画的に進めることが求められます。

写真・図表

写真・図表

施策1 適正な土地利用の推進

【主な施策展開】

（1）都市計画マスタープランの推進

- 人口減少や社会情勢の変化に対応した都市計画マスタープランの見直しを実施し、都市計画マスタープラン推進市民会議を中心に、市民と行政との協働のまちづくりを推進します。

（2）都市計画マスタープランに沿った各種規制誘導策の整備

- 都市計画マスタープランに基づいて、用途地域による建築物の制限や都市計画法による道路整備を促進し、都市基盤の充実した計画的な市街地の形成を推進します。また、JR 茂原駅周辺を中心市街地における都市型居住を推進するとともに、郊外部における田園型の居住環境の保全・育成を図るため、市街地拡大に対して適正な規制・誘導を行います。さらに市街地の更なる拡大を抑制するために「立地適正化計画^{*}」の策定を検討します。

（3）土地利用の推進

- 中心市街地における行政、福祉、文化、教育、医療などの拠点機能の充実や人口の集積を図るとともに、商業の再生を推進します。
- JR 本納駅周辺の都市基盤整備の実施や、地区計画による規制・誘導により、歴史・文化資源や自然と調和したまちづくりを推進します。
- インターチェンジ周辺については、物流拠点など新たな産業拠点を検討し、整備計画を策定します。また、道の駅など交流施設の設置について調査研究を行います。

施策2 良好な景観形成の推進

【主な施策展開】

（1）景観条例と景観計画の運用

- 景観条例に基づき、美しく魅力のある景観の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めます。
- 景観計画の効果的な運用を検討します。

施策3 地籍の適正管理

【主な施策展開】

（1）地籍調査の推進

- 国土調査促進特別措置法に基づく地籍調査に取り組み、土地の所有者等を調査するとともに、測量の実施により、境界及び面積の確定に努めます。

施策4 安全で良質な建築物の供給

【主な施策展開】

（1）建築行政の充実

- 限定特定行政庁として、建築行政マネジメント計画に基づき、ICT を活用し地域に密着したきめ細やかな建築行政の充実を図り、安全で良質な建築物を供給できるよう指導します。また、近年の建築災害の教訓を踏まえ、建築物の安全性を確保するための誘導および時代に適応した居住環境の整備を図ります。

【主要指標】

- 建築確認完了検査率
基準値（令和元年度）82.7% 目標値（令和7年度）100%

【関連計画】

- 茂原市都市計画マスタープラン
- 茂原市景観計画
- 茂原市建築行政マネジメント計画

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子育て世帯、高齢者世帯などライフステージに応じて異なる市民ニーズに対応した秩序ある土地利用を推進し、長期的な視点に立って快適な都市環境の創出に努めます。（時間的視点）
- 医療、教育、文化、福祉などの都市機能について、生活圏域、市域、広域それぞれの視点における配置の最適化を図り、魅力と利便性の高い住環境の創出に努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ2 市街地整備

【基本方針】

- 商業機能の集約および市街地活性化を図るため、中心市街地の整備を継続的に進めます。市街地については、安心して快適な住環境の形成のため、地域の特徴をいかした都市基盤整備を進めます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 人口減少・少子高齢化に伴う社会構造の変化が進む中で、市街地に求められる都市機能も変容してきています。従来の中核市街地を中心とした都市構造を維持し続けるだけではなく、住民のニーズに柔軟に対応し、地域の特性を生かしながら効率的・効果的に市街地整備を進めることが必要となっています。

茂原市の現況と課題

- 本市の中心市街地は、旧来からの路線的商業地域が形成され、業務・住宅が一体的に機能し健全な発展が期待されてきました。しかしながら、モータリゼーション*の進展や道路交通環境の変化などにより、商業業務施設等の立地は車で行きやすく広い駐車場が確保しやすい郊外型へ展開する傾向となり、JR 茂原駅周辺などの市街商業地では活力の低下と人口減少・少子高齢化による土地利用の転換が進んでおり、まちづくりの核となる中心市街地の整備と活性化によるコンパクトシティ*の推進が課題となっています。

現在、茂原駅前通り地区では、防災機能やシンボリックな街並み景観を備えた安心して快適な住環境の形成を図るため土地区画整理事業を実施中であり、早期完成に向け整備促進を図る必要があります。

- 用途地域内において、都市的な土地利用が図られていない地域については、効果的な市街地整備の手法として土地区画整理事業を行ってきました。土地区画整理事業により、計画的に住宅地、商業地等をつくり、土地利用の効率化を図り道路・公園・下水道等の公共施設を同時に整備し、衛生的、かつ安全で住みよいまちづくりに努めてきました。

現在、土地区画整理組合1地区において事業を実施中であり、計画的な整備により早期完了することで土地の有効利用の促進を図る必要があります。

- 中心市街地には商店が多く存在するため、活気のあるにぎわい景観の創出が求められており、良好な景観を形成するため、商店街の空き店舗を有効活用する必要があります。
- 大規模盛土造成地において、地震等による滑動崩落の発生が懸念されていることから、宅地耐震化を推進する必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 秩序ある市街地整備の推進

【主な施策展開】

(1) 中心市街地の整備

- 現在施行中の茂原駅前通り地区土地区画整理事業については、中心市街地としての商業・業務環境及び住環境の整備を推進するとともに、核となる複合施設等の設置に向けて調査研究を行います。

(2) 周辺市街地の整備

- 都市的な土地利用が図られていない地域については、無秩序な開発を防止し道路網の整備とともに面的に都市基盤の整備された市街地の形成を図ります。

(3) 新市街地の計画的整備

- 赤目川等の関連河川の整備状況を考慮した本納駅周辺の整備を進め、安全・安心な住環境の整備に努めます。
- 地区計画により、地区の特性に応じた適切な土地利用を推進します。

(4) 都市景観の形成

- 景観計画に基づき良好な都市景観の形成を推進し、魅力的なまちなみ形成に取り組みます。

施策2 災害に強い都市基盤整備の推進

(1) 宅地耐震化の推進

- 茂原市国土強靱化地域計画に基づき、市内の大規模盛土造成地について、大規模地震時に被害が生じる恐れの有無を調査し、宅地の耐震化を推進します。

【主要指標】

- 土地区画整理事業実施率
基準値（令和2年度）41% 目標値（令和7年度）60%
- 宅地の耐震化必要調査実施率
基準値（令和2年度）0% 目標値（令和7年度）100%

【関連計画】

- 茂原市都市計画事業茂原駅前通り地区土地区画整理事業事業計画
- 茂原市都市計画マスタープラン
- 茂原市景観計画

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子ども、働く世代、高齢者などのライフステージに応じて求められる市街地の機能を集約することで、中心市街地の活性化を図ります。(時間的視点)
- 地域の核となる市街地整備を進めるとともに、安全安心な住環境の創出に努めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ3 総合交通体系

【基本方針】

- 物流機能の確保、都心とのアクセス向上のため、市外・市内を結ぶ道路網整備に努めるとともに、鉄道については、関係機関と連携を図り増発の要望を行い利便性の向上に努めます。また、地域の特性に合わせた最適な移動手段を確保・維持するため、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図ります。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 大都市への人口集中と地方における人口流出が進行する中で、都市部においては慢性的な交通渋滞、地方においては需要の縮小と運転手不足による公共交通サービスの維持困難といった課題が発生しています。住民が日常生活を営む上で不可欠な交通手段の確保や、商業地域・観光地域等を周遊するにぎわいづくりの手段など、地域の特性や目的に合わせて地域公共交通ネットワークの再構築が進められています。

茂原市の現況と課題

- 本市の主要幹線道路は、南北に縦断する国道128号及び木更津市から東金市方面に至る国道409号の2つの国道と、千葉外房有料道路、千葉茂原線等の7つの主要地方道、茂原環状線等の3つの一般県道から構成されており、都市を形成する骨格として地域経済を支える社会資本となっています。

現在、4車線化を進めている圏央道と整備を進めている長生グリーンライン*を中心に、連携する市道や隣接する市町村道からなる新たな広域幹線道路網の構築に向けた検討を行う必要があります。

- 鉄道につきましては、通勤、通学時間帯における快速列車の増発等について、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）への要望活動を実施していますが、人口減少・少子高齢化を原因とする利用実績の減少等から、実現が難しい状況が続いています。また、JR新茂原駅及び本納駅については、高齢化の進展に伴い、高齢者等の利用に配慮したバリアフリー化など施設整備の必要性が増しています。
- 路線バスにつきましては、利用者の減少や運転手不足等から、減便や廃止が実施される一方、高齢化の進展から交通弱者の移動手段として重要性が益々高まっています。交通事業者など関係機関と連携・協力し、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す必要があります。

- 近年の交通の多様化に伴い、車両交通の円滑な処理と、歩車道分離による安全確保を目的に、都市計画決定された計 28 路線（自動車専用道路 2 路線、幹線街路 23 路線、特殊街路 3 路線）のうち、桑原八千代線、小林浜町線について事業認可を受け、現在整備を進めています。本路線は、広域幹線道路で囲まれた JR 茂原駅周辺地区と広域幹線道路を連絡する機能を担うとともに、歩行者や公共交通の利便性を高める路線として、中心市街地の再生を図る上で重要な路線であり、早期に完成する必要があります。
また、おりひめ線、ひこぼし線、高師町下井戸線については、茂原駅前通り地区土地区画整理事業により整備を進めています。

写真・図表

写真・図表

施策 1 道路網の整備

【主な施策展開】

（1）広域幹線道路の整備促進

- 圏央道は、東京湾アクアライン等と一体となって首都圏の高速道路ネットワークを形成し、慢性的な交通渋滞の緩和や災害時において緊急輸送道路や都心を迂回する代替路として機能する重要な道路で、現在、暫定 2 車線での供用となっていますが、対面交通の安全性や大規模災害時に対応するためにも 4 車線化の整備の促進を図ります。
- 圏央道と一体となって機能し、更に国道 128 号及び国道 409 号のバイパス機能を有する長生グリーンラインの建設を促進します。
- 圏央道茂原北インターチェンジにアクセスし、九十九里の雄大な海岸線を活用した観光開発を支援すると共に県都一時間構想*の一翼を担い、本市の東西の骨格として位置づけられているため、県道茂原白子バイパスの建設を促進します。
- 交通の多様化に対応し、円滑な車両交通を確保するため、国道および主要地方道並びに一般県道の整備を促進します。

（2）都市計画道路の整備

- JR 茂原駅周辺に不要な通過交通を引き込まないよう、JR 茂原駅を挟んだ南北道路（桑原八千代線、小林浜町線）の整備を進めます。
- 圏央道の整備等により、本市の広域幹線機能が強化され、幹線道路の要衝としての役割が高まることから、幹線道路網を強化し交通の円滑化に資する路線の整備を進めます。

施策2 鉄道の整備

【主な施策展開】

(1) 運行本数の拡充要望

- JR 外房線は、通勤・通学等で多くの市民が利用しているため、普通列車の増発・増結および快速列車の増発を JR 東日本に要望し、輸送力の強化と利便性の向上を図ります。

(2) 新茂原駅の整備

- 狭あいとなっている駅前広場及びバリアフリー化を含めた駅舎等の整備を検討します。

(3) 本納駅の整備

- まちづくりの推進のため、駅前広場やバリアフリー化を含めた駅舎等の整備を検討するとともに、快速列車の停車について JR 東日本に要望し、利用者の利便性の向上を図ります。

施策3 バス輸送の整備

【主な施策展開】

(1) バス路線の整備

- 効率性の高い路線網の編成、バス路線の再編及びダイヤの見直し等について、関係機関と協議し、利便性の向上を図ります。また、運行維持が困難となったバス路線の運行支援、地域公共交通ネットワークの再構築を検討します。
- 新たな高速バス路線について、交通事業者と協議し、整備拡充を図ります。

(2) 市民バス及びデマンド交通の運行サービスの拡充

- 地域の実情に即したサービスの提供（デマンド型交通への転換、小型車両へのダウンサイジング、新たな運行システムなど検討）を図るため、関係機関と協議のうえ地域公共交通計画（仮称）を策定し、地域公共交通ネットワークにおける官民の連携強化や役割分担による取り組みを推進します。

【主要指標】

- JR 茂原駅、新茂原駅、本納駅の利用者合計数
基準値（令和元年12月現在）27,530人/日 目標値（令和7年）維持します
- 市民バス及びデマンド交通利用者数
基準値（令和元年度）23,181人/年 目標値（令和7年度）25,810人/年

【関連計画】

- 茂原市地域公共交通計画（平成25年度～令和2年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 年代ごとに異なる移動ニーズに対応できる、柔軟な公共交通網の構築に努めます。(時間的視点)
- 地域内交通の充実を図るとともに、県内主要都市や都心、空港などへの移動がスムーズになるよう、関係各局と連携しながら道路整備・交通手段の拡充に努めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ4 上水道



【基本方針】

- 水道事業は生活に欠くことのできない極めて重要なライフラインであり、市民へサービスを提供し続ける必要があることから、地震災害や水害にも強い水道施設の整備や、水道の経営基盤の充実などを通じ、安全で安心な水道水の安定的な供給を目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 上水道は、人々が清潔で快適な市民生活を営む上で重要な社会基盤です。市街地の拡大などによって全国的に整備が進められましたが、現在、人口減少が進行する中で受益者が減少し、健全な事業運営に向けた課題が生じているほか、施設の老朽化なども問題となっています。

茂原市の現況と課題

- 本市の上水道は、長生郡市広域市町村圏組合の事業として実施しています。
災害に備えるための施設の耐震化の実施や非常用電源の確保、老朽化が進む管路や設備に対して、適切な更新を計画的に実施する必要があります。また、水道水の供給に支障が生じることのないよう、状況に応じた修繕を行う必要があります。
- 人口の減少、節水意識の定着や節水機器の普及、再生水利用等の技術向上により水需要が減少し、給水収益の落ち込みが見込まれる一方、将来にわたり多額の水道施設更新費用が必要となります。
安定的な経営を持続するために、有収率の向上に対する取り組みを推進するとともに、経営の効率化により財務体質を改善し、経営基盤を強化することが必要となります。

写真・図表

写真・図表

施策1 上水道の整備**【主な施策展開】****(1) 安全な水の安定供給**

- 「水安全計画」「水質検査計画」に基づき水質検査を実施するとともに、長生郡市に水道水を供給している「九十九里地域水道企業団」と連携を図り、水質の管理、情報等を共有します。
- 安全な水質確保のため、施設更新等の実施により、水質基準の順守に努めます。
- 漏水事故の発生を未然に防止するため、埋設年度が古い管路の耐震化を最優先し計画的な実施を図ります。

(2) 水道事業体の経営・運営基盤強化

- 本市の水需要は減少傾向にあり、配水量に対し過大な施設能力を有していることから、施設の廃止や水運用の見直しを実施するとともに、老朽化した水道施設への更新に投資を集中させることで、効率的な事業運営を図ります。
- 他の九十九里地域の末端水道事業体との統合について協議し、本市の水道利用者にとって最良な水道事業の在り方について検討します。

【主要指標】

- 総収支比率
基準値（令和元年度）105.6% 目標値（令和7年度）100%以上
- 管路の耐震化率
基準値（令和元年度）13.3% 目標値（令和7年度）15.9%

【関連計画】

- 水道事業中期計画（水道事業ビジョン）（平成24年度～令和3年度）
- 水安全計画
- 水質検査計画
- 配水管更新計画（平成30年度～令和14年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 将来にわたり安全安心な水を安定的に供給できるよう、施設の計画的な維持・管理を図ります。
(時間的視点)
- 長生郡市広域市町村圏組合と連携を図り、老朽化した水道施設の更新を進めることで、地域全体に安全な水の供給ができるよう努めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ5 下水道等



【基本方針】

- 未整備地区に対する公共下水道の計画的な整備を検討するとともに、既存施設の維持管理や老朽化対策を進めます。併せて、農業集落排水施設の適正な維持管理や、合併処理浄化槽*への転換設置促進を通じ、市民の生活環境を保全していきます。また、排水施設の整備を進め、豪雨等への対策を講じます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 下水道は、人々の生活にとって最も基礎的な都市基盤です。近年では施設の老朽化が進み、適切な維持管理が課題となっているほか、持続可能な下水道に向けた経営改善も求められています。また、近年多発する豪雨災害による都市の浸水被害が問題となっており、雨水排水能力の向上が重要となっています。

茂原市の現況と課題

- 公共下水道は、令和2（2020）年度末で供用開始から48年が経過し、施設・設備の老朽化が進行していますが、施設全体の大規模な改築修繕が難しい状況にあるため、平成22（2010）年度より長寿命化計画に基づき適切に改築修繕を進めています。また、人口減少や節水意識の向上等により使用料の減収が予想されることから、ストックマネジメント計画や経営戦略等に基づく健全な事業運営が求められています。
- 農業集落排水施設は、供用開始から23年が経過し、排水施設および処理場機器等の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理を実施していく必要があります。
- 公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道事業計画の認可区域・農業集落排水事業採択区域を除く区域において、単独処理浄化槽*及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置に対し補助を行っています。今後、耐用年数を経過する単独処理浄化槽等の増加が見込まれるため、より一層制度を周知する必要があります。また、浄化槽の機能を十分発揮させるため、保守点検・清掃が必要となることから、維持管理の徹底と生活排水対策についての啓発に努める必要があります。
- 宅地化の進行や近年の大雨により排水量が増加していることから、排水不良地区の排水の整備を計画的に進めていく必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 公共下水道の整備

【主な施策展開】

(1) 公共下水道施設の整備

- 整備区域については、経済性・効率性を十分に検討したうえで投資効果の高い地区を選定し整備、拡大の検討を行います。
- 処理場については、流入水量の実態と施設の耐用年数を勘案し、段階的整備を図ります。
- 施設の老朽化対策とともに、地震災害や水害に強い下水道施設の整備に取り組みます。

(2) 下水道施設の維持管理

- 管渠の定期的な点検・清掃を実施し、計画的な維持・補修を行います。
- スtockマネジメント計画に基づく効率的な改築修繕及び適正な維持管理を行います。

(3) 水洗化の促進

- 未水洗化世帯については、戸別訪問による啓発に努めるとともに、補助制度や貸付制度を効果的に活用し水洗化の促進を図ります。

施策2 農村地域での適正処理

【主な施策展開】

(1) 農業集落排水施設の維持管理

- 経年劣化に対応するため計画的な修繕・維持管理を実施するとともに、機能強化対策計画に基づく施設の更新に努めます。
- 農村地域の水質汚濁防止のため、未接続世帯に対する水洗化促進に努めます。

施策3 浄化槽対策の推進

【主な施策展開】

(1) 合併処理浄化槽への転換設置促進

- 公共用水域の水質汚濁防止のため、合併処理浄化槽への転換設置に対し補助を継続するとともに、補助制度の活用促進を図ります。また、浄化槽の機能を発揮させるため、維持管理の徹底と生活排水対策についての啓発に努めます。

施策4 排水の適正処理

【主な施策展開】

(1) 排水施設の整備

- 排水不良地区において、計画的な道路排水及び排水路の整備に努めます。

【主要指標】

- 公共下水道の経費回収率
基準値（平成27年度から令和元年度までの平均値）108.85%
目標値（令和7年度）100%以上
- 農業集落排水機能強化対策進捗率
基準値（令和2年度）1.4% 目標値（令和7年度）62.2%
- 合併処理浄化槽転換基数
基準値（令和元年度末）3,467基 目標値（令和7年度）3,617基

【関連計画】

- 茂原市川中島終末処理場再構築計画（長寿命化計画）
- 茂原市公共下水道再構築計画（ストックマネジメント計画）
- 農業集落排水事業（機能強化対策）計画

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 公共下水道や合併処理浄化槽が河川等の水質改善に果たす役割について、さまざまな機会を活用して啓発に努めることで、市民一人ひとりの環境改善意識の醸成に努めます。（時間的視点）
- 各家庭において、下水道施設や浄化槽設備への負荷が少なく、環境への影響を抑えた生活排水の排出に努めるよう、市民の啓発に努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ6 公園・緑地

【基本方針】

- 市民・事業者との協働のもと、緑地の保全・都市の緑化を図るとともに、茂原公園をはじめとする都市公園などの整備充実を進め、自然と共生する緑の豊かさを実感できる都市の形成を目指します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- これまでは、人口に比べ絶対量が不足していた都市公園を整備するとともに、都市化に伴う開発から良好な緑地を守るという施策を講じてきましたが、高度経済成長期に整備した公園施設の急速な老朽化が懸念されています。
- 人口減少・少子高齢化が進む中で、これまで公園や緑地に求められてきた都市環境の改善、防災、レクリエーションの場の提供といった機能のほかに、健康寿命の延伸につながる日常の運動の場、希薄となった社会的なつながりを補強するコミュニケーションの場といった機能が求められており、空間が持つ潜在能力を十分に引き出す取り組みを推進する必要があります。

茂原市の現況と課題

- 公園は、市民がスポーツや文化活動を実践し多世代が交流する「憩いとうるおいの場」として、また自然を体験し学習することができる空間として、市民生活において大切な役割を持っています。また、地震や洪水・火災といった災害時において、災害避難空間の提供など公園や緑地の存在は地域に安全と安心をもたらす施設としての役割も備えています。
施設の中には老朽化等により、その機能を十分発揮できていないものもあるため、計画的な施設改修を進め適正な維持管理を行っていく必要があります。
- 都市における緑地の確保は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠かせない要素となっています。そこで、緑地の保全や緑化の推進等を計画的に実施するため、市内で行われる施策や事業の指針となる「緑の基本計画」を策定し、その推進に努める必要があります。
策定にあたっては市民の意見を広く取り入れるとともに、市民・事業者・行政の役割を明確化したうえで、その実現に向けた体制を整えていく必要があります。

施策1 公園の整備

【主な施策展開】

(1) 公園の施設整備

- 都市公園について、人口1人当たり目標公園面積を概ね10㎡とし、整備の充実と拡充を図ります。
茂原公園および富士見公園は、市民の休息、散策、運動等の利用だけでなく、文化活動などにも利用できる総合公園及び運動公園として整備拡充を図ります。また、住居地域に近接した身近な公園についても、歩いて行ける範囲の公園のネットワークの構築を行い、だれもが利用しやすい緑豊かなふれあいの場を提供します。
- 老朽化が進む茂原公園では、公園利用者の安全の確保及びライフサイクルコスト*縮減の観点から、茂原公園施設等長寿命化計画に基づき施設ごとの適切な維持管理を行います。
茂原公園以外の各公園についても施設の老朽化が顕著であるため、長寿命化計画を策定するなど、計画的な整備を進めます。
- 公園の維持管理への住民参加を促進するため、自主管理組織の育成や活動への支援を実施します。住民参加による公園の維持管理により、地域住民の公園に対する愛着心を深め、公園利用の活性化を図ります。

(2) 長生の森公園の整備促進

- 第2期整備区域において、災害時における広域避難地を兼ねた広場の整備や、自然環境を保全した公園の整備促進を図ります。

施策2 計画的な緑地の保全・都市の緑化

【主な施策展開】

(1) 緑の基本計画の策定

- 緑地の保全及び緑化の目標と、それに伴う施策に関する事項を定める「緑の基本計画」を策定し、環境保全・レクリエーション・防災・景観等の視点から、緑の持つ多様な役割や機能に配慮し保全や推進等を図ります。策定にあたっては、パブリックコメントを取り入れるなど、本市の特性や市民の意見を反映することにより実効性のある計画策定に努めます。
- 「緑の基本計画」は、まちづくりの基本指針となる「茂原市総合計画」「茂原市都市計画マスタープラン」との整合を図るとともに、「茂原市景観計画」「茂原市地域防災計画」等の各計画と連携を図ります。

【主要指標】

- 人口1人当たりの公園面積
基準値（令和2年度）5.9㎡ 目標値（令和7年度）10㎡
- 都市公園数
基準値（令和2年度）48公園 目標値（令和7年度）50公園

【関連計画】

- 茂原公園再生計画
- 茂原公園施設等長寿命化計画
- 茂原市都市計画マスタープラン
- 茂原市景観計画
- 茂原市地域防災計画

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 子どもから高齢者まで安全安心に利用できる公園にするため、市民と連携し魅力ある公園づくりを進めていきます。(時間的視点)
- 快適で利用しやすい状態を維持するため、利用者や地元自治会等との協働により公園の管理を進めます。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ7 住宅環境



【基本方針】

- 市営住宅の長寿命化・集約化事業を推進するほか、住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化を支援し、安全で快適な暮らしの場づくりを進めます。また、空き家対策を進めることにより、地域における環境改善等を図ります。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 住まいは、人々の暮らしの場となる最も基本的な生活の基盤です。人口と所得が増加するのに伴い、住宅不足の解消や居住水準の向上を目指して、公営住宅の整備をはじめとする住宅政策が進められてきました。近年では生活様式や家族形態が多様化し、また、阪神淡路大震災や東日本大震災、各地で頻発する豪雨などの災害発生を受けて、住環境に対する住民ニーズは変化してきています。
- 人口減少、高齢化の進行に伴い、居住者がいなくなった空き家が管理されないまま老朽化し、地域全体の活力と安全性の低下を招く事態が全国的に発生し、大きな問題となっています。

茂原市の現況と課題

- 老朽化の進む市営住宅は、年々増加する修繕費や高額な借地料などの財政負担が大きいことから、「茂原市市営住宅長寿命化計画」及び「茂原市公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら、長寿命化・集約化事業に取り組む必要があります。
- 千葉県においても大地震が懸念されている中、住宅の耐震化はまだ十分といえないことから、耐震相談会を定期的で開催し耐震意識の啓発に努めています。次世代へ引き継がれる豊かな住まい環境・地域社会を目指し、長期に耐久性を備え、地域環境負荷の低減に配慮した質の高い住宅環境づくりが求められています。
- 近年、平均世帯人数の減少とともに空き家が増加しており、空き家に関する相談件数も年々増加しています。このため、良好な生活環境の保全という観点からも空き家対策の重要性が高まっています。

第3編 基本計画

●市営住宅の入居状況（令和2年4月1日現在）

住宅名	管理戸数	入居戸数	入居率(%)
国府関	55	0	0
八丁寺	149	62	41.6
真名	299	41	13.7
八幡原	24	19	79.2
長谷	36	19	52.8
上茂原	24	13	54.2
上茂原西	52	26	50.0
新町保	12	11	91.7
東茂原	56	51	91.1
山崎	23	23	100
全体	730	265	36.3

施策1 市営住宅施策の推進

【主な施策展開】

（1）市営住宅の長寿命化・集約化事業の推進

- 茂原市市営住宅長寿命化計画により用途廃止する住宅として位置付けられている市営住宅は、入居者の移転を進めるとともに跡地活用の検討を行い、計画的な集約化を推進します。
- 既存建物を有効活用する3～4階建ての中層住宅*は、計画的な改善工事を実施し、効率的な管理、運営を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

施策2 住宅環境の整備促進

【主な施策展開】

（1）質の高い住宅環境の整備・改善事業

- 安心安全な住宅づくりの促進として、耐震改修促進計画に基づき、個人住宅の耐震性について相談会、耐震診断・改修工事の支援を通じ住宅環境の改善を行います。長期優良住宅*・低炭素建築物*の促進、建築物省エネルギー化の支援等により、次世代へ引き継がれる豊かで質の高い住宅環境の整備を支援します。

施策3 空き家対策の推進

【主な施策展開】

（1）空き家の抑制・解消

- 茂原市空家等対策計画に掲げた「予防・抑制」、「利用・活用」、「解消・除却」の3つの方針により、安心を与え、貰える住環境の実現に努めます。
- 所有者等の相談窓口や支援制度の充実により、空き家の有効活用を図り、空き家の解消に努めます。

【主要指標】

- 市営住宅管理戸数
基準値（令和2年度）730戸 目標値（令和7年度）376戸
- 建築物の耐震化率
基準値（令和元年度）83% 目標値（令和7年度）95%

【関連計画】

- 茂原市公共施設等総合管理計画
- 茂原市市営住宅長寿命化計画
- 茂原市耐震改修促進計画
- 茂原市震前判定計画
- 茂原市空家等対策計画

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 生まれ、育ち、働き、老いても住み続けられる住環境づくりに取り組みます。（時間的視点）
- 防犯・防災対策等に地域全体で取り組むことにより、安全で快適な住環境の創出に努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ8 環境保全



【基本方針】

- 広域的な連携のもとにごみ・し尿を適切に処理し、清潔な暮らしの環境を整えます。また、市民・事業者の自発的な行動を促しながら、環境美化や地球温暖化対策を推進します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 地球温暖化に伴う大規模な気候変動など、世界規模での環境問題が私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつあります。持続可能な環境づくりに向け、国際機関や政府レベルの取り組みはもとより、地方自治体、事業所、更には市民一人ひとりに至るまで、それぞれが主体的に取り組んでいくことが求められています。

茂原市の現況と課題

- 自治会や市民団体の協力により、リサイクル活動を推進しておりますが、資源循環型社会^{*}の構築や、ごみの発生量の抑制による減量化を図るため、更にリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再利用）の「3R」を推進する必要があります。
- ゴミゼロ運動等や広報紙、啓発看板等の継続的な取り組みにより、地域の環境美化の推進に努めています。近年、空き地等の増加に伴い、管理されず雑草が繁茂している場所が増加していることから、土地の適正管理の更なる啓発を推進していく必要があります。
- 緑のある美しいまちづくりを推進するため、市内公共施設へ植栽を進め、「花いっぱい運動」の普及を図っています。花いっぱいコンクールを定期的を開催することにより、市民に対して啓発を行っておりますが、コンクールへの参加者が増えず、環境美化への市民意識の醸成が課題となっています。
- 土地の埋立てにおいて発生する土壌汚染や崩落等の諸問題に対応するため、千葉県と連携を図り、法令に基づき事業者への指導等を行い、災害の発生防止に努める必要があります。
- 平成31（2019）年4月に第二次茂原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた庁内での取り組みを実施しています。今後は、目標達成に向け取り組むとともに、市民や事業所での自主自発的な取り組みを促進していく必要があります。
- し尿処理、ごみ処理及び火葬場、斎場（長南聖苑）の管理運営については、長生郡市広域市町村

圏組合の事業として実施しています。

ごみ処理については、稼働から13年が経過した最終処分場の埋立量が計画値に達しつつあり、現在の処分場の延命化と新しい最終処分場の早期建設が必要です。

し尿処理については、老朽化していたし尿処理場に替わる新施設が平成30（2018）年度に稼働したことから、引き続き適正な処理を進めます。

長南聖苑については、供用開始から21年が経過し、老朽化が進行していることから、計画的な修繕を実施し、延命化を図る必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 ごみ処理の推進

【主な施策展開】

（1）排出方法の徹底

- ごみの排出方法の周知徹底をより一層図るため、広報紙、チラシ等を活用し積極的に啓発活動に努めます。

（2）リサイクルの促進

- 自治会や市民団体等の理解と協力のもと、リサイクルの促進を図ります。

（3）ごみ排出削減の推進

- ごみ排出抑制・減量化のため「3R」を推進し、コンポスター・EM容器*の助成販売、生ごみ処理機購入費補助を実施します。

施策2 生活環境の整備

【主な施策展開】

（1）環境美化の促進

- 自治会や市民団体等による自主的な清掃活動を奨励し、空き地の雑草対策を含め、地域と協力し環境美化活動を推進します。
- 自治会、市民団体等へ市の花コスモスの種子の配付や、市内公共施設へ草花の植栽をすることで、「花いっぱい運動」の普及を図ります。また、花いっぱいコンクールを定期的開催し広報することで、市民の環境美化に関する理解と協力を啓発します。

第3編 基本計画

(2) 環境美化に向けた啓発

- ゴミゼロ運動等のイベントや広報紙、啓発看板を通じて、一層の美化意識の啓発に努めます。

(3) 生活環境の保全

- 水質・騒音や土地の埋立てなど身近な生活環境を把握するとともに、関係機関と連携を図り、諸問題の発生抑制に努めます。また、環境問題の啓発を行うとともに、公害発生の防止のため、事業者の自主監視の促進に努めます。

施策3 地球温暖化対策の推進

【主な施策展開】

(1) 環境負荷低減のための取り組み

- 第二次茂原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業によって排出される温室効果ガスを削減するとともに、市民や事業所に対する啓発を図ります。
- 太陽光発電設備等の住宅用省エネルギー設備の設置に対する補助を継続するとともに、補助制度の活用を促進します。

施策4 衛生施設等の適正管理

【主な施策展開】

(1) ごみ処理施設の維持管理

- 焼却施設の適正な維持管理に努めます。
- 焼却灰の再利用等により最終処分場の延命化を図るとともに、圏域住民の理解を得て、新たな最終処分場の整備の推進に努めます。

(2) し尿処理施設の維持管理

- 平成30（2018）年度に稼働した、し尿処理施設の適正な維持管理の推進に努めます。

(3) 火葬場・斎場の管理・運営

- 施設・機器の経年劣化に対応するため、計画的な修繕を実施し延命化を図るとともに、適正な維持管理の推進に努めます。

【主要指標】

- 1人1日当たりのごみ排出量
基準値（平成25年度）688g 目標値（令和7年度）620g
- 市の事務事業における温室効果ガス削減率
基準値（平成29年度）6,582t-CO₂ 目標値（令和7年度）4,635t-CO₂（-29.6%）

【関連計画】

- 第二次茂原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 次の世代に安全安心なまちを引き継ぐため、子どもから大人まですべての市民に対し、環境負荷を軽減する取り組みについて学ぶ機会を創出します。（時間的視点）
- 家庭や企業、公共施設など、市全域において民間との連携により再生可能エネルギーの普及を促進し、環境負荷低減の取り組みを推進します。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

市民が主役の持続可能なまち《協働推進》

	テーマ	施策	主な施策展開	担当課	ページ
市民が主役の持続可能なまち《協働推進》	1 協働のまちづくり	1 広報活動の充実	(1) 広報の充実および情報化対応の推進	秘書広報課	149
		2 市民の市政参加の機会充実	(1) 市民からの意見を聴く機会の充実	秘書広報課	149
			(2) 相談業務の充実	生活課	149
			(3) まちづくり条例の適正な運用	企画政策課	149
		3 市民活動の促進	(1) 地域コミュニティの活性化	生活課	149
			(2) 地域コミュニティ活動への支援	生活課	149
	(3) ボランティア活動等の促進		生活課	149	
	2 人権・男女共同参画	1 人権の尊重	(1) 人権に関する意識向上	生活課	152
			(2) 人権を守るための環境づくり	生活課 子育て支援課	152
		2 男女共同参画社会づくりの推進	(1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識向上	企画政策課	152
			(2) 様々な分野における男女共同参画	企画政策課	152
	3 適切な行財政運営	1 行政管理の充実	(1) 組織機構の確立	総務課	155
			(2) 人事管理の適正化	職員課	155
			(3) 文書管理・情報公開及び個人情報保護制度の適正な運用	総務課	155
		2 計画行政の推進	(1) 計画の推進	企画政策課	155
			(2) 行政評価システムの運用	企画政策課	155
		3 健全な財政運営の推進	(1) 財源の充実・強化	市民税課 資産税課 収税課	155
	(2) 財政運営の効率化・健全化		財政課	156	
	4 行政改革と情報化	1 行政改革の推進	(1) 行政運営の効率化	総務課	158
			(2) 公共施設の計画的維持管理の推進	企画政策課	158
(3) 官民協力体制の推進 (PPP・PFI 等)			企画政策課	158	
(4) 広域連携の推進			企画政策課	158	
2 情報化の推進		(1) 情報伝達手段の構築	総務課	159	
		(2) 情報通信の環境整備	総務課	159	
		(3) 情報セキュリティ対策の強化	総務課	159	
		(4) 資料等の電子化の推進	総務課	159	



テーマ1 協働のまちづくり

【基本方針】

- 市民に対する積極的な情報発信に努めつつ、市民の市政参加の機会の充実を図ります。また、市民活動の基盤となる地域コミュニティの活性化を促すとともに、ボランティア活動を支援します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 市民意識の高揚や地方分権の進展に伴い、市民ニーズの多様化などを背景とした協働のまちづくりが全国的に浸透しています。一方、少子高齢化・核家族化などを背景とした地域のつながりの希薄化や、地域活動の担い手の不足や高齢化が問題となっています。

茂原市の現況と課題

- 現在、市民への情報発信は、広報紙、自治会回覧や市公式ウェブサイト、Facebook などを通じて行われていますが、ICT 技術の進化とともに、より新鮮さが求められる情報の発信速度に対応し、目的や対象に応じた情報伝達手段の活用を通じて、広報活動の充実を図る必要があります。
- 市民からの意見や要望を広く聴くため、「市長への手紙」や「パブリックコメント」などを実施しているほか、「市長と話し合う会」や「市民ふれあいミーティング」なども開催し、意見交換の場を設けています。今後、より幅広い世代の市民が市政に参加できるよう、制度の周知や開催方法などを検討する必要があります。
- 自治会や市民活動団体、地域まちづくり協議会などの地域におけるまちづくりの担い手の拠点となる「市民活動支援センター（愛称：まちびと Caffé）」の充実を努めるとともに、市民活動団体及び地域まちづくり協議会の認定及び支援、協働提案事業制度などを実施しています。今後、幅広い世代の市民がまちづくりの担い手となれるよう、更なる育成及び支援に努める必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 広報活動の充実

【主な施策展開】

(1) 広報の充実および情報化対応の推進

- 広報紙や自治会回覧などの紙媒体によるものと ICT を活用した配信サービスにより、今後も迅速かつ確実に市民へ情報を発信できるよう努めます。
- 市公式ウェブサイトを中心に充実させるとともに、SNS など時代に即した多様な媒体による情報発信の強化に努めます。

施策2 市民の市政参加の機会充実

【主な施策展開】

(1) 市民からの意見を聴く機会の充実

- 市民や各種団体から意見を聴く機会についての周知やパブリックコメント制度などの積極的な活用により、幅広い世代の市民が市政に参加できるように努めます。

(2) 相談業務の充実

- 多種・多様化する相談などに迅速かつ適切に対処できるよう、関係部署・機関との連携を強化し相談業務の充実を図ります。

(3) まちづくり条例の適正な運用

- まちづくり条例を踏まえた市民と行政の協働のあり方の検討を行い、市民がまちづくりの担い手として活躍できるよう努めます。

施策3 市民活動の促進

【主な施策展開】

(1) 地域コミュニティの活性化

- 自治会未加入世帯の自治会への加入促進を図るとともに、コミュニティの担い手育成に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動への支援

- 防災・防犯・福祉・文化・スポーツなど地域における多様な取り組みの支援を図るため、集会所の整備支援及びコミュニティ備品の充実に努めます。

(3) ボランティア活動等の促進

- ボランティア意識の高揚やボランティア活動の情報提供、活動拠点の確保を図るため、民間活力を活かした市民活動支援センターの充実及び社会福祉協議会と連携したボランティアセンターの充実に努めます。

【主要指標】

- 広報紙・ウェブサイト・SNS 等による市政情報等の発信数
基準値（令和元年度）1,861 件 目標値（令和7年度）1,991 件
- 市民活動団体の認定数
基準値（令和2年9月末）延べ27 団体 目標値（令和7年度）延べ40 団体

【関連計画】

- 茂原市まちづくり条例推進アクションプラン（令和2年度～令和5年度）
- 茂原市市民活動支援指針（平成15年度策定）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 対象年代ごとに情報発信の媒体を使い分けることで、幅広い年代に伝わりやすい広報の充実を図ります。（時間的視点）
- 各団体間の連携や、市民・団体・行政間の連携を一層深めることで、協働のまちづくりを推進します。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ2 人権・男女共同参画



【基本方針】

- 市民一人ひとりが互いを尊重し合い、差別のない明るい社会を目指します。
- 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を推進しつつ、政策意思決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点を取り入れた社会づくりを進めます。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 平成27(2015)年に、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、性別に関わらず活躍できる社会の実現への取り組みが進んでいます。しかし、家庭においてはDV*（ドメスティック・バイオレンス）、職場においては結婚や出産に伴う女性の離職の多さやハラスメント、社会においては指導的な立場の女性の少なさなど課題が多数あります。さらに、高齢者や障害者、外国人、LGBT*（性的少数者）など、マイノリティや社会的弱者に対する理解不足や差別も課題となっています。

茂原市の現況と課題

- 令和元(2019)年度に実施した「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果をみると、男女の能力や役割に対する固定的な考え方が残っています。女性も男性も性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会づくりを推進していくためには、固定的な役割分担意識をなくしていく必要があります。
- 女性や子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する人権問題に加え、LGBTに対する偏見など新たな人権問題も生じています。また、児童や高齢者などに対する虐待行為やDV等の増加も見られ、深刻化する可能性があります。
- 様々な分野で女性の参画は進みつつありますが、本市における管理職に占める女性の割合は18.4%（令和2(2020)年4月1日現在）、審議会等の女性委員の登用率は22.0%（平成31(2019)年4月1日現在）と本市の目標とする30%には届いておらず、まちづくりなどの政策・方針決定の場において、男女双方の意見が十分に反映されているとはいえない状況です。
- 前述の意識調査の結果をみると、男女共同参画社会を実現するために市に期待することとして、「高齢者・障害者の介護制度の充実」、「職場における男女格差の是正や女性の労働条件の改善」、「育児・介護休業制度の普及促進」等が挙げられています。介護・育児等を社会全体の問題としてとらえ、福祉の充実を図ることにより、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりにつなげていく必要があります。

写真・図表

写真・図表

施策1 人権の尊重

【主な施策展開】

(1) 人権に関する意識向上

- 市民一人ひとりが人権尊重の重要性を正しく認識し、他者の人権を十分に尊重した行動がとれるよう、人権教育、人権啓発を推進します。
- DV などあらゆる人権侵害をなくすための啓発活動の推進を図ります。

(2) 人権を守るための環境づくり

- 複雑多様化する人権問題に対応するため、人権侵害にかかわる被害防止と被害者支援に向けて、相談事業の充実を図ります。
- DV などあらゆる暴力にかかわる被害防止と被害者支援に向け、庁内・庁外の関係機関との連携強化を図ります。

施策2 男女共同参画社会づくりの推進

【主な施策展開】

(1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識向上

- 男女共同参画社会づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などをテーマにした講演会や各種講座の開催をはじめ、市公式ウェブサイトの活用、チラシの発行等により、男女共同参画社会の意識づくりへの学習機会を確保し、啓発を推進します。
- 家庭教育、学校教育、生涯学習、地域活動などを通じた男女共同参画社会づくりへの意識の向上を図ります。

(2) 様々な分野における男女共同参画

- 市の管理職への積極的な登用や各種審議会などへの女性の参画を促進します。

(3) 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

- 保育や情報提供・相談業務などの子育て支援策を通じ、子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して妊娠・出産し、子育てができるよう支援します。
- 高齢者や障害者に対する様々な支援や相談事業の充実を図り、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに努めます。

【主要指標】

- 男女共同参画に関する講演会等の参加者数
基準値（令和元年度）342人（2回開催） 目標値（令和7年度）150人（1回開催）
- 審議会等における女性委員の登用率
基準値（令和元年度）21.4% 目標値（令和7年度）30.0%

【関連計画】（関連計画を列举）

- 茂原市男女共同参画計画（第4次）（令和3年度～令和7年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 男女の固定的な役割分担意識を変え、人権尊重の重要性を正しく認識するために、学校教育との連携を通じて意識向上を図ります。（時間的視点）
- 家庭、学校、職場、地域社会など、それぞれの領域で性別や障害の有無などに関わらず、誰もが活躍できるよう、関連機関の連携による環境づくりに努めます。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			



テーマ3 適切な行財政運営

【基本方針】

- 厳しい社会経済情勢の中、多様化する行政需要に対応できる組織を構築しつつ、情報の透明化に努めます。また、行政評価に基づく計画行政を推進しつつ、将来を見据えた健全な財政運営を図ります。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 時代潮流や市民ニーズの変化に的確に対応するとともに、限られた資源を有効に活用するため、PDCAによる計画の進行管理や、効率的な財政運営など、自立的な行財政運営の必要性が高まっています。多様化・複雑化する地域課題に対応するため、柔軟で横断的な組織の確立や、職員の能力向上はますます重要となっています。また、マイナンバーカードの普及などに伴い、適切な個人情報の取り扱いの重要性が高まっています。

茂原市の現況と課題

- 社会経済情勢の変化に伴う行政需要の多様化に対応するため、機構改革を実施し、令和2(2020)年4月1日現在では7部32課、1支所、4事務局体制となっています。今後は、人口減少社会の到来及び少子高齢化の進展や、生活様式の変化により多様化する市民ニーズなどに柔軟に対応できるよう、組織の整備を図る必要があります。
- 近年、業務の多様化・複雑化により業務量は増大しているため、平成31(2019)年3月に策定した定員管理計画では、今後、正職員を緩やかに増加させることとしています。地方自治体を取り巻く環境が大きく変化している中、時代のニーズに沿って業務を遂行できるよう、職員の能力向上や適正な人員配置が求められています。
- 文書の管理は、紙文書について整理・保存・廃棄などを行っています。近年、業務の多様化、事務量の増大に伴い処理文書が増加し、保存場所の確保や事務の繁雑化が懸念されており、文書管理の適正な運用が求められています。また、情報公開や個人情報保護の取扱いに関しては、市民意識が向上しており、より一層の適正な対応が求められています。
- 基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けて、総合計画を始めとする各種計画を策定し、計画に基づく事業の進行管理、評価・見直しを行っています。部門別計画は各担当課で策定、進行管理、評価を行っており、一元的に管理する体制がとられていないという課題があります。
- 少子高齢化の進行に伴って扶助費の増加が続いており、今後もこの傾向が続くと見込まれる一

方、市税収入はほぼ横ばいで今後も大きな伸びは期待しにくい状況にあります。そのため、効率的な財政運営に努める必要があります。

施策1 行政管理の充実

【主な施策展開】

(1) 組織機構の確立

- 組織の簡素化・適正化を念頭に置き、社会状況の変化や多様化する行政需要に対応する組織の構築を目指します。
- 多様化する市民ニーズに対応するため、複数の部局が関係し、連携の強さを発揮できる組織横断型体制の構築を図ります。

(2) 人事管理の適正化

- 研修等を通じ、職員の業務遂行能力や企画・立案・政策形成能力等の向上を図ります。
- 人事評価制度を適切に運用し、職員の能力やモチベーション向上を図ります。
- 定員管理計画や時代のニーズに沿って、適正な定員管理や人員配置を行います。

(3) 文書管理・情報公開及び個人情報保護制度の適正な運用

- 文書管理システムを導入することにより、ペーパーレス化を推進するとともに、公文書を適正に管理し、事務の効率化を図ることで更なる住民サービスの向上を図ります。
- 情報公開制度の適正な運用を図るため、各種会議の公開等、情報の透明化及び情報提供に努め、市民の行政への参加を促進します。また、個人情報に関する利用目的等を適正に取り扱うことにより、行政に対する信頼の確保に努めます。

施策2 計画行政の推進

【主な施策展開】

(1) 計画の推進

- 部門別計画の策定や見直しにあたっては、本計画との整合性を確保するとともに、パブリックコメント等の手法を用いて市民意見を反映することに努めます。また、全ての計画において進行管理を行い、実態とかけ離れることのない計画行政の推進に努めます。

(2) 行政評価システムの運用

- 行政評価の結果を今後の計画に反映させ、行政の効率化を図るとともに、その情報を公表することにより、行政の透明性を確保します。また、政策評価および施策評価システム、外部評価体制についても導入を検討します。

施策3 健全な財政運営の推進

【主な施策展開】

(1) 財源の充実・強化

- 正確かつ公正な課税のため、税務事務の電子化を進め、簡素で効率的な税務運営を図ります。また、税収確保を図るため、納税者意識の醸成や高揚を推進するとともに、徴収率の向上に努めます。

第3編 基本計画

- ふるさと納税やクラウドファンディング*など、税以外の財源確保にも積極的に取り組みます。

(2) 財政運営の効率化・健全化

- 国や県の補助制度等を最大限活用することで、一般財源所要額の節減に努めるとともに、事業の必要性や効果を精査し極力無駄を省くことで、経常的経費の抑制を図ります。
- 高い水準にある実質公債費比率*及び将来負担比率*を引き下げ、健全な財政構造を確立するため、市債の発行を抑制し、市債残高の減少に努めます。

【主要指標】

- PDCA サイクルを実行して進行管理を行った計画の割合
基準値（令和元年度）36.8% 目標値（令和7年度）増加を目指します
- 経常収支比率
基準値（令和元年度）9.7% 目標値（令和7年度）減少を目指します
- 実質公債費比率
基準値（令和元年度）109.7% 目標値（令和7年度）減少を目指します

【関連計画】

- 定員管理計画（令和元年度～令和5年度）

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 将来の社会経済状況や人口構造の変化を見通し、中長期的な視点を持って持続可能な行財政運営を図ります。（時間的視点）
- 部局同士の連携を促進し、組織横断的な取り組みを増やすことにより、複雑な地域課題に対して柔軟な対応を図ります。（空間的視点）

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

テーマ4 行政改革と情報化



【基本方針】

- 先端技術の積極的な活用や多様な主体との協働により、時代の変化に対応できる行政改革を進めます。また、市民との情報共有促進や行政の効率的を目指し、セキュリティ対策も強化しながら情報化を推進します。

【現況と課題】

社会全体の現況と課題

- 全国的に、高度経済成長期に整備された公共施設やインフラ設備が老朽化しており、持続可能なまちづくりのためのファシリティマネジメント*が重要となっています。また、複雑化する地域課題の対応においては、他自治体や民間企業など多様な主体との協働が各地で盛んになっています。従来からの業務効率向上の目的に加え、働き方改革や感染症対策の観点から、ICTの活用による業務改革やリモートワークの普及が喫緊の課題となっています。

茂原市の現況と課題

- 社会情勢と人口構造の変化により厳しい財政状況が想定される中、効率的・効果的で質の高い行政運営を担うために、限りある行政資源を有効活用することが求められています。同時に、行財政改革の推進を単なるコスト削減や効率化の取り組みとするのではなく、行政効果をさらに高める必要があります。
- 本市では高度経済成長期からの急激な人口増加に伴い、多くの公共施設を整備してきました。これらの多くは老朽化が進んでおり、更新時期が重なることから、計画的な修繕や長寿命化を図る必要があります。また、人口減少の進展に伴って数や規模が過剰となった公共施設については、集約化に取り組む必要があります。
- これまで公共の領域とされてきた様々な分野に、市民や民間事業者、NPO等の多様な主体が自発的に取り組み、担い手となる動きが見られます。
- 本市における消防、水道、ごみ処理、病院などの事業は、長生郡市広域市町村圏組合により周辺自治体と共同で実施することで効率化を図っています。このまま人口減少が進んでいくと、規模によっては市町村単独での都市機能の維持が困難になると考えられ、これに対応する必要があります。
- 市が保有している行政情報をオープンデータとして見える化し、市民へ伝達する方法の充実を図る必要があります。また、市だけで情報を収集するには限界があるため、市と市民との双方向による伝達手段として、市民などから有力な情報の提供を受け、市の業務に反映させる方法を構築

第3編 基本計画

する必要があります。

- 社会経済状況が変化中、ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる働き方の推進が求められています。また、離れた場所で意見や情報を交換する方法の整備が求められています。このようリモート会議などに対応するため、必要な情報通信機器を整備する必要があります。
- ICT が進展する一方で、不正アクセスなどのサイバー攻撃が大きな脅威となっています。行政機関に対する標的型攻撃による情報の漏えいや、職員一人ひとりの意識向上及び知識習得、特定個人情報（マイナンバー）を保護するための情報セキュリティ体制強化などの安全対策に万全を期する必要があります。
- 業務の多様化により、会議等の開催が増え、それに伴い会議資料に使用する紙の量が増加しています。紙使用量や人件費を含む印刷コストの削減が求められています。また各種業務における文書について電子化を推進することで、ペーパーレス化に取り組む必要があります。

施策1 行政改革の推進

【主な施策展開】

（1）行政運営の効率化

- 幅広い行政課題に的確に対応し、公共サービスを提供するため、選択と集中による最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、組織機構の確立、RPA や AI の先端テクノロジーの活用などにより、業務の改善を図ります。

（2）公共施設の計画的維持管理の推進

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等のあり方や必要性について、人口推移や財政状況、市民ニーズを考慮して施設総量の適正化を図ります。また、財政負担の平準化を図るため、計画的な維持保全を行い、公共施設の長寿命化を推進します。
- 廃止となった公共施設は、行政需要や政策的な判断により活用方法を検討します。行政による利活用が難しい場合は、民間への貸付や売却を進めます。

（3）官民協力体制の推進（PPP・PFI*等）

- PPP・PFI など民間の資金・経営能力・技術的能力の活用を検討し、最適な公共サービスの提供に努めます。

（4）広域連携の推進

- 都市基盤や交通体系など市域を越えた課題を解決するため、長生郡市はもとより、より広い範囲の市町村と相互に協力し、連携しながら広域行政を推進します。
- 市域を越えた圏域における都市機能の役割分担について、先進的な事例の調査研究に努めます。

施策2 情報化の推進

【主な施策展開】

(1) 情報伝達手段の構築

- 茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みとして運用している「安心安全地図情報システム(わが街ガイド)」により、オープンデータ化した行政情報を市民へ発信することで、充実した情報の提供を図ります。また、市が管理する道路の破損状況やカーブミラーの損傷など、市民からの情報提供を受け付ける「市民レポートシステム(モバリんレポート)」などを有効に活用し、市民との双方向による情報共有を図ります。

(2) 情報通信の環境整備

- ワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少社会における労働人口の確保及び地域の活性化へも寄与するテレワークについて検討がされ始めていることから、テレワークの導入に当たっては、情報通信機器の整備に努めます。また、リモート会議や打合せなどに対応するための環境整備に努めます。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

- 情報セキュリティ意識の向上を図る研修会の実施、特定個人情報(マイナンバー)に係る監査業務の充実及び基幹系パソコンの二要素認証化などにより、情報資産を守る対策を強化します。また、マイナンバー制度による市民サービスの向上、業務の簡素化、効率化及び行政手続の負担軽減に関する施策を検討し、実施時は情報の漏えいを防止する対策を講じます。

(4) 資料等の電子化の推進

- 会議などで必要な資料を電子化し、電子機器(タブレットなど)で閲覧することや、電子決裁などの導入により、ペーパーレス化に努めます。

【主要指標】

- 公共施設の延床面積
基準値(令和元年度) 241,287 m² 目標値(令和7年度) 230,458 m² (4.4%削減)

【関連計画】

- 茂原市公共施設等総合管理計画(平成28年度～令和12年度)
- 茂原市公共施設等総合管理計画第2次アクションプラン(令和3年度～令和7年度)
- 茂原市役所庁舎長寿命化計画(令和2年度～令和12年度)
- 茂原市行財政改革大綱第8次実施計画(令和3年度～令和5年度)

【関連する時間的・空間的視点に関わる取り組み】

- 情報化の推進においては、子どもから働く世代、高齢者まで、どの世代でも使いやすい情報伝達手段の構築を目指します。(時間的視点)
- オープンデータの活用や情報アクセスの向上など、情報の活用・透明化を図るとともに、市役所内の組織横断的取り組み、官民連携、広域連携を促進します。(空間的視点)

施策の対象となる領域			
	個人・家庭	生活圏域	市域・広域
生まれる・育つ・学ぶ			
働く			
老いる			

第4編 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 総合戦略の全体像

第1節 概要

(1) 策定趣旨

- 我が国の出生数は昭和48(1973)年以降減少を続けており、令和元(2019)年の推計では86万4千人と統計開始以降初めて90万人を下回る見込みとなりました。一方で高齢化率は平成30(2018)年に28.1%と上昇を続けており、少子高齢化の傾向に歯止めがかからない状況となっています。
- また、我が国の総人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じていますが、東京都を中心とする大都市圏では引き続き人口増加の傾向にあり、人口減少が加速している地方では、今後、地域社会・経済の維持が困難になるという懸念が持たれています。
- 国は、これら人口減少や大都市圏への一極集中がもたらす危機に対処するため、平成26(2014)年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。
- これを受けて本市は、平成27(2015)年度に「茂原市まち・ひと・しごと人口ビジョン」及び「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少及び少子化対策に関する様々な取り組みを展開してきました。
- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間終了に伴って、令和元(2019)年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、引き続き人口減少問題に取り組む姿勢を示しています。
- 本市としても、人口減少と少子化を抑制する取り組みを着実に推進するため、総合的な行政運営の指針である茂原市総合計画との一体化を図り、将来都市像を実現するための重点施策として、第2期「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしました。

(2) 計画期間

- 茂原市総合計画と一体となった取り組みを推進するため、第2期「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間は、前期基本計画と同じ令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

(3) 基本方針

- 国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示した政策5原則を踏まえて、第2期「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けた基本方針を、次のとおり定めます。
- 1. 自立性

本市は、長生・山武・夷隅地域の中心的な都市としての役割を担い、バランスの取れた産業構造と恵まれた生活環境を向上させるまちづくりを行ってきました。今後も引き続き都市機能や行財政基盤などの強化に努め、魅力ある都市の形成を図るとともに、自立性を高めるまちづくりを行います。
- 2. 将来性

総合戦略で掲げた施策は、人口減少対策のためだけではなく、基本構想における将来都市像「未来へつながら「交流拠点都市」もばら」の実現のために行います。今後の国及び県の動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、適宜施策の見直しを行います。
- 3. 地域性

本市は、千葉県のほぼ中央部にあり、東京都心から約60kmに位置しています。県南東部一帯地域で構成する茂原商圏の中心都市であるとともに、競争優位性の高い工業集積が見られ、雇用吸収力のある就業の場として機能しています。これらの地勢や地域特性を踏まえて、地域が抱える課題解決に向けた戦略を策定します。
- 4. 総合性

目標として掲げた人口水準を維持するためには、自治体のみならず、若年層を含む幅広い層の市民をはじめ、産業界、教育機関、地域金融機関など多様な主体の参画を得て取り組む体制づくりが必須です。また、関係部局や周辺自治体と連携を図りながら各種施策を推進します。
- 5. 結果重視

本総合戦略で設定した数値目標及び「重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）」に対する達成度を、検証組織が客観的に検証します。その結果、改善すべき施策・事業については、必要に応じて見直しを行い、より実効性を高め、目標の達成を目指します。

第2節 基本目標

(1) 国・県の基本目標

【国の基本目標】

令和元（2019）年12月 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

- 基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
 - 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - 安心して働ける環境の実現
- 基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
 - 地方への移住・定着の推進
 - 地方とのつながりの構築
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
 - 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

- 横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する
 - 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
 - 誰もが活躍する地域社会の推進
- 横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする
 - 地域における Society5.0 の推進
 - 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

【県の基本目標】

令和2（2020）年7月「第2期千葉県地方創生総合戦略（原案）」

- 横断的な目標：復興・回復と更なる発展に向けた力強い千葉の人と仕事づくり
 - 活力ある千葉を支える人づくり
 - 次世代の千葉を支える仕事づくり
- 基本目標（1）：地域経済の好循環を生み出す環境づくり
- 基本目標（2）：県内外に発信する魅力づくり
- 基本目標（3）：子育てしやすい社会づくり
- 基本目標（4）：誰もが安心して暮らせる地域づくり

(2) 本市の基本目標

- 基本目標1 産業が力強く成長するまち
将来にわたる持続可能なまちづくりの源泉である「雇用の場」の創出に向け、地理的優位性を活かして企業の立地を促進するとともに、既存産業の競争力強化や地域資源を活かした新産業の創出を促進します。
- 基本目標2 結婚・出産・子育てを応援するまち
結婚・出産・子育て、それぞれのステージで希望がかなうよう、切れ目なく総合的に支援します。また、希望をかなえるために不可欠な「雇用の場」の創出による経済的基盤の安定とあわせ、地域や企業の支援を充実することにより、「まち」全体で子育てを応援する機運を高めます。
- 基本目標3 活力と賑わいにあふれるまち
地元雇用の促進や子育て環境の充実などにより、「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めるとともに、地域資源の活用や創出、まちの魅力の発信などにより、交流人口の拡大を図り「住んでみたい」と思われるまちづくりを目指します。
- 基本目標4 誰もが安心して暮らせるまち
全ての市民が安心して暮らすことができるよう、頻発する自然災害に備えた災害備蓄品の整備拡充や、地域の防犯力向上に資する施設の設置と維持管理を行います。また、医療・福祉・教育・商業・行政等の都市機能をつなぐ、地域公共交通サービスの確保と充実を図ります。
- 横断的目標 地域力が暮らしを支えるまち
人口減少や高齢化に伴って発生するさまざまな地域課題を解決するため、地域に関わる一人ひとりが担い手として主体的にまちづくりへ参画し、活躍できるような環境づくりを推進します。また、ICTなど先端技術を積極的に活用することで、地域課題の解決や改善を図ります。

「茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」体系図



第2章 総合戦略による施策の展開

第1節 施策の実現に向けて

(1) 基本目標への数値目標設定

- 4つの基本目標ごとに、数値目標を設定します。
- なお、数値目標は、可能な限り、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として市民にもたらされた便益（アウトカム）とします。

(2) 基本的方向の設定

- 4つの基本目標ごとに、数値目標の達成に向けた基本的方向を設定します。

(3) 施策・事業へのKPI設定

- 施策・事業を確実に推進するため、重要業績評価指標（KPI）を設定します。なお、数値目標と同様に、アウトカムに関する指標を可能な限り設定します。

(4) 進捗の管理

- 施策や3か年実施計画に基づき実施した事業の効果を検証のうえ、PDCAサイクルに基づいて施策・事業を見直します。

第2節 施策の展開

基本目標1 産業が力強く成長するまち

数値目標		
指標	基準値	目標値
市内事業所数 (法人市民税申告件数)	2,215 件 (R1)	2,293 件 (R7)

(1) 成長産業の立地促進

【基本的方向】

本市がこれまで培ってきた産業特性や、成田・羽田両空港に近いという地理的優位性などを活かしつつ、本市への本社機能の移転促進、新産業の創出などにより、市民生活を支える産業基盤を確立します。

【施策と重要業績評価指標】

①地理的優位性を活かした企業立地の促進

茂原市企業立地奨励金などのインセンティブを活用しつつ、市内に「健康・医療・福祉」、「エネルギー」、「最先端技術」などの成長産業の誘致を図ります。また、新たに立地した企業には、茂原市雇用促進奨励金などを活用して市民の就業機会の拡大につなげます。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
市内への企業立地件数	0 件 (R1)	2 件 (R7)

②地域資源を活かした新産業の創出

天然ガス等の豊富な天然資源や多彩な農産物などの地域資源を活用した新製品・新商品の開発により、既存企業の競争力を高めるとともに新たな企業立地を促進します。

また、本市の産業の将来のけん引役となることが期待される起業・創業者に対して、起業・創業の各段階に応じたタイムリーかつ継続的な支援を、茂原商工会議所などの関係機関との連携強化および相談窓口のワンストップ化などにより行います。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
市の支援により起業・創業した件数	0件（R1）	20件（R3~R7の累計）

（2）市内産業の競争力強化

【基本的方向】

市内企業の経営力を高められるよう、販路拡大や生産性向上などに資する包括的な支援や、街の賑わい創出に向けた商店街支援、持続可能な農業基盤づくりを推進します。

【施策と重要業績評価指標】

①市内企業の生産性向上及び販路拡大

中小企業の経営基盤を強化するため、中小企業が取り組む販売促進活動や商品（技術）開発、雇用・人材育成、情報発信、ICTの活用など、幅広い分野において包括的に支援するとともに、企業間のビジネスマッチングなどにも、茂原商工会議所や地域金融機関などとの連携を強化し取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
販路拡大の取り組みへの支援件数	0件（R1）	20件（R3~R7の累計）

②商店街の活性化の推進

今後の高齢社会の進行に伴う生活圏域における商業機能ニーズの高まりや地域コミュニティの場としての役割を果たすためにも、空き店舗対策や各種イベントの開催などでまちの賑わいを創出するとともに、消費者ニーズに基づいた商品・サービスの開発や市民生活を支えるまちづくり活動に積極的に取り組む商店街を支援します。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
支援制度の利用による空き店舗への出店件数	2件（R1）	5件（R3~R7の累計）
商店街への入込客数	3,014人（R1）	3,000人（R7）

③将来につなげる強い農業づくり

就農を希望するUターン者や新規就農者を支援するとともに、企業の参入に向けた取り組みを強化し、農地利用の促進を図ります。

本市の農産物の販路拡大に向けて、消費者動向に合わせた付加価値の高い農産物の栽培、6次産業化や地元産品・加工品のブランド化を促進するとともに、市外への積極的なセールスや、六斎市及び農産物直売所「旬の里ねぎぼうず」などの場を活用した地産地消などにより農業所得の向上を図ります。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
認定農業者数	51件（R1）	56件（R7）
新規就農者数（累計）	13件（R1）	23件（R7）

基本目標2 結婚・出産・子育てを応援するまち

数値目標		
指標	基準値	目標値
合計特殊出生率	1.24 (H30)	1.55 (R7)
出生数	464 (R1)	577 (R7)
「今後もこの地域で子育てしていきたい」市民の割合	91.1% (R1)	91.5% (R7)

(1) 結婚・出産の希望に応える支援の充実

【基本的方向】

子どもを安心して産み育てる環境づくりに向けて、結婚から妊娠・出産・子育てまでライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援を一層充実させます。

また、昨今の未婚化・晩婚化の抑制に向けた結婚支援を行うとともに、市民の希望に応じて健やかに妊娠・出産が出来るような体制を整備します。

【施策と重要業績評価指標】

①未婚化・晩婚化への対応および健やかな妊娠と出産の実現

未婚化・晩婚化の動きに歯止めをかけられるよう、結婚を希望する男女の支援を行います。

また、若年層の妊娠・出産に関する正しい知識の提供や健康増進、産前産後サポートセンター（母子健康包括支援センター）の運営など健やかに妊娠・出産ができる体制づくりとともに、不妊治療を希望する市民には経済的な支援を実施するなど、子どもを欲しいと思う全ての市民が、希望した時期に子どもを産み育てられる環境づくりを行います。

重要業績評価指標（KPI）

指標	基準値	目標値
思春期から妊娠・出産・子育て期までの支援の取り組み数	2,290件 (R1)	2,600件 (R7)
特定不妊治療費等助成金交付件数	45件 (R1)	50件 (R7)

(2) 安心して子育てできる環境づくり

【基本的方向】

核家族の増加に伴い子育て世代の母親の負担が増加していることを踏まえ、市民の誰もが安心して子育てできるよう、家庭（自助）と地域（共助）、自治体（公助）が一体となって子育てを支える環境づくりを推進します。

【施策と重要業績評価指標】

①子育てしやすい家庭づくり

子育ての現場である家庭において健やかな子育てができるよう、夫婦間のパートナーシップの醸成や子育て情報の提供などにより、子育てしやすい家庭環境づくりを行います。

重要業績評価指標（KPI）

指標	基準値	目標値
家庭づくり関連講座の参加人数	398人（R1）	450人（R7）

②子育てを地域で支える環境づくり

子育てに関する相談相手がない母親などが、気軽に足を運んで悩みを相談できる施設の整備など、地域が一体となって子育てを支えられるような環境づくりを進めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標	基準値	目標値
子育て支援施設の整備数	3か所（R2）	5か所（R7）
子育て支援施策の利用者数	5,593人（R1）	8,303人（R7）

③子育ての公的支援の充実

子育てと仕事の両立を促進するため、保育所における早朝時間帯や夜間などの延長保育を充実するとともに、ファミリーサポートセンターの運営などにより、必要な時に子どもを預けられる環境を整備します。また、共稼ぎ夫婦などでニーズが高い病児病後児保育の充実のほか、子育て応援チケットの配布などによる子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
ファミリーサポートセンター 会員数	提供会員 26 名 依頼会員 51 名 計 80 名 両方会員 3 名 (R1)	提供会員 51 名 依頼会員 101 名 計 158 名 両方会員 6 名 (R7)
マッチング件数	157 件 (R1)	407 件 (R7)

基本目標3 活力と賑わいにあふれるまち

数値目標		
指標	基準値	目標値
有効求人倍率 (ハローワーク茂原)	1.01倍 (R1)	1.2倍 (R7)
観光入込客数(延べ人数)	1,340,016人 (R1)	1,400,000人 (R7)

(1) 生活基盤の安定による移住・定住の促進

【基本的方向】

本市の人口動態において社会増の状態を継続できるよう、地元市民の雇用拡大を目指します。また、移住定住希望者に対するきめ細やかな情報発信で移住・定住を促進します。

【施策と重要業績評価指標】

①住まいへの支援による移住の促進

市内へ居住を希望する人の移住を促進するための支援を行います。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
空き家バンクの契約件数	6件 (R1)	16件 (R7)

②地元企業への就職による定住の促進

市内企業を主な対象として地元雇用の拡大を図ります。また、今後の高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加をふまえ、介護の現場における人材の育成と定着を支援します。

あわせて、市内企業や高校・専門学校などの教育機関と連携を図りながら、若年者の地元企業への就職支援を行います。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
インターンシップへの参加支援人数	0人 (R1)	3人 (R3~R7の累計)

(2) まちの魅力を活かした賑わいづくり**【基本的方向】**

国内外から本市を訪れる観光客を増やすため、本市の観光資源のブラッシュアップやPRの強化とともに、地域間連携を図りながら、地域全体としての魅力を向上させることで、まちの賑わいづくりを促進します。

【施策と重要業績評価指標】**①地域資源を活かした交流人口の拡大**

本市の自然豊かな環境を活用するとともに、茂原七夕まつり、茂原公園、六斎市等の様々な歴史的・文化的な景観・イベントなど観光資源のブラッシュアップにより、住民の交流の場および関係人口・交流人口の拡大を促進します。

重要業績評価指標（KPI）

指標	基準値	目標値
地域連携による観光振興事業数	6回（R1）	10回（R7）
茂原公園における各種イベント参加人数	13万人（R1）	15万人（R7）

②スポーツで培う市民の活力と賑わいづくり

市民一人ひとりが健康的な生活を維持できるよう、市民が一体となって楽しめるスポーツイベントの開催やスポーツを通じた中高年齢者の健康増進に努めます。

重要業績評価指標（KPI）

指標	基準値	目標値
スポーツレクリエーションイベントへの参加人数	3,000人（R1）	5,000人（R7）
健康寿命の延伸に向けた運動教室の参加者数（開催数）	390人（R1）	増加を目指します

③まちの魅力の発信

地域の景観や文化財、各種イベントなどの魅力発掘やブラッシュアップとともに、ロケツーリズムの推進により、市内外への情報発信力を強化します。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
茂原市観光協会HPの閲覧数	144,516回（R1）	150,000回（R7）
茂原市フェイスブックのフォロワー数	1,740人（R2）	1,861人（R7）
茂原市フェイスブックの“いいね”数	1,465人（R2）	1,567人（R7）
茂原市商工観光課ツイッターフォロワー数	150（R2）	500（R7）

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまち

数値目標		
指標	基準値	目標値
自主防災組織カバー率	61.95% (R1)	72.54% (R7)
刑法犯罪認知件数	489件 (R1)	390件 (R7)

(1) 防災・防犯・交通安全対策の充実

【基本的方向】

市民の生命、身体、財産を守るため、自助・共助・公助が一体となった防災体制および防犯体制の強化、交通安全対策の充実を図ります。

【施策と重要業績評価指標】

①災害応急体制の充実

子どもや高齢者などの要配慮者に対応した避難所や災害備蓄品の整備に努めるとともに、自主防災組織の設立・活動を支援することにより、災害が発生した場合でも被害を最小限に食い止めることができる体制を整備します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
防災出前講座の参加団体数	9団体 (R1)	15団体以上 (R7)
備蓄食料の備蓄率	60.7% (R1)	94.3% (R7)

②見守りの強化による犯罪抑止力の向上

地域の中で安心して安全に暮らせる環境づくりを進めるため、市民の防犯意識の向上と地域ぐるみの防犯活動を促進するとともに、防犯施設の適切な運用と維持管理を行います。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
刑法犯罪認知件数	489件 (R1)	390件 (R7)
防犯灯設置数	8,347灯 (R1)	8,560灯 (R7)
防犯パトロールを行う自主防犯組織の数	35団体 (R1)	40団体 (R7)

(2) 地域をつなぐ交通網の形成と利便性の向上

【基本的方向】

高齢者などの日常の足となる地域公共交通のさらなる利便性向上を図るとともに、市内外を結ぶ圏央道 I C の利活用により、市民のアクセス向上と交流人口の拡大を促進します。

【施策と重要業績評価指標】

① 快適で使いやすい交通ネットワークの構築

高齢化の進行に伴う交通弱者の増加もあって、公共交通に対する需要は今後高まることが予想されます。高齢者が快適で使いやすい、地域の実情に即した交通ネットワークの最適化を目指して、市民の日常の足として不可欠な地域路線バスや市民バス、デマンド交通の利便性向上を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
市民バス・デマンド交通の利用者数	23,182 人 (R1)	25,810 人 (R7)

② 圏央道の利活用による利便性の向上

市域内にある圏央道の2つのインターチェンジ（茂原北 I C ・茂原長柄スマート I C）へのアクセス向上及び高速路線バスの拡充などにより、市民の利便性向上を図るとともに、交流人口の誘致を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
圏央道 I C の出入量	248 万台 (R1)	285 万台 (R7)
高速路線バス利用者数	31,225 人 (R1)	39,000 人 (R7)

横断的な目標 地域力が暮らしを支えるまち

数値目標		
指標	基準値	目標値
社会増減数	-16人 (R1)	+100人 (R7)
自治会加入世帯数	22,647世帯 (R1)	22,262世帯 (R7)
市民活動支援センターにおける窓口での相談支援件数	年間82件 (R1)	年間100件 (R7)
市民活動団体の認定数	延べ26団体 (R1)	延べ40団体 (R7)

(1) 多様な主体が参加する住みよいまちづくり

【基本的方向】

本市の人口を展望すると、緩やかな減少が見込まれており、市民とともに作る協働のまちづくりの重要性がますます高まっています。まちづくりを担う市民や団体のネットワークづくり、女性や高齢者など多様な人材が活躍できる環境づくり、ICTの活用による効果的な取り組みなど、市民が主体的に取り組むまちづくりを支援します。

【施策と重要業績評価指標】

①活発なまちづくりの推進

まちづくりに熱意やアイデアをもった市民や団体が主体的に実施する公益性が高い取り組みを支援するとともに、市民活動支援センターによる市民・団体間のネットワークづくりで相乗効果を高めるなど、市民の自発的なまちづくりを促進します。

重要業績評価指標 (KPI)

指標	基準値	目標値
市民活動支援センターにおける窓口での相談支援件数	年間82件 (R1)	年間100件 (R7)
市民活動団体の認定数	延べ26団体 (R1)	延べ40団体 (R7)

②多様な人材の活躍推進

女性、若者、高齢者、障害者、外国人などあらゆる立場の人が居場所と役割を持ち、地域で活躍できる環境づくりを推進します。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
審議会等における女性委員の割合	21.4%（R1）	30.0%（R7）

③ICTを活用した地域の課題解決の促進

ICTを活用することで市民の利便性向上と行政事務の効率性向上を図り、市民との協働体制のもとで地域の課題解決を促進します。

重要業績評価指標（KPI）		
指標	基準値	目標値
地図情報システムによるオープンデータ数	25件（R1）	30件（R7）
オンラインで完結できる手続の数	0種類（R1）	4種類（R7）
申請手続きがオンラインで行われた割合	0%（R1）	10%（R7）

資料編

茂原市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、茂原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の推薦する者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員は必要の都度委嘱し、当該諮問にかかる事項について調査及び審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。ただし、委員が委嘱されて最初に行われる会議にあつては市長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関においてこれを処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茂原市開発委員会条例(昭和47年茂原市条例第12号)は廃止する。

附 則(令和元年6月28日茂原市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

茂原市総合計画審議会委員名簿

令和2年10月30日現在

所属	氏名	役職等	備考
1号委員（学識経験者） 5名			
国立大学法人 千葉大学	関谷 昇	教授	
城西国際大学	児玉 庸夫	教授	
茂原市社会福祉協議会	鬼島 義昭	会長	
茂原市農業委員会	石井 利明	会長	
茂原市長生郡医師会	鈴木 秋彦	会長	
2号委員（関係機関及び団体の推薦する者） 12名			
長生農業協同組合	麻生 斎	専務理事	
茂原市都市計画審議会	高貫 博樹	委員	
茂原市民生委員児童委員協議会	田中 保藏	会長	
茂原市PTA連合会	中瀬古 正彦	会長	
茂原市社会教育委員	中田 文昭	委員長	
連合千葉外房地域協議会長生茂原地区連絡会	中村 和嗣	事務局長	
茂原市自治会長連合会	西條 博光	会長	
茂原商工会議所	飛留間 和紀	青年部会長	
茂原市小中学校長会	松村 暁雄	副会長	
大多喜ガス株式会社	緑川 昭夫	代表取締役社長	
千葉銀行茂原支店	吉田 克己	支店長	
茂原青年会議所	渡邊 公治	2020年度理事長	
3号委員（公募による市民） 3名			
	磯野 智由		
	大塚 節子		
	横堀 明子		

茂原市総合計画審議会

会長 関谷 昇 様

茂原市長 田中 豊彦

茂原市総合計画について（諮問）

茂原市総合計画審議会条例第2条の規定により、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項 基本構想について

- ・まちづくりの基本理念について
- ・本市が目指すべき将来都市像について

基本計画について

令和2年10月30日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市総合計画審議会

会 長 関 谷 昇

茂原市総合計画について（答申）

令和元年10月25日付茂企画第73号をもって諮問のありました茂原市総合計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、令和元年10月25日に茂原市総合計画についての諮問を受けて以来、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、茂原市総合計画は、令和の時代における市政運営の指針として、妥当適切なものと認めます。

なお、本審議会の審議過程における主な意見は下記のとおりですが、本審議会の意見や計画の策定過程において実施された市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメントなどで聴取した市民の意見について十分に配慮し、茂原市総合計画の実現に努められるよう要望します。

記

■基本構想に関する事項

基本方向

- ・頻発する自然災害への対応は喫緊の課題であり、市民の生命を守り、安心して暮らせるまちづくりに努められたい。
- ・持続可能なまちづくりには、それを支える人材の育成が不可欠である。これからの時代を担う子どもたちのため、育てやすい環境づくりと、社会の形成に資する能力の育成に努められたい。
- ・人は地域コミュニティをはじめとする、さまざまな分野の共同体（コミュニティ）に所属している。コミュニティは市民生活や経済活動において基礎となるものであり、これを立体的に捉え、その密度を高めることによってまちづくりの力を引き出すことに努められたい。
- ・人口減少の進行に伴い、まちづくりに使える人や金などの資源は今後減少していくことが見込まれている。これまでまちづくりに参加してこなかった市民や企業などの意識を変え、知恵を出し合える体制づくりを検討されたい。
- ・歴史や文化、自然など、茂原が持っている良さを積極的に発信するとともに、それらを活用し地域活性化に努められたい。

将来都市像

- ・今後、持続可能なまちづくりを進めていくためには、市内、市外の地域資源を活かし、地域、分野、世代を越えた様々な主体がつながることで生まれる力が必要である。市全体がまちづくりの力を生み出す場「交流拠点」となるビジョンを市民が共有できるように努められたい。

基本政策

- ・政策分野の名称のみを示すのではなく、各分野における目指す方向を明らかにし、市民にわかりやすく示すように要望する。

■基本計画に関する事項

全体

- ・まちづくりの重点課題の整理に用いた市民生活に沿った視点は、基本計画にも取り入れて、行政においては分野横断的な取り組みを、市民の側からは自助・共助の動きを、それぞれ誘うような工夫を検討されたい。

- ・まちづくりを我が事として捉えることができるように、各分野の施策が市民生活にどのように関わっていくのかを、分かりやすく示すように努められたい。
- ・計画の進捗評価に用いる成果指標の設定にあたっては、定量的で、誰もが理解できるものとなるように努められたい。

教育文化

○生涯学習

- ・図書館については、学校図書館との連携強化に努められたい。また、利用者によるコミュニティが生まれる開かれたものとなるよう、施設整備についても検討されたい。

○学校教育

- ・子どものうちからまちづくりに関わる機会を与え、地域社会の一員として必要な能力の育成に努められたい。
- ・子どもの教育については、学校の教職員だけに頼るのではなく、地域の人材を活用し、地域全体で支える体制の構築に努められたい。

○スポーツ・レクリエーション

- ・「市民ひとり1スポーツ」の理念普及に努め、老若男女を問わずスポーツを楽しむ機会を創出するため、組織横断的な取り組みに努められたい。

○文化芸術

- ・文化活動の拠点となる施設の整備を要望する。

健康福祉

○子育て支援

- ・少子化、晩婚化、核家族化といった社会要因や、経済要因で複雑化した、子育て世帯が抱える課題を十分に把握し、必要な支援が行き届くように努められたい。
- ・子育て支援と高齢者福祉など、異なる施策分野で連動し、相乗効果が得られるような取り組みを検討されたい。

○保健医療

- ・心身ともに健康で豊かな生活実現のため、受診しやすい検診制度の整備に努められたい。

産業振興

○農林業

- ・農業の担い手育成や農産物のブランド化などの施策については、関連団体と緊密な連携を図りながら、戦略的に取り組むことに努められたい。
- ・市内の農業を持続していくため、新規就農者や兼業農家への支援など、農業経営者の裾野を広げる取り組みを検討されたい。

資料編

○商工業・中小企業

- ・ 中心市街地の活性化については、商業核が移動している現状を踏まえて、見直しを検討する際は抜本的に取り組まれるよう要望する。

○シティプロモーション

- ・ 歴史や文化をはじめとする地域資源を活用し、受け取り手の共感を呼ぶストーリーの作成と、時宜を得た情報発信に努められたい。

安全安心

○消防・防災

- ・ 災害発生時に自らの身を守る自助には、事前の備えと正確な情報が必要であるため、災害関連情報の周知に努められたい。
- ・ 消防団や自主防災組織など、市民にとって最も身近な共助の取り組みについては一層の支援に努められたい。
- ・ 災害発生をなくすことは困難であるため、被害を最小限に抑えて速やかに復興する方策について検討されたい。

○道路

- ・ 負担に見合った行政サービスの提供を受けていると市民が実感できるように、身近な生活道路の整備とその進捗状況の周知に努められたい。

○消費生活

- ・ 生活様式の変化、情報化の進展、感染症の蔓延など、消費者を取り巻く環境の大きな変化に対応できるように、相談体制と情報提供体制の拡充に努められたい。

都市環境

○土地利用

- ・ 茂原市が持つ魅力を活かしつつ、目指していく都市環境の基本的な考え方を設定すべきである。実現に向けては、周辺地域とのつながりを考慮した広域的な視点で、かつ、長期的な見通しを持って進められたい。

○市街地整備

- ・ 商業核の移転に伴い、中心市街地のあり方も変化していることから、整備方針について改めて検討されたい。

○総合交通体系

- ・ 人口減少により地域公共交通の維持が困難になる一方で、高齢化の進展によりその重要性は増していることから、地域公共交通網の最適化に努められたい。

○公園・緑地

- ・公園や緑地の持つ多面的な機能を考慮し、景観計画など関連する計画とも整合を図りながら、整備、保全に努められたい。

○環境保全

- ・ごみ処理経費の削減と環境負荷の低減を目指し、ごみの減量化やリサイクルに関する取り組みの推進に努められたい。

協働推進

○協働のまちづくり

- ・幅広い世代の市民に必要な情報を届けられるよう、ICT の活用を含めた情報伝達体制の構築に努められたい。
- ・自治会活動をはじめとしたコミュニティ活動を活性化するためには、これまで中心的役割を担ってこなかった、女性や若者などの意見を取り入れ、積極的な参加を促す必要がある。
- ・世代、分野、地域などが異なる人たちが交流し、まちづくりに関するイノベーションを生み出すことができるような場の構築について検討されたい。

○人権・男女共同参画

- ・性別、年齢、国籍などが異なる、多様な市民が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分発揮できる環境を整えることが必要である。

○適切な行財政運営

- ・職員の能力向上を図る際には、業務遂行能力だけでなく、柔軟な発想や幅広い視野を養うことで、組織全体の活性化に資するように努められたい。
- ・共感を呼ぶことができる、まちづくりの取り組みを考案して PR するとともに、ふるさと納税制度などを活用し、税以外の財源確保に努められたい。

○行政改革と情報化

- ・限られたまちづくりの資源を有効に活用するため、民間と行政が力を合わせて公共サービスを提供する体制の推進に努められたい。
- ・都市機能の共有、分担などについて研究し、近隣市町村との連携強化を検討されたい。また、広域的な視点で茂原市の役割を再認識する必要がある。

総合戦略

○全般

- ・全国の市町村が同じ目標に向かって取り組むことから、茂原市ならではの施策を検討されたい。
- ・基本目標に沿った施策群を結び付ける、有機的な戦略を立てることが重要である。

○基本目標 1 産業が力強く成長するまち

- ・企業立地の促進と市内企業の産業競争力強化を図るため、企業が必要とする情報の収集・整理・公開

資料編

に努められたい。

○基本目標 2 結婚・出産・子育てを応援するまち

- ・子育て支援や教育に力を入れ、若い世代が長く住みたいと思えるまちづくりに努められたい。

○基本目標 3 活力と賑わいにあふれるまち

- ・まちの魅力発信にあたっては、市外だけではなく、市民向けの PR にも努められたい。

○基本目標 4 誰もが安心して暮らせるまち

- ・車の所有の有無に関わらず快適に生活できる、交通環境の整備に努められたい。

○横断的な目標 地域力が暮らしを支えるまち

- ・女性や高齢者、子どもたちなど、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できるような社会づくりが重要である。

(設置)

第1条 茂原市総合計画の案（以下「計画案」という。）を策定するため、茂原市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても議長が会議の運営上必要であると認めるときは、策定会議に出席させ、意見を求めることができる。

- 2 策定会議に議長を置き、議長は副市長とする。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 策定会議は、必要に応じて議長が招集する。

(幹事会)

第3条 計画案の作成を円滑に推進するため策定会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても幹事会議長が会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 幹事会に議長を置き、企画財政部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会議長に事故あるときは、幹事会議長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事会議長が招集する。

(部会)

第4条 計画案の特定部門を調査研究するため、幹事会に別表第3に掲げる部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事会の構成員及び幹事会議長があらかじめ指定した職にある者をもって充てる。ただし、構成員以外の者であっても部会長が会議の運営上必要であると認めるときは、部会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 各部会に部会長を置き、各部会長は、幹事会議長があらかじめ指名した者とする。
- 4 部会は必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第5条 策定会議の事務局は、企画財政部企画政策課とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、策定会議議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

(略)

別表第1 (策定会議)

副市長	市民部長
教育長	福祉部長
理事	経済環境部長
総務部長	都市建設部長
企画財政部長	教育部長
	議会事務局長

資料編

別表第2（幹事会）

企画財政部	企画財政部長 企画財政部次長
総務部	総務部次長
市民部	市民部次長
福祉部	福祉部次長
経済環境部	経済環境部次長
都市建設部	都市建設部次長
議会事務局	議会事務局主幹又は議会事務局長補佐
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長
教育委員会教育部	教育部次長

別表第3（部会）

部会名	部会員	部会名	部会員
教育文化計画部会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 中央公民館長 美術館・郷土資料館長 体育課長 東部台文化会館長 監査委員事務局長	都市基盤計画部会	土木建設課長 都市計画課長 建築課長 都市整備課長 本納支所長 議会事務局主幹
健康福祉計画部会	社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援課長 市民課長 国保年金課長 健康管理課長	産業振興計画部会	農政課長 商工観光課長 資産税課長 収税課長 会計課長 農業委員会事務局長
生活環境計画部会	生活課長 環境保全課長 農政課長 土木建設課長 土木管理課長 下水道課長 防災対策課長	市民自治計画部会	企画政策課長 財政課長 市民税課長 総務課長 秘書広報課長 職員課長 管財課長 選挙管理委員会事務局長

茂原市総合計画策定方針

1 目的

この方針は、平成 13 年に策定された茂原市総合計画（平成 13 年度～令和 2 年度）が終了することから、今後のまちづくりを展望し、新しい時代の要求に対応した計画の策定に関し基本的な事項を定め、事務の円滑化を図ることを目的とする。

2 総合計画の構成及び目標年次

茂原市まちづくり条例第 25 条の規定により、総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の目指す将来像を明らかにし、これを実現するために必要な施策の大綱を定める計画をいい、令和 12 年度（2030）を目標年次とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた施策の大綱を受け、主要課題の解決を図るための基本的な施策を体系的に示す計画とする。計画期間は、令和 3 年度（2021）を初年度として令和 7 年度（2025）を目標年次とする 5 か年計画とする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業の実施に関して定める計画とする。計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年計画とする。

3 茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

総合計画及び総合戦略の目的や政策の範囲は必ずしも同じではないが、人口減少の克服や地方創生は重要課題であることから、総合計画の中に総合戦略を組み込んで策定するものとする。

4 策定方法

(1) 総合計画の策定にあたっては、「茂原市総合計画策定会議」を設置し広く職員を参画させ、全庁をあげてこれにあたるものとする。

(2) 広範な市民の意見を反映させるため、次の方法により計画策定過程における住民参加を促進するものとする。

- ・茂原市総合計画審議会の設置
- ・市民アンケート調査
- ・市民ワークショップの実施
- ・パブリックコメントの実施
- ・その他住民参加の促進に必要とする業務

5 策定期間

総合計画は、令和 2 年度中に策定するものとする。

6 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

総合計画策定経過

1. 総合計画審議会

- 令和 元年 10 月 25 日 ○第 1 回総合計画審議会（大雨災害が発生し、市内避難指示発令に伴い中止）
- ・ 諮問
- 令和 元年 12 月 20 日 ○第 1 回・第 2 回総合計画審議会
- ・ 総合計画の策定方針、策定体制、スケジュール、基礎調査結果の報告
 - ・ 重点課題、将来都市像、人口推計の検討
- 令和 2 年 2 月 7 日 ○第 3 回総合計画審議会
- ・ 基本構想案の変更点、審議会・アンケート等の主な意見、現総合計画の評価の報告
 - ・ 将来都市像、今後力を入れるべき施策について検討
- 令和 2 年 3 月 24 日 ○第 4 回総合計画審議会
- ・ 総合計画案の変更点の報告
 - ・ 将来都市像、基本政策の検討
- 令和 2 年 4 月 28 日 ○第 5 回総合計画審議会（新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言に伴い延期）
- 令和 2 年 5 月 26 日 ○第 5 回総合計画審議会（新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言期間延長に伴い再延期）
- 令和 2 年 6 月 23 日 ○第 5 回総合計画審議会
- ・ 総合計画案の変更点の報告
 - ・ 将来都市像案の検討
 - ・ 基本計画案の検討（教育文化、健康福祉）
- 令和 2 年 7 月 22 日 ○第 6 回総合計画審議会
- ・ 基本計画案の検討（安全安心、都市環境）
- 令和 2 年 8 月 25 日 ○第 7 回総合計画審議会
- ・ 基本計画案の検討（産業振興、協働推進）
- 令和 2 年 9 月 29 日 ○第 8 回総合計画審議会
- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価報告
 - ・ 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略案の検討
- 令和 2 年 10 月 30 日 ○第 9 回総合計画審議会
- ・ 次期まち・ひと・しごと創生総合戦略案の検討
 - ・ 答申

2. 総合計画策定会議

- 令和 元年 5月23日 ○第1回総合計画策定会議 幹事会
・次期総合計画の構成、期間、総合戦略の組み込み方法
- 令和 元年 5月27日 ○第1回総合計画策定会議
・次期総合計画の構成、期間、総合戦略の組み込み方法
- 令和 元年 10月23日 ○第2回総合計画策定会議・幹事会（合同会議）
・総合計画審議会、策定方針、策定体制および策定スケジュールについて
・基礎調査結果、市民アンケート結果の報告
- 令和 元年 12月11日 ○第3回総合計画策定会議 幹事会
・策定の視点、重点課題、基本方向、将来都市像、人口推計の検討
- 令和 元年 12月13日 ○第3回総合計画策定会議
・策定の視点、重点課題、基本方向、将来都市像、人口推計の検討
- 令和 2年 1月24日 ○第4回総合計画策定会議 幹事会
・序論、基本構想案の変更点、人口推計、審議会・アンケート等の主な意見、現総合計画の評価の報告
・将来都市像の検討
- 令和 2年 1月27日 ○第4回総合計画策定会議
・序論、基本構想案の変更点、人口推計、審議会・アンケート等の主な意見、現総合計画の評価の報告
・将来都市像の検討
- 令和 2年 3月12日 ○第5回総合計画策定会議 幹事会
・総合計画案の変更点の報告
・将来都市像、基本政策の検討
- 令和 2年 3月16日 ○第5回総合計画策定会議
・総合計画案の変更点の報告
・将来都市像、基本政策の検討
- 令和 2年 5月18日 ○総合計画策定会議 部会ワーキンググループ会議（～5/27）
・6部会に分かれ、基本計画案の検討
- 令和 2年 7月10日 ○第6回総合計画策定会議 幹事会
・基本構想、基本計画案の検討
・今後のスケジュールについて説明
- 令和 2年 7月14日 ○第6回総合計画策定会議
・基本構想、基本計画案の検討
・今後のスケジュールについて説明

資料編

3. 茂原市議会

- 令和 元年 8月28日 ○議員全員協議会
・総合計画策定方針、市民アンケート結果の説明
- 令和 元年 12月18日 ○令和元年度茂原市議会議員研修会
・演題「これからの総合計画」 講師：総合計画審議会 関谷会長
- 令和 2年 1月24日 ○総合計画特別委員会
・総合計画策定方針、検討経過、審議会・アンケートの主な意見、人口推計、現総合計画の評価の報告
- 令和 2年 6月26日 ○総合計画特別委員会
・次期総合計画の検討状況、人口推計の報告
- 令和 2年 9月2日 ○総合計画特別委員会
・検討経過と今後のスケジュールについて報告
・総合計画案の概要説明（基本構想、人口推計、基本計画）

4. 市民意見聴取・その他

- 平成 31年 4月 ○策定作業開始
- 令和 元年 5月8日 ○総合計画策定会議設置要綱の改正
- 令和 元年 6月4日 ○総合計画策定方針の決定
- 令和 元年 6月28日 ○総合計画審議会条例の改正
- 令和 元年 7月12日 ○総合計画策定に係る市民アンケート調査の実施（～7/26）
20歳以上 無作為 3,000人抽出（回収 801 回収率 26.7%）
- 令和 元年 7月15日 ○総合計画審議会委員の公募（～8/2）
・募集人員 3名 応募者 11名
- 令和 元年 9月10日 ○総合計画策定に係る高校生アンケート調査の実施（～9/30）
市内4校の第2学年に在籍する生徒 854人（回収率 100%）
- 令和 元年 10月31日 ○第1回総合計画策定市民ワークショップ
・「理想の茂原市」を考える
- 令和 元年 11月25日 ○第2回総合計画策定市民ワークショップ
・「理想の茂原市」を実現するための取り組みを考える
- 令和 元年 12月23日 ○第3回総合計画策定市民ワークショップ
・「行政ができること、市民ができること」を考える
- 令和 2年 3月10日 ○各種団体・企業アンケート調査の実施（～3/31）
・市内 12団体、3社

市民アンケート調査の概要

1. 目的

総合計画の策定にあたり、茂原市が目指すべき方向性について市民の意向をうかがい、これを計画に反映させる。

2. 調査方法

- (1) 調査期間 令和元年 7 月
- (2) 調査対象 市内在住の 20 歳以上の男女
- (3) 対象者数 3,000 人
- (4) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送による配布・回収

3. 回収結果

- (1) 配布数 3,000 票
- (2) 回収数 801 票
- (3) 回収率 26.7%
- (4) 有効回答数 801 票

高校生アンケート調査の概要

1. 目的

総合計画の策定にあたり、茂原市が目指すべき方向性について、次世代を担う高校生の意向をうかがい、これを計画に反映させる。

2. 調査方法

- (1) 調査期間 令和元年 9 月
- (2) 調査対象 市内の高等学校に通う高校生
- (3) 対象者数 854 人
- (4) 調査方法 学校を通じ直接配布・回収

3. 回収結果

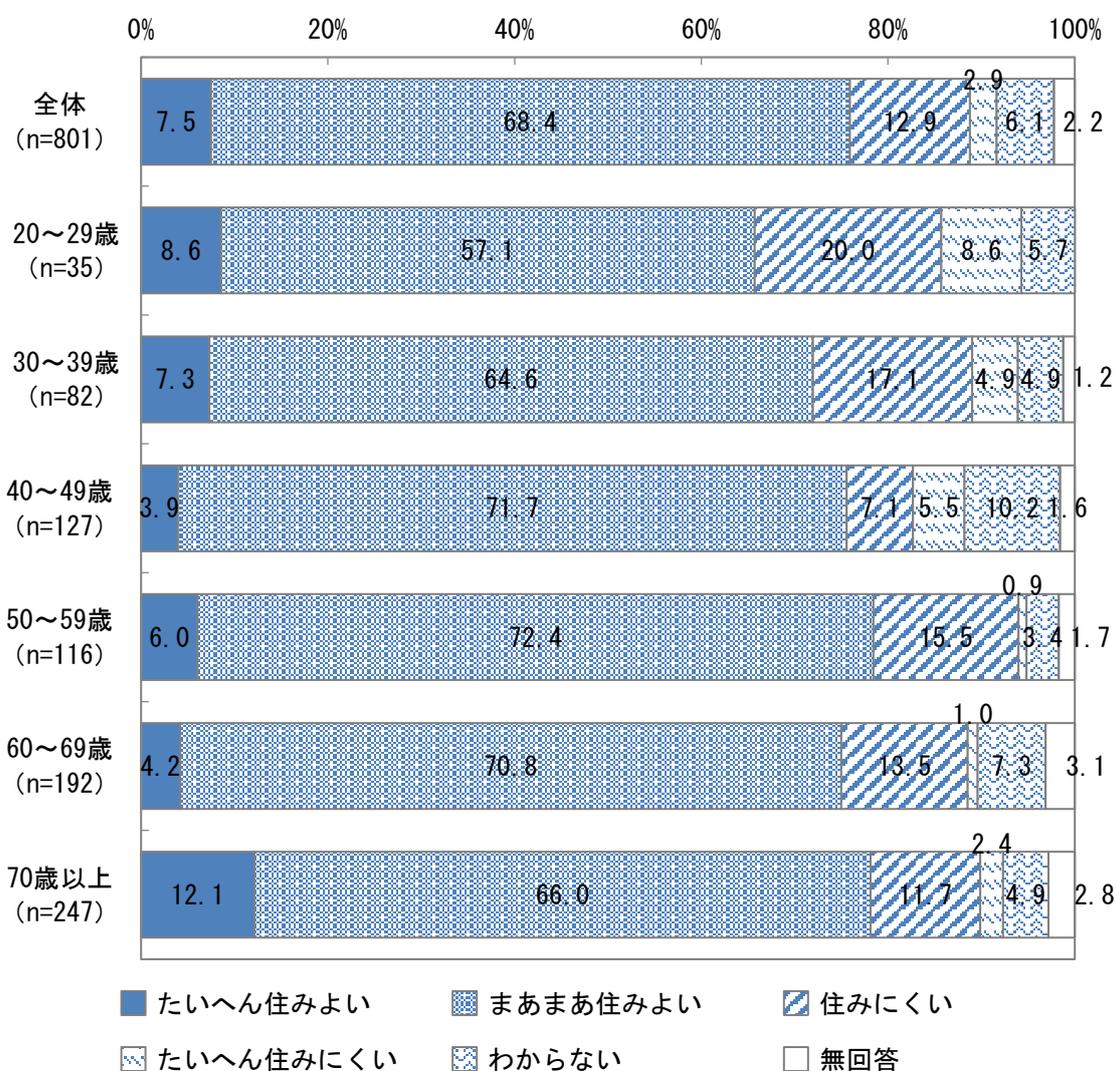
- (1) 配布数 854 票
- (2) 回収数 854 票
- (3) 回収率 100%
- (4) 有効回答数 853 票

市民アンケート調査・高校生アンケート調査の結果概要

(1) 住み心地・定住意向

① 茂原市の住みごころ

〈市民アンケート〉

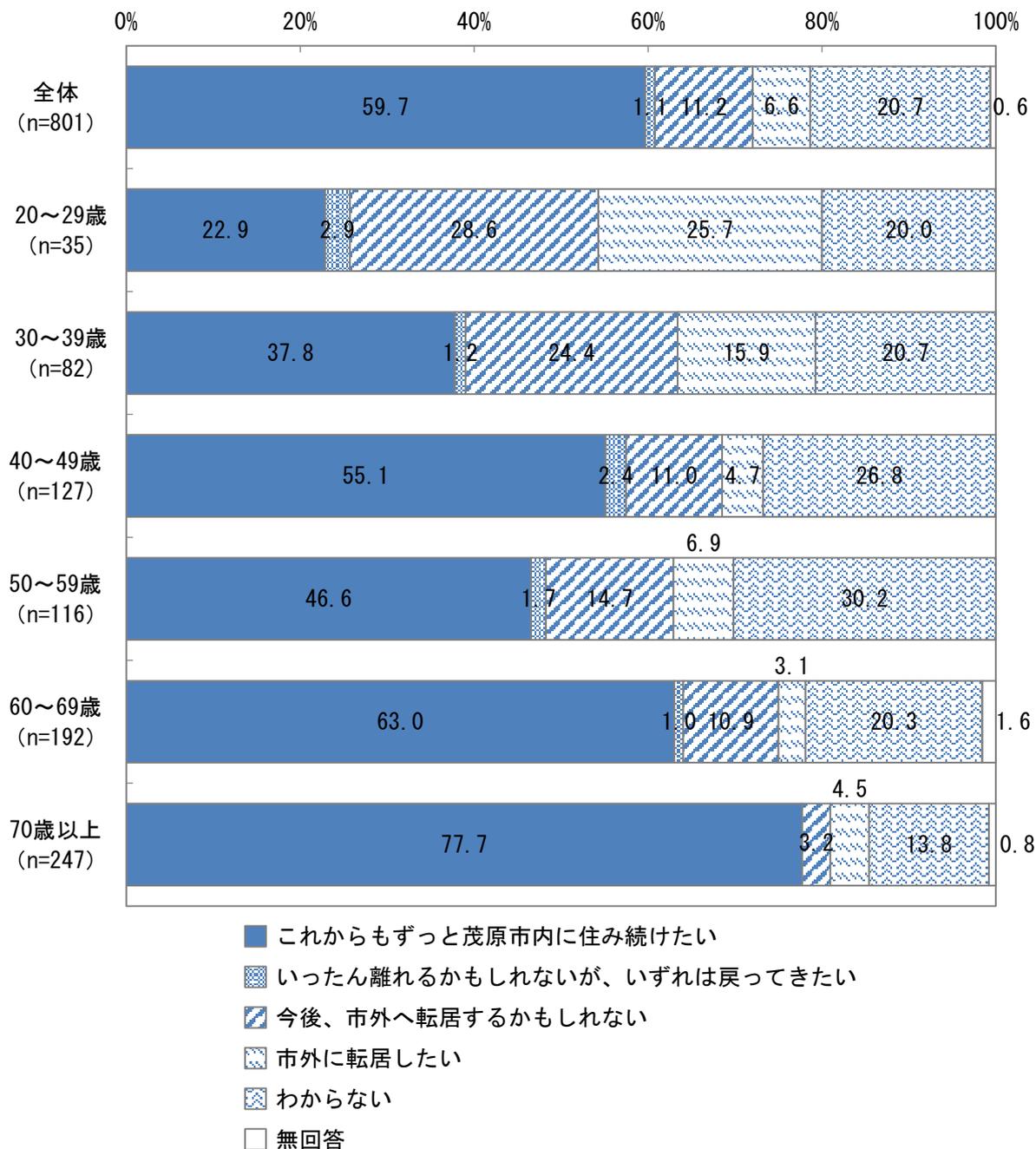


茂原市の住みごころについて、全体では、「まあまあ住みよい」との回答が最多で、68.4%を占めています。次いで、「たいへん住みよい」が7.5%となっており、両選択肢を合わせた肯定的な回答は計75.9%に上っています。他方、「住みにくい」(12.9%)と「たいへん住みにくい」(2.9%)を合わせた否定的な回答は計15.8%でした。

年齢別に見ると、肯定的な回答は、50代(計78.4%)、70歳以上(計78.1%)、40代(計75.6%)の順に多くなっています。

②定住意向

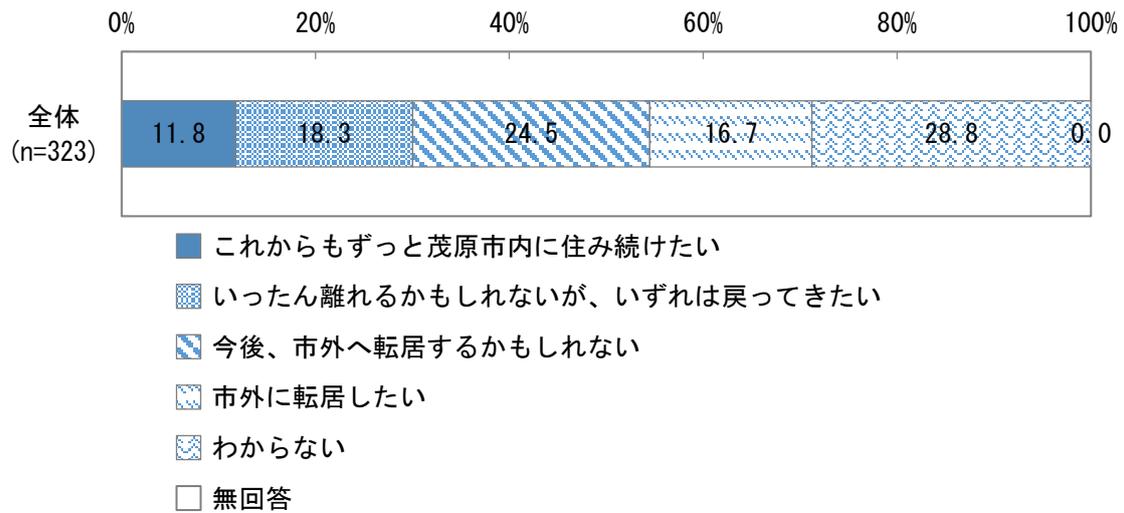
〈市民アンケート〉



茂原市に今後も住み続けたいかについて、全体では、「これからもずっと茂原市内に住み続けたい」との回答が最多で、59.7%に上っています。他方、「今後、市外へ転居するかもしれない」（11.2%）と「市外に転居したい」（6.6%）を合わせた、移住を考えている人は計17.8%で約2割となっています。

年齢別に見ると、「これからもずっと茂原市内に住み続けたい」としたのは、70歳以上が77.7%で最多でした。「いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい」と合わせた、定住に前向きな回答は、70歳以上（80.9%）、60代（64.0%）、40代（57.5%）、50代（48.3%）、30代（39.0%）、20代（25.8%）の順に多くなっています。

〈高校生アンケート〉

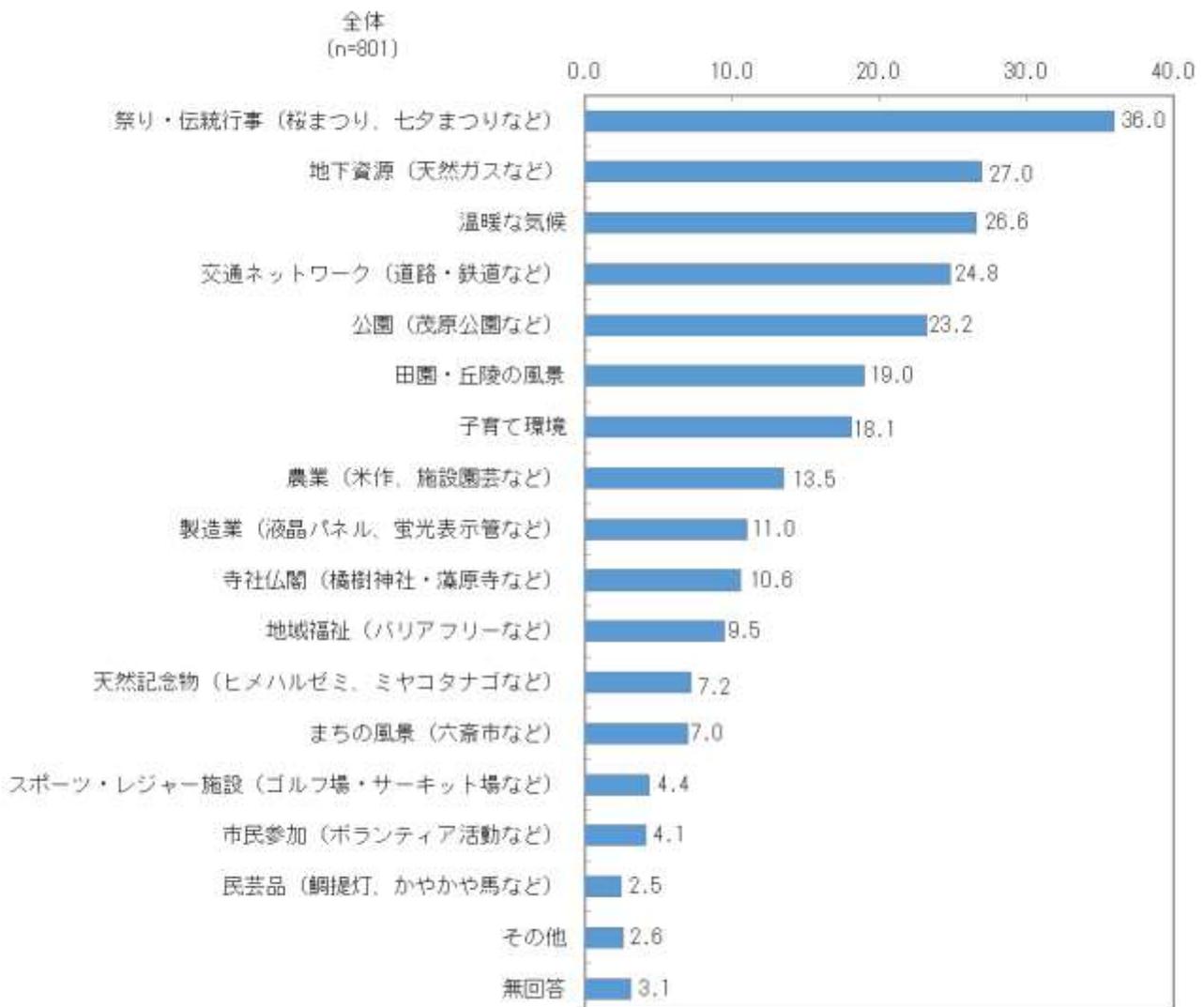


茂原市に今後も住み続けたいかについて、市内に在住する高校生に尋ねたところ、「これからもずっと茂原市に住み続けたい」(11.8%)と「いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい」(18.3%)を合計した、定住に前向きな回答は計30.1%で、「市民アンケート」の全体の回答における計60.8%と大きな開きがあります。

(2) 未来の茂原市

①大切にしたい地域の財産

〈市民アンケート〉



大切にしたい地域の財産については、「祭り・伝統行事」が 36.0%で最多となっています。また、「地下資源」(27.0%)、「温暖な気候」(26.6%)「交通ネットワーク」(24.8%)「公園」(23.2%) もそれぞれ 20% を超えているほか、「田園・丘陵の風景」(19.0%) や「子育て環境」(18.1%) も 20% 近くとなっています。地域に根付いた伝統文化のほか、市の産業を支える地下資源、豊かな自然と共にある暮らしやすい生活環境などが地域資源と捉えられています。

②10年後の茂原市

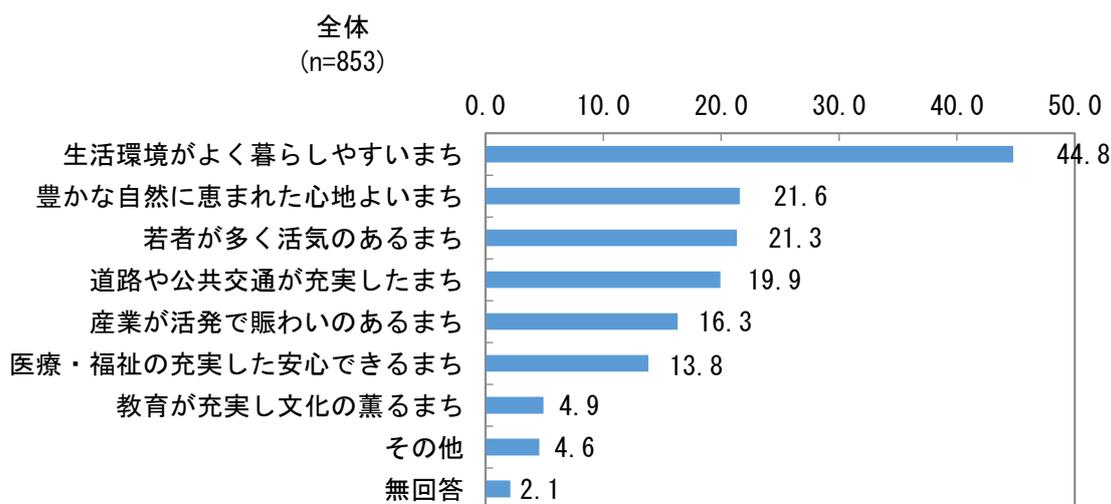
〈市民アンケート〉

	産業が活発で賑わいのあるまち	豊かな自然に恵まれた心地よいまち	生活環境がよく暮らしやすいまち	医療・福祉の充実した安心できるまち	教育が充実し文化の薫るまち	道路や公共交通が充実したまち	若者が多く活気のあるまち	その他	無回答
全体 (n=801)	25.7	14.1	44.7	56.9	7.4	16.4	16.9	1.1	3.6
20～29歳 (n=35)	8.6	8.6	45.7	34.3	22.9	28.6	22.9	-	8.6
30～39歳 (n=82)	23.2	13.4	53.7	39.0	13.4	17.1	15.9	4.9	3.7
40～49歳 (n=127)	22.8	15.0	52.0	57.5	5.5	16.5	14.2	0.8	3.1
50～59歳 (n=116)	26.7	14.7	44.8	53.4	9.5	17.2	13.8	1.7	3.4
60～69歳 (n=192)	27.6	18.8	42.7	63.0	4.2	14.1	18.8	-	2.6
70歳以上 (n=247)	28.7	10.9	39.3	62.8	5.7	15.8	17.4	0.8	4.0

10年後、茂原市がどのようなまちであってほしいかについて、全体では、「医療・福祉の充実した安心できるまち」(56.9%)と「生活環境がよく暮らしやすいまち」(44.7%)が突出しています。住みよい環境における健康で安全安心な暮らしが求められています。

年齢別に見ると、20代と30代では「生活環境がよく暮らしやすいまち」がそれぞれ45.7%、53.7%で最多となっています。一方、40代以上では「医療・福祉の充実した安心できるまち」が最多となり、若年層との違いが見られます。

〈高校生アンケート〉



10年後、茂原市がどのようなまちであってほしいかについて、高校生に尋ねたところ、「生活環境がよく暮らしやすいまち」(44.8%)が突出して多く、次いで「豊かな自然に恵まれた心地よいまち」(21.6%)、「若者が多く活気のあるまち」(21.3%)となっています。「市民アンケート」の全体の回答では「医療・福祉の充実した安心できるまち」(56.9%)が最多となり、違いが見られます。

市民ワークショップ

1. 目的

総合計画を策定するに当たり、市民の皆様からご意見をいただくため、市民ワークショップを開催しました。参加者は、公募市民の方や、市職員によって構成され、4グループに分かれて、茂原市の今後の方向性について、テーマ別に話し合っていました。

2. 開催日時

ワークショップは、次のとおり計3回開催しました。

STEP	開催日時	ワークショップの内容
イントロ ダクション STEP 1	第1回 令和元年 10月31日(木) 19時～20時半	○ワークショップの概要説明等 ■グループ討議 「理想の茂原市」
STEP 2	第2回 11月25日(月) 19時～20時半	■グループ討議 「理想の茂原市の実現のためにできること」
STEP 3 発表	第3回 12月23日(月) 19時～20時半	■グループ討議 「市民にできること、行政にできること」 ○総合発表 「グループ代表者による発表」

3. 討議テーマ

4つのグループに分かれ、それぞれ以下のテーマについて議論しました。

グループ	メインテーマ	サブテーマ
Aグループ	【教育文化】(学校教育、スポーツ・レクリエーション、市民文化など)	【都市基盤】(秩序ある市街地整備、総合交通体系など)
Bグループ	【健康福祉】(地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、保健医療など)	【市民自治】(市民参加、情報化、コミュニティ、男女共同参画など)
Cグループ	【生活環境】(生活道路、河川、緑化、環境衛生、防災、防犯など)	
Dグループ	【産業振興】(農林業、工業、商業、観光など)	



SDGs について



1. SDGs とは

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略です。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択され、令和 12（2030）年を期限に国際社会全体が取り組む開発目標です。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

1	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 総合計画とSDGsの関連性

基本計画のテーマごとに、関連性の深いSDGsのゴールの視点・考え方を取り入れることで、まちづくりを通してSDGsの達成に貢献します。各テーマとSDGsのゴールの関連は次のページの通りです。

基本政策	テーマ	1 お住み まちで	2 健康な まちに	3 学びや 仕事に つながるまち	4 暮らしや 仕事に あふれるまち	5 子どもや 若者に あふれるまち
人が育ち文化と歴史が とけあうまち 《教育文化》	生涯学習				●	
	学校教育			●	●	
	スポーツ・レクリエーション			●		
	文化芸術				●	
	青少年健全育成と家庭教育				●	
	国際化					
誰もが自分らしく健康 に暮らせるまち 《健康福祉》	地域福祉	●	●	●		
	子育て支援	●		●	●	●
	高齢者福祉			●		
	障害者福祉			●		
	保健医療			●		
	社会保障	●		●		
未来への活力とにぎわ いがあるまち 《産業振興》	農林業		●			
	商工業・中小企業				●	
	シティプロモーション					
	雇用					
しなやかで安心して住 めるまち 《安全安心》	防災・消防					
	道路					
	河川等					
	防犯					
	交通安全			●		
	消費生活					
利便性と落ち着きが共 存するまち 《都市環境》	土地利用					
	市街地整備					
	総合交通体系					
	上水道					
	下水道等					
	公園・緑地					
	住宅環境					
	環境保全					
市民が主役の持続可能 なまち 《協働推進》	協働のまちづくり					
	人権・男女共同参画					●
	適切な行財政運営					
	行政改革と情報化					

用語解説

ア行

RPA

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、これまで人間が行ってきた定型的な作業を、AIなどで自動的に処理すること。

IoT

Internet of Things（物のインターネット）の略で、様々な物がインターネットに接続され、相互に情報交換や制御を行う仕組みのこと。読み方は「アイオーティー」。

EM 容器

E M菌（有用微生物群）を利用して生ごみを発酵・分解して堆肥化する容器。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

インバウンド観光

外国人が訪れる観光のこと。

AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人工的に作られた人間のような知能や、それを作る技術のこと。

ALT

Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、小中高校などの英語の授業で、日本人教師を補助する助手のこと。

LGBT

L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝性別越境者）の略で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つ。

オープンイノベーション

企業や大学・研究機関、起業家など、外部との交流を通じて新たな技術やアイデアを結合し、革新的な新製品やサービスを開発する手法のこと。

オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて、無償で容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。

カ行

合併処理浄化槽

トイレの汚水と生活雑排水の両方を処理する浄化槽。

家庭児童相談員

心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該の児童の保護者の相談に応じ、必要な指導を行う専門員。

急性期医療

患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまでの期間に受ける医療。

クラウドファンディング

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語であり、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する方法。

ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において多様な主体が連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた体制づくりや個々のケアマネージャーに対して行う支援。

健康寿命

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間（日常生活に制限のない期間）。

県都一時間構想

千葉県が掲げた、将来的に県内の主要都市から県都千葉市までの到達時間を1時間に近づけるという目標に向けた道路網の整備構想。

後期高齢者

75歳以上の高齢者。

合計特殊出生率

1年間における出産可能年齢（15～49歳）の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

コンパクトシティ

高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のこと。

サ行

三次救急医療

第一次救急医療、第二次救急医療では対応できない重篤な患者に対する救急医療のこと。

産前産後サポートセンター（子育て世代包括支援センター）

母子の総合相談窓口として、保健師や助産師等の専門職が相談に応じ、関係機関と連携して必要なサービスへとつなぐなど、ワンストップで対応する拠点。

シェアリングエコノミー

インターネット上で場所・モノ・人・お金・スキルなどを個人間で貸借や売買、交換する経済の仕組み。

ジェネリック医薬品

新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、品質、効き目、安全性が同等な医薬品。新薬より低価格で、厚生労働大臣の承認を受けて販売される。

資源循環型社会

廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化する社会。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年を目標年次として国際社会が取り組む開発目標のこと。読み方は「エスディー・ジーズ」。詳細は P212 を参照。

実質公債費比率

地方債の償還や一時借入金利子等の合計額の標準財政規模に対する比率。

シティプロモーション

地域住民の愛着度形成や、地域の魅力の発掘・創出・発信に関する取り組みのこと。

社会的障壁

障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

将来負担比率

年度末時点での市債の借入金残高や将来負担する可能性のある負債の程度を指標化したもの。

ステップファミリー

再婚や事実婚により、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態のこと。

スマート農業

ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質化の実現を推進する新たな農業のこと。

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加でき（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営される。

Society5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

タ行

体育協会

加盟競技団体を統括し、市民体育祭やスポーツ教室などの運営を行うことで、市民の健康増進と競技力向上を図る組織。令和4年に「スポーツ協会」と名称を変更する予定。

団塊ジュニア世代

昭和46（1971）年から昭和49（1974）年ごろの第2次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

団塊の世代

昭和22（1947）年から昭和24（1949）年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽で、キッチン、お風呂、洗濯などから出る「生活雑排水」は処理できない。

地域包括ケアシステム

高齢者に対して、介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、関係者が連携・協力して、一体的に提供する仕組み。

地域包括支援センター

地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定、保健・医療の向上及び福祉の増進のため、包括

資料編

的な支援や総合相談支援事業等を行うことで、住み慣れた地域での安心した自分らしい生活を支援する拠点。

中層住宅

3階から5階建ての集合住宅のこと。

昼夜間人口比

常住地による人口（夜間人口）を100とした時の昼間人口の比率。昼間人口は夜間人口から、他の市町村への通勤・通学者を除き、他の市町村からの通勤・通学者を加えたもの。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じられた優良な住宅のこと。

長生グリーンライン

茂原・一宮・大原道路の愛称で、圏央道の茂原長南ICから大原までの30キロメートルが計画されており、当面は国道409号～茂原市道1級10号（広域農道）までの7.2キロメートルが整備区間として計画されている。

低炭素建築物

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、所管行政庁（都道府県、市又は区）が認定を行うもの。

DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、夫婦間や恋人などの親しい間柄での身体的暴力、性的暴力、言葉による精神的暴力のこと。

東京オリンピック・パラリンピックのレガシー

東京オリンピック・パラリンピック開催により、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと。

道路ストック

道路、橋梁、トンネル等を含む道路構造物の総称。

特定健康診査

生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に行う、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。

ナ行

内需型企業

国内市場を中心とする産業に関する企業で、国内の景気に大きく左右される一方、海外市場の影響を

受けにくい特徴がある。

内発型企业

地域内で起業し、地域内の市場に重点を置く企業で、多岐にわたる地域内産業連関を生み出す特徴がある。

二次救急医療

第一次救急医療では対応できない入院治療や緊急手術を必要とする患者に対応する救急医療のこと。

日常生活圏域

おおむね30分以内に必要な医療・介護サービスが提供される圏域で、およそ中学校区に相当する。

ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行。

ハ行

ハラスメント

嫌がらせ。

PDCA マネジメントサイクル

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の4段階を順に実施し、それを繰り返すことで施策や事業を継続的に改善するための手法のこと。

PPP・PFI

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、公民が連携して公共サービスの提供を行う方法。PFIは、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

ビッグデータ

ICT技術の発達により、収集・蓄積・分析が可能になった膨大でリアルタイムに変化するデータのこと。

ファシリティマネジメント

組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

福祉的就労

障害がある人が、一般企業で働けない場合に、福祉サービスを受けながら働くこと。

放課後児童クラブ（学童保育）

就労等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年の児童などに対し、放課後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

保健医療圏

病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位のこと。日常の医療を提供し、概ね市町村単位の一次医療圏、一般的な医療を提供し、複数の市町村から成る二次医療圏、高度で特殊な医療を提供し、概ね都道府県単位の三次医療圏がある。

母子・父子自立支援員

母子・父子家庭に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う専門員。

補装具

身体に障害のある人の失われた部位や必要な身体機能を補うために用いられる用具。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、紹介、斡旋、養成などを行い、ボランティア活動を普及している拠点。

マ行

モータリゼーション

自動車が大衆に普及し、日常生活で一般的に使われるようになること。

ヤ行

要保護児童対策地域協議会

要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため、地方公共団体が設置・運営する組織。

ラ行

ライフサイクルコスト

製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる総額の費用。

ライフステージ

人の一生における少年期・青年期・壮年期・老年期など、節目となる出来事によって区分されるそれぞれの段階のこと。

リカレント教育

生涯にわたり教育と就労を繰り返し、スキルを高めることができる教育制度。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版の計画。

6次産業

農林水産物を収穫・漁獲（第1次産業）するだけでなく、加工（第2次産業）し、流通・販売（第3次産業）まで手がけること。

ロケツーリズム

映画・ドラマのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し、人々のおもてなしに触れる旅行。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

茂原市総合計画
2021→2030

令和3年3月

発行：茂原市
〒297-8511
千葉県茂原市道表1番地
Tel.0475-23-2111（代表）

編集：企画財政部企画政策課
Tel.0475-20-1516
Fax.0475-20-1603
Email：kikaku@city.mobara.chiba.jp